

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月29日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド  
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ポール・レンチ  
(Paul Wrench)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス  
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド  
(HSBC Alternative Strategy Fund)

【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投 各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。

資信託受益証券の金額】

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

米ドル・クラス受益証券 5 億アメリカ合衆国ドル

( 422 億 8,000 万円 )

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

米ドル・クラス受益証券 5 億アメリカ合衆国ドル

( 422 億 8,000 万円 )

ユーロ・クラス受益証券 5 億ユーロ

( 534 億 5,500 万円 )

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

( 注 ) アメリカ合衆国ドル ( 以下「米ドル」という。 ) およびユーロの円貨換算は、平成 22 年 8 月末日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 ( 1 米ドル = 84.56 円、1 ユーロ = 106.91 円 ) による。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド

（HSBC Alternative Strategy Fund）

（注）HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、サブ・ファンドとしてHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンド（以下、個々にまたは総称して「ファンド」といい、文脈上、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドを「ファンド」ということがある。）で構成されているアンブレラ型ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、インスティテューショナル・クラス受益証券（米ドル）、インスティテューショナル・クラス受益証券（ユーロ）およびインスティテューショナル・クラス受益証券（円）の5種類、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券およびインスティテューショナル・クラス受益証券（米ドル）の3種類とする（以下、各ファンドの各クラス受益証券を「ファンド証券」または「受益証券」という。）。

日本国内においては、現在、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券、ならびにHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドの米ドル・クラス受益証券およびユーロ・クラス受益証券の募集が行われる。

受益証券は追加型である。

格付は取得していない。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

米ドル・クラス受益証券 5億米ドル（422億8,000万円）

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

米ドル・クラス受益証券 5億米ドル（422億8,000万円）

ユーロ・クラス受益証券 5億ユーロ（534億5,500万円）

（注1）米ドルおよびユーロの円貨換算は、平成22年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値（1米ドル=84.56円、1ユーロ=106.91円）による。以下同じ。

（注2）ファンドは、ガーンジーの法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建てまたはユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨またはユーロ貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### （４）【発行（売出）価格】

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の午後5時（ガーンジー時間）、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、毎月の最終営業日の午後5時（ガーンジー時間）の評価時点において計算される各ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格

（注）「営業日」とは、ガーンジーにおいてもしくはファンドの投資資産の管理または運用に関連する主要金融センターにおいて通常営業日とみなされる日、または管理会社がその裁量で決定するその他の日をいう。

### （５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

## HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
100,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

## - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## - ユーロ・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

## (6) 【申込単位】

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

米ドル・クラス受益証券 100,000米ドル以上 1米セント単位

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

米ドル・クラス受益証券 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス受益証券 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

## (7) 【申込期間】

平成22年11月1日(月曜日)から平成23年10月31日(月曜日)まで

ただし、原則として、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前の営業日、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、毎月の最終営業日の5営業日前の営業日に申込みの取扱いが行われる。

その他、代行協会が必要と認める場合、日本において申込みの取扱いを行わないことがある。

## (8) 【申込取扱場所】

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「HSBC証券」という。)

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「香港上海銀行」といい、HSBC証券とあわせて「日本における販売会社」という。)

(9) 【払込期日】

申込金額等の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては3月、6月、9月および12月の最終営業日までに、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては毎月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。ただし、顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、受益証券の日本における受渡日まで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。顧客は日本における販売会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

(ロ) 引受等の概要

HSBC証券および香港上海銀行はそれぞれ、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)との間の、平成19年4月25日付および平成21年5月1日付の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

管理会社は、HSBC証券会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および日本における販売会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等はファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は、別段の定めがない限り、日本における約定日(日本における販売会社が注文の成立を確認した日)における東京外国為替市場の外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

申込みをした者は、上記(9)「払込期日」所定の日までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社が受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨で払い込まれる。

(二) 日本以外の地域における発行

ファンドについて、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては各暦四半期の最終営業日に、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては暦月の最終営業日に、各受益証券の一口当たり純資産価格で、海外において販売される。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの形態

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、平成19年2月8日付信託証書(補遺にて改訂済)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドがHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの管理会社であり、またHSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッドが平成19年2月8日付でHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの受託会社に指定された。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、特に同ファンドに関係する管理会社および受託会社の義務に関しクラスB規則(下記に定義される。)に服する。

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドで構成されており、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては5種類の受益証券、またHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては3種類の受益証券が発行されている。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、別紙Aおよび別紙Bを参照のこと。

管理会社は、その他のファンドを信託証書により追加設定することができる。

各ファンドの受益証券は、取引日(別紙Aおよび別紙Bを参照のこと)に、評価時点(別紙AおよびBを参照のこと)における受益証券1口当たり純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、取引日に、評価時点における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すという仕組みになっている。

各ファンドのファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

###### ファンドの目的および基本的性格

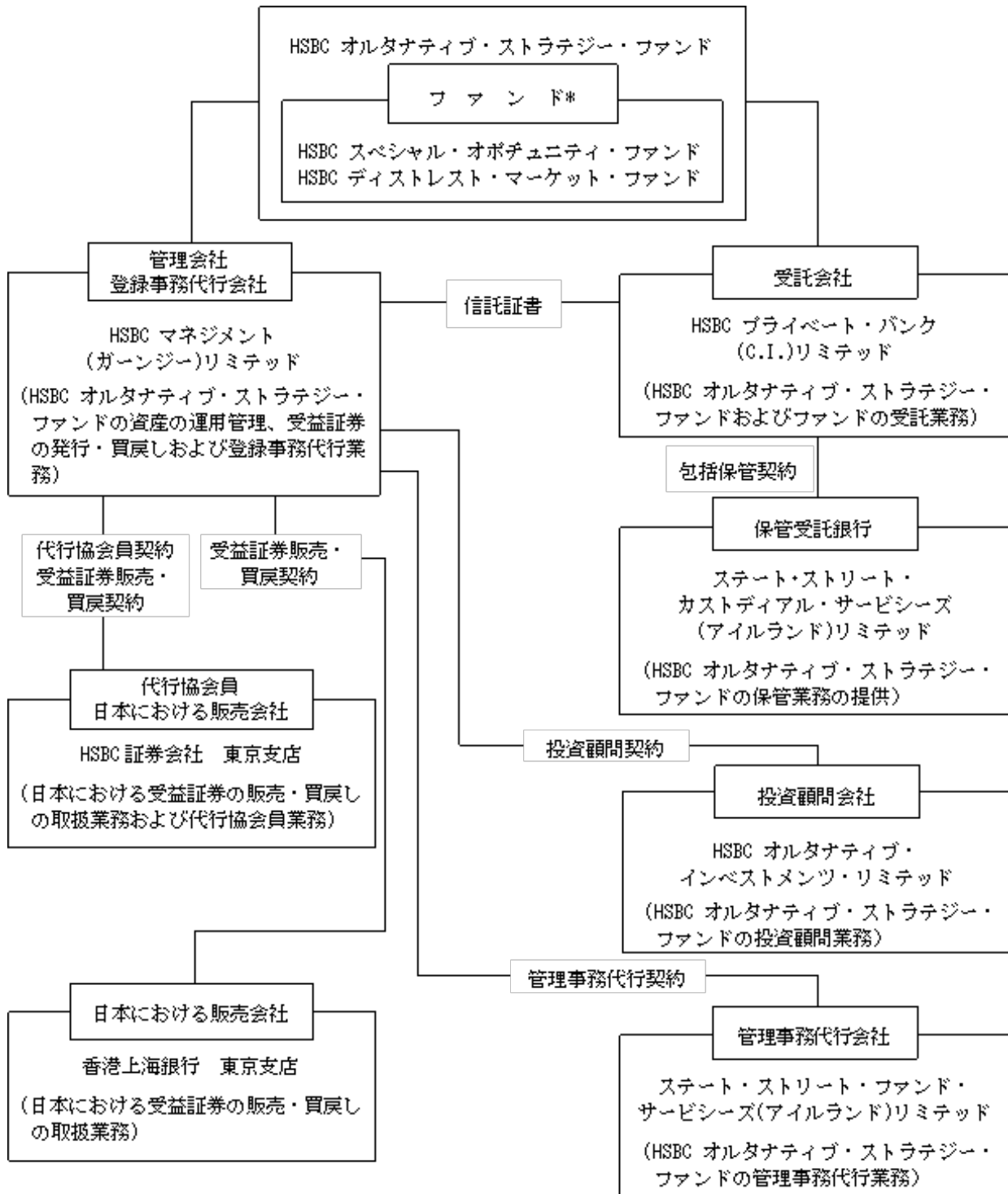
別紙Aおよび別紙Bを参照のこと。

##### (2)【ファンドの沿革】

昭和61年9月25日	管理会社設立
平成19年2月8日	信託証書締結
	HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドのファンド証券締結
	HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドのファンド補足証券締結
平成19年3月1日	HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)の運用開始
平成21年4月23日	HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドのファンド証券締結
	HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドのファンド補足証券締結
平成21年5月29日	HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(米ドル・クラス/ユーロ・クラス)の運用開始

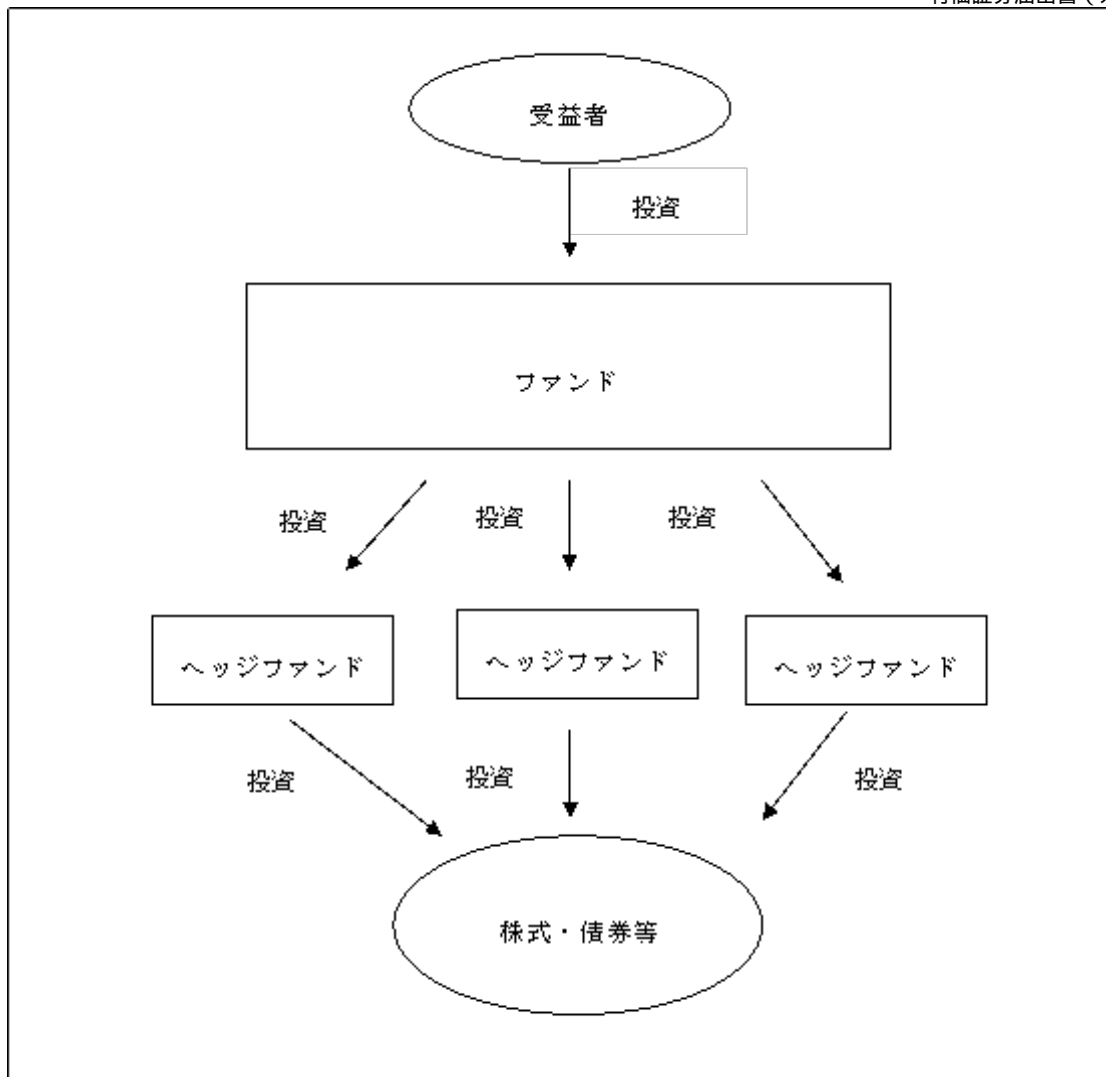
##### (3)【ファンドの仕組み】

###### ファンドの仕組み



\* ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。





管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド (HSBC Management (Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成19年2月8日付信託証書 (随時補遺により改訂済) を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびに終了について規定している。
HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (HSBC Private Bank (C.I.) Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成19年2月8日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよび各ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ (アイルランド) リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland) Limited)	保管受託銀行	受託会社とインベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービシズ (アイルランド) リミテッドとの間で平成13年1月12日付包括保管契約 (注1) を締結 (平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ (アイルランド) リミテッドが契約上の地位を承継)。ファンドの資産の保管業務について規定している。

HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド (HSBC Alternative Investments Limited)	投資顧問会社	平成19年4月19日付投資顧問契約（注2）を管理会社との間で締結。ファンドの投資顧問業務について規定している。
ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約（注3）を締結（平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが契約上の地位を承継。）。ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員 日本における販売会社	平成19年4月25日付および平成21年5月1日付代行協会員契約（注4）を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。 平成19年4月25日付および平成21年5月1日付受益証券販売・買戻契約（注5）を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。
香港上海銀行 東京支店	日本における販売会社	平成19年4月25日付および平成21年5月1日付受益証券販売・買戻契約（注5）を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

- （注1）包括保管契約とは、受託会社によって任命された保管受託銀行がファンドの保有する資産の保管およびその他の保管業務の提供を約する契約である。
- （注2）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、本契約の規定に基づき、当該ファンドの投資目的を達成するために資産の投資および再投資に関する一任勘定による運用を引き受けることを約する契約である。
- （注3）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行うことを約する契約である。
- （注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- （注5）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則及び目論見書に準拠して販売すること及び受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

#### 管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ガーンジーの法律に基づき昭和61年9月25日に設立された。

（ ）会社の目的

管理会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

（ ）資本金の額

資本金の額 平成22年8月末日現在、100,000スターリング・ポンド（約1,308万円）

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、平成22年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値（1英ポンド=130.75円）による。以下同じ。

（ ）会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

（ ）大株主の状況

（平成22年8月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

HSBC インベストメント・ホールディングス（ガーンジー）リミテッド (HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	99,999株	約100%
---	---	---------	-------

#### （４）【ファンドに係る法制度の概要】

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、1987年ガーンジー投資者保護法（改訂済）（以下「1987年法」という。）第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会（以下「委員会」という。）により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された1990年集団投資スキーム（クラスB）規則（以下「クラスB規則」という。）のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則（以下「指定業者規則」という。）および1998年免許業者（財源、通知、業務運営およびコンプライアンス）規則（以下「FNCC規則」という。）に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者（業務運営）規則（以下「業務運営規則」という。）および2010年4月16日に施行された2010年免許業者（資本適性度）規則（以下「資本適性度規則」という。）に基づく監督に服している。

#### （５）【開示制度の概要】

ガーンジーにおける開示

##### （イ）金融庁に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度および各半期に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行（以下「関係者」または「免許業者」という。）の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に関係者の財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならない。通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー（以下「コンプライアンス・オフィサー」という。）を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

さらに、関係者は、（a）業務運営規則の要件を遵守することまたは遵守して販売することができない場合、（b）取締役または従業員がガーンジーにおいて投資業務を行う免許業者または関係者に関連して詐欺またはその他の不正行為にかかわる業務に従事している場合、（c）関係者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合または（d）関係者の子会社の負債がその資産を超える場合または（e）認可を受けた会社の親会社の負債が親会社の資産を超える場合、に該当すると想定される事由がある場合、委員会に対し、事前に、書面による通知および詳細を提出しなければならない。

関係者は、その所有権、登記上の住所または営業所、名称の予定される変更または1987年法の要件に従い提供されるべき書類の通知の送達住所の変更について委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者はまた、（a）関係者の登記上のまたはそれに相当する名称、（b）関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務を行う商号、（c）関係者の本店または主要な営業所の住所、（d）関係者

の登記上の事務所の住所、および（e）1987年法第3条（1）（e）に従って提供される通知または書類の送達住所の変更について直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、主要な従業員が（a）関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務に関係する管理会社、（b）ガーンジーの会社の場合、関係者の秘書、または（c）業務運営規則第3.2条に基づくガーンジーにおけるコンプライアンス・オフィサーに就任したかまたはかかる地位を退任した事実および日付も委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、業務運営規則第12.3.1条に該当する個人に関連して、（a）氏名の変更、（b）業務運営規則に定義される金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、（c）規制当局（自主規制機関（業務運営規則に定義される。）を含む。）または個人の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および（d）かかる個人から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令を認識した場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。（業務行為規則12.4）

関係者は、従業員に関連して、（a）詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為に対する有罪判決、（b）金融業に関連する法律に基づく違法行為に対する有罪判決、および（c）差押え、破綻、破産、仮差押え、またはこれらに類似する手続の発生を認識した場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。関係者は、試用期間中の従業員を含むガーンジーにおける従業員の即時解雇およびその解雇の理由を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。（a）従業員の懲戒理由となった違法行為、（b）従業員を懲戒するために講じられた措置の詳細を含む、1987年法もしくは1987年法に基づく規則の違反または関係者の監督を受ける投資業務の遂行に影響を及ぼすと合理的に予想できる行為に関連して関係者が懲戒した従業員の氏名の記録は維持される。かかる詳細は、従業員が懲戒されてから7日以内に委員会に対して提出されなければならない。記録は、懲戒措置が講じられた日から6年間保管される。

関係者は、（a）関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請または保全管理命令、（b）関係者の管財人、管理事務代理人、資産管財人または受託者の任命、（c）関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、（d）ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、（e）法定当局もしくはその他の規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による関係者の業務を調査するための調査官の任命、（f）規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、（g）金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および（h）金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、他の会社または事業体の子会社になった場合または子会社でなくなった場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。通知には、持株会社の名称、主要事業、取締役の氏名および登記上の事務所の住所を明記しなければならない。関係者は、子会社の設立、取得、売却または解散を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。かかる通知には子会社の名称および主要事業（もしあれば）を明記しなければならない。関係者は、免許の変更を要するか否かにかかわらず、事業計画の重大な変更を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

#### （ロ）受益者に対する開示

##### 受益証券価格の公告

各ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン（欧州版）、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストは当該ファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤り

について責任を負わない。管理会社は、受益証券がある証券取引所に上場または売買されることを予定していない。

### 報告書および計算書

ファンドの会計年度は、ファンドのファンド概要に記載されている各月の最終評価時点である会計基準日に終了する。ファンドの第一会計期間はファンドの受益証券が最初に発行された日から開始する。あるファンドの会計期間に関する監査済み財務諸表は、その基準通貨で作成され、当該会計基準日から6か月以内に当該ファンドの全受益者に送付される。管理会社は、未監査の中間報告書も受益者に対し提供するものと予想している。各ファンドの年次報告書は管理会社の各事務所において閲覧することができ、写しはかかる事務所から得ることができる。

### 受益者への通知

特定ファンドの受益者に対し送付もしくは送達を要求される通知またはその他書面は、郵送される場合、当該ファンドの受益者名簿に記載される住所宛で送付された場合に適式に行われたものとみなされ、また郵送される場合、投函後5日目に送達または受領されたものとみなされる。共同受益者の場合は、かかる通知または書面は最初の記名者の住所宛で送付される。

### 日本における開示

#### (イ) 監督官庁に対する開示

##### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、ファンドのその財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

##### ( ) 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの資産について、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

#### (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が内閣府令に規定される重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

#### （6）【監督官庁の概要】

ガーンジー金融サービス委員会は、「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」と称するガーンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガーンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

##### （ ）委員会により行使される監督の概要

集団投資スキームが、クラスBスキームとして委員会により認可されるためには、投資スキームが1987年法付則第3部の要件を遵守していること、すなわち、投資スキームが、認可宣言済の投資スキームに適用される1987年法に基づくすべての規則を遵守しなければならないこと、投資スキームの名称が望ましくないものまたは紛らわしいものでないこと、投資スキームの目的が合理的に考えて実行可能なものであること、および投資者が裏付となる受益証券一口当たり純資産価格を反映した価格で受益証券を買い戻す権利を付与されていることまたはその受益証券を公認の取引所で裏付となる受益証券一口当たり純資産価格と重大な差異のない価格で売却することができること、という要件に適合していることを、委員会が確認しなければならない。一般原則として、委員会は、プロモーターが設定された投資信託のプロモーションにおいて論証可能な実績を残していることが確認された場合のみ認可する。他の管轄区域における規制当局によるプロモーターの認可は、通常必要とされない。さらに委員会は、投資スキームが会社型の場合、投資スキームの取締役ならびに管理会社および保管受託銀行または受託会社の取締役が経験ある誠実な人物であることを確認しなければならない。委員会は、投資スキームの運用の方法、または免許業者がその業務を行う方法について満足できない場合、投資スキームの認可または免許業者の免許を取り下げる権限を有している。

すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、半期および年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。

1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社（ファンドについては、HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。）の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、（a）異なる法人であり、互いに独立して行為し、（b）各々ガーンジーにおいて、設立され、管理され、営業所を有しており、（c）互いに他社の子会社ではなく、かつ（d）共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。

業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は（資本適性度規則に定義される。）、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費（資本適性度規則に定義される。）の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。

- （a）オープン・エンド型の集団投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社に純資産額400万スターリング・ポンド以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.1条。
- （b）集団投資スキームの指定管理会社に10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。
- （c）同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポ

ドまたは総収入の3倍のうちいずれが高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

- (d) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在（社員および敷地）がない免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任保険範囲のうちいずれが高い金額が適用される。
- (e) 取締役会に対して1987年法、業務行為規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務行為規則3。遵守手続に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。業務行為規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し（任命および体制確立に関しては業務行為規則に詳細に記載される。）、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。

認可されたクラスBスキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は（相手が既に保有している場合を除き）受益証券の販売を行えない旨規定する規則第10.02条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は常にアップ・デートされねばならず、委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

( ) 補償制度の概要

クラスBスキームへの投資者は、クラスAスキームにのみ適用される正式な補償制度の利益を享受することができない。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
別紙Aを参照のこと。
- ( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド  
別紙Bを参照のこと。

### (2)【投資対象】

- ( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
別紙Aを参照のこと。
- ( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド  
別紙Bを参照のこと。

### (3)【運用体制】

投資顧問会社は、ファンドを含むファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築を専門としている。かかるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築に際して、投資顧問会社は、投資先ヘッジ・ファンド・マネジャーに対する広範囲なりサーチおよびデュー・ディリジェンスを継続的に実施し、運用プロセス、リスク管理、組織、ファンドの仕組み、運営状況を調査している。

投資顧問会社は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブ、チューリッヒ、香港、シンガポールおよびシドニーに拠点を置き、適切に分散化されたファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築、ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・ディリジェンスの実施ならびに投資顧問会社のポートフォリオのためになされるヘッジ・ファンド・マネジャーの選別および定期的な監視に専従するオルタナティブ投資の専門家約41名から構成されるチームを活用する。

## 投資アプローチ

### 資産の種類および市場

投資顧問会社は、幅広い様々な種類の資産、市場および地域に及ぶ広範な各種オルタナティブ投資戦略に投資する。かかる戦略の多くはその投資プロセスの一貫としてデリバティブ商品を利用するが、このことが往々にして全体的マーケット・エクスポージャーを縮小することになる。流動性等の付随的リスクまたはその他リスクは、デュー・ディリジェンス・プロセス上の不可分な一部である。

## 基本理念

投資顧問会社の中心的な基本理念は、市場が完全に効率的なものではなく、十分な知識をもって執行され、積極的に運用される投資戦略が絶対リターンを生み出す上で非常にうまく成果を上げることができるとの前提に基づいている。市場には非効率性と投資機会があると考える一方、これらは経験豊かな特別の専門的ファンド・マネジャーによって最高の活用が行われると考えている。したがって、投資顧問会社の役割は、許容し得る短期的なボラティリティ水準で、長期的に満足のゆく絶対的リターン予想に合理性があると考えられる投資戦略を見極めることである。かかるタイプの戦略内で、投資顧問会社は、戦略を実施する最良のファンド・マネジャーを見極めることに努める。

オルタナティブ投資戦略の価値ある性質として、構成によって市場指数に対して相関性が低いことが予想でき、また一連の各種市場環境を通じて運用されることがある。別の性質として、個々のオルタナティブ投資戦略が相互に低い相関性を示し、各種市場環境で好調にも、不調にも推移したりすることがある。したがって、かかる性質は、それらを組み合わせる際に重要な勘案事項となる。直近において保有分が低い相関性を示してきたことに依拠するよりも、投資戦略を詳細に調査し、理解することの方がより重要であると投資顧問会社は考えている。

## 投資プロセス

投資プロセスは、一部利用可能な各種オルタナティブ投資戦略およびこれら戦略がボラティリティを軽減し、より堅調なリターンをもたらすために慎重な分散投資によりいかに混成できるかに関する徹底的調査を行う投資顧問会社に一部依拠している。各戦略毎に最良のファンド・マネジャーを選定でき、かつかかる選定を常時見直すことができることにも依拠しており、これにより、ファンド・マネジャーが予想されるリターンまたはその投資手法から逸脱する場合、またはより良いファンド・マネジャーが見出される場合、関係ポートフォリオ内で適切な変更を行うことができる。

## 投資機会の見極め

HSBCグループは、330億米ドル以上のオルタナティブ投資対象に投資された顧客資産を保有している。即ち、投資顧問会社が投資顧問業の顧客その他投資家によってもたらされた委託および投資構想へのアクセスを提供するため、投資顧問会社の業務が相当に促進されている。このセクターにおける大口投資者であることも、投資顧問会社がプライム・ブローカー、管理事務代行者およびデータの売り手のほか、第三者であるマーケット・メイカーおよびブローカーともかなりの接触を維持できることを確保している。最後に、投資顧問会社は、HSBCネットワーク内外のその他のヘッジ・ファンド投資家からの委託によっても恩恵を受けている。



## ポートフォリオ構成

マルチ・マネジャーのポートフォリオは、最初に、当該ポートフォリオの投資目的に関して構成され、かかる目的は通常、目標リターンおよび期待されるボラティリティの範囲として簡潔に記載されている。これらが、社内的なリスク管理、例えば流動性、いずれか一マネジャーへの最大投資比率、いずれか一戦略への最大投資比率、レバレッジ制限等の構成に繋がる。

次の段階は、当該ポートフォリオに含まれる一連の適切な戦略を決定することである。これら戦略は、第一段階で設定された達成目標を充足する分散化されたポートフォリオ内で貢献できる能力に基づいて選定される。選定された戦略は、実際の採用戦略およびリターン目標とリスク許容度の両面で適切であることを要する。総合的な適正保有高に係るパフォーマンス上の特徴および期待はこれらに沿ったものであることを要する。

長期的な期待リターン、ボラティリティおよび異なるファンド間の相関性に基づき、投資顧問会社は、当該ポートフォリオの戦略配分を策定する。かかる配分は、特定の種類の戦略が中期的に好成績を上げると投資顧問会社が考える場合、両市場の観点により加重され、また当該ポートフォリオ内における実質的な分散を確実にするための分析によっても加重される。

特定ポートフォリオのために選定された各戦略内で、投資顧問会社は、ファンド・マネジャーの探索を行い、予定される運用配分を決定する。投資機会の内容も戦略配分に大きく影響する。投資顧問会社が特定の戦略を好む場合でも、投資顧問会社の好むファンド・マネジャーが全くの新規ファンド・マネジャーであるか、またはその他の問題を抱えている場合、投資顧問会社は当該戦略に対する配分を小さくしておくよう決定することができる。

ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・ディリジェンスは、量的および定性的な審査を伴って続けられる継続的なプロセスであり、毎月更新され、投資目的に合致するヘッジ・ファンドの能力の査定のため毎年訪問を行う。

デュー・ディリジェンスは多様な分野を網羅するが、キー・ポイントは以下のとおりである。

投資哲学および投資プロセスの理解および評価

プロセスおよび戦略に伴うリスクの認識ならびにこれらがインパクトをもたらす時点の理解

ファンドの所有者、その組織的/法的ストラクチャーおよびヘッジ・ファンド・マネジャーによる共同投資の程度

ヘッジ・ファンド会社のビジネス・モデルの理解。たとえば、投資顧問会社は、かかるモデルにより運用およびインフラストラクチャーの下で資産の成長が達成できるかを見る。

ファンドをサポートするインフラストラクチャー。たとえば、投資顧問会社は、ファンドのバック・オフィスおよびリスク管理体制のみならずプライム・ブローカー、監査人およびその他の重要な外部当事者も審査する。

ファンドの他の受益者の理解

デュー・ディリジェンスの訪問とは別個に、ヘッジ・ファンド・マネジャーもまた、法的文書、販売用資料および私募目論見書の詳細かつ厳格な精査および分析のために相当な机上での分析を受けることとなる。選別に先立ち、投資顧問会社もまた、ヘッジ・ファンド・マネジャーに経歴審査を求め、ヘッジ・ファンド業界から情報を入手する。

投資顧問会社ならびにニューヨークおよびジュネーブのHSBCのオフィスのシニアなメンバーから構成されるオルタナティブ投資方針委員会は、投資およびポートフォリオ配分モデルの承認につき責任を負う。

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドは、ファンドの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資顧問業務を委託している。

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約13名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有して

いる。

ファンドの投資戦略は、ファンドの投資顧問会社により監督されている。ファンドの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBCホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社は、HSBCプライベート・バンクならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）との間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。受託会社はステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを保管受託銀行に任命しており、資産および評価の会計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

#### （４）【分配方針】

ファンドの分配日は、ファンド証書に記載される通りとする。

管理会社は、受託会社への事前の通知により、ファンドの分配日を変更し、またはある会計期間中の分配の回数および中間会計期間の回数を増やすことができる。

発行済の累積型受益証券のみを有するファンドでは、管理会社は、投資に充当可能な全資金がまず当該ファンドによって全株所有される投資会社に対し貸し付けられるように当該ファンドの業務を取り決めることができる。かかる取決めは、特定の受益者に対する租税特典を備えていたり、いかなかったりすることがあり、かかるファンドの累積型受益証券の取得を考えるすべての投資者は、当該累積型受益証券の取得、保有および処分により生じる同人の租税義務（もしあれば）に関し適切な税務アドバイスを求めるよう勧められる。

ファンドにはかかる利益分配方針の適用があり、「再投資」されると別紙Aおよび別紙Bに表示されている。

#### 平準化

あるファンドの受益証券の異なる時期の発行または買戻しの結果による未分配純利益の変動を回避するため、かかる受益証券の価格には、評価時点に発行済の当該各受益証券に帰属する利益額に相当する平準化額が含まれることがあり、したがって、各評価時点はかかる目的上個別の区分期間とみなされる。平準化による支払額は、通常、関係受益証券の発行後支払われる最初の分配金と併せて分配受益証券の所有者に払い戻されるか、または当該受益証券の買戻時もしくは償還において依然未決済の場合、発生利益支払額として当該手取金に含まれる。

#### 特別投資

管理会社は随時、その単独の裁量により、非流動的であり評価が困難であるまたはその他一時的に買戻しが制限されると判断する一または複数の既存の投資対象（以下、それぞれ「特別投資」という。）を特定することができる。

特定されたかかる投資対象のレベルが重大になった場合、管理会社は、以下に記載するように投資者に発行することが可能な一または複数の独立したファンド（以下、それぞれ「特別投資ファンド」という。）を設定することができる。

特別投資ファンドが設定されたファンドの投資者は、特別投資ファンドの設定の実行日に、一または複数の特別投資ファンドの受益証券の割当てを受ける権利を有する。特別投資ファンドの受益証券の口数は、かかる既存の特別投資に対する持分割合の公正な時価（管理会社が決定する。）に相当する。

投資者が受益証券の買戻しにて受領する現金に対する特別投資ファンドの受益証券の口数の割合は、特別投資ファンドの設定日における特別投資とファンドの組入投資対象の残額との相対的価値に依拠する。

管理会社は、特別投資を現金化するために適切なあらゆる方法をとる。管理会社は、その単独の裁量により、特別投資をファンドのポートフォリオの一部として再指定することを選択することができ、かかる場合、関連する投資者が保有する当該特別投資に帰属する特別投資ファンドの受益証券の按分された口数がファンドにより買い戻され、その手取金は以下に記載される方法により現金で配分される。特別投資が実際に現金化される場合、現金化された合計額が買戻しおよび配分に伴い発生する管理事務手数料を賄うのに十分な額になるまで、特別投資ファンドの受益証券の買戻しおよび配分は行われない。特別投資ファンドの受益証券は、管理会社によってのみ買い戻すことができる。

#### （５）【投資制限】

別紙 A および別紙 B を参照のこと。

別紙 A および別紙 B に記載されている借入制限は、各評価時点のファンドの純資産総額を基準にして計算される。同様に、投資制限は、各評価時点のファンドの純資産総額を基準にして計算される。

下記の投資制限が日本証券業協会の規定する選別基準に基づいて追加的に課される。

##### （１）空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

##### （２）借入れの制限

借入残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

##### （３）同一法人の株式の取得制限

管理会社により運用されているすべての投資信託の全体においていずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することはできない。

（注）上記の料率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととなる。

##### （４）流動性に欠ける組入資産への投資制限

ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することができない。

##### （５）不適切取引の禁止

管理会社が、管理会社または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

#### マネージド・アカウントを通じた投資

ファンドの資産は、マネージド・アカウントに投資されることがある。ただし、かかる投資がファンドの完全所有子会社（以下「子会社」という。）のみを通じて運用される場合に限られる。子会社の取締役の過半数は管理会社の取締役でなくてはならない。一または複数のポートフォリオ・マネジャーが、かかる子会社の資産について投資一任権限を有するものとして任命される。かかるポートフォリオ・マネジャーの氏名は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが随時公表する定期報告書において開示され、株主はいつでも管理会社の登記上の事務所において情報を照会することができる。ポートフォリオ・マネジャーは、通常、固定運用報酬と変動成功報酬を受領する権利を有する。投資顧問会社は、例えば、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの資産を子会社の債権者から隔離するため、またはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドには適用されない税制優遇策を受けるため、新規に募集を行っていないか、または関連するファンドの投資対象・投資方針に合致しない投資方針を持つヘッジ・ファンドのマネジャーに資産を割り当てるために、有限責任会社として設立された子会社を利用することができる。各子会社は、関連するファンドの投資制限および投資目的に従って投資を行わなくてはならない。ファンドが一

たは複数の子会社を通じて投資運用の一部を行う場合、その資産にはかかる子会社を通じて直接的および間接的に保有される証券や金融商品が含まれる。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、子会社が発行する全株式または受益証券をHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに代わり取得するために、ファンドの利用可能資産の一部を利用する。一または複数の子会社により発行され、ファンドにより保有される証券は、投資制限規制上はファンドの投資とはみなされない。したがって、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書を作成する場合は、各子会社の財務実績は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの監査人により監査される関連するファンドの財務実績に連結される。子会社の活動は上記の方法により資産を保有することに限定される。さらに、受託会社は、その法律上の義務を果たすためあらゆる方策を講じることを確保する。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

投資者によるファンドに対するエクスポージャーは、投資者の投資全体の小さな割合に留めるべきであり、また、かかる投資者は、投資分全額の損失に十分耐えることができるものでなければならない。

以下に概述されるリスク警告は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドを構成する特定ファンドに該当することもあるが、該当しないこともある。リスク警告が特定ファンドに該当するか否かは、別紙Aおよび別紙Bの「リスク要因とその開示」の項を参照のこと。

#### 市場リスク

##### 一般情報

いかなる市場への投資も、広範な直接的、間接的要因により大きく乱高下したり、様々な度合いの突発的変動を被ったりする。かかる要因には、自国政府や外国政府による国内取引への介入や干渉、財政金融政策、為替管理規制の賦課、国際的政治事件、金利の変動、現在の指標に対するトレーダー独自の信頼や将来への見通しが含まれるがこれらに限定されない。これらすべての変動要因は、時には価格や金利の変動を予測または予想することがほとんど不可能になる程の乱高下や心理的要因を市場に与える。かかる側面は、当該市場にエクスポージャーを持つ者にかなりの損失を被らせることになる。

##### 株式投資

株式投資の保有に伴う市場リスクは、固有リスク、業種リスク、およびシステムまたはインデックスのリスクという3つのカテゴリーに分類できる。

固有リスクは、市場の他の領域ではなく、当該証券の発行会社のみに影響する要因から生じる。かかる要因には、例えば、発行会社の経営陣の異動や新たな競争相手または訴訟を理由とするマーケットシェアの喪失がある。

業種リスクは、類似する複数の発行会社を含む業種グループ（食品小売業グループ等）が、例えば経済状況の変化または政府規制の変更に対し他のグループとは異なる形で対応する場合に生じる。

システムまたはインデックスのリスクは、外部要因が個別企業または同種の企業グループよりも市場全体に影響する場合に生じる。かかる要因には財政金融政策、政治的事件、金利の変動が含まれる。

最悪の場合には株式価格はゼロにまで下落することがある。したがって、これらリスクはそれぞれ、当該商品を保有する者にかなりの損失をもたらすことがある。

##### 債券および債務証券

債券や債務証券への投資価値は、実勢市場金利の変動で相当な損失を被ることがある。具体的には、金利が上昇する場合、概ね債券の価格または価値に悪影響を及ぼす。したがって、かかる証券を保有する者にはかなりの損失が生じることがある。

##### 通貨エクスポージャー

投資対象の基準通貨で測定された投資価値は、為替相場の変動により生じる利益および/または損失を被ることがある。かかる変動は、通貨市場にエクスポージャーを持つ者にかなりの損失を被らせることになる。

## デリバティブ商品

デリバティブ商品への投資価値は相当な変動を被る。これら商品の性質から見て、最悪の場合にはその価値はゼロにまで下落することがある。したがって、かかる商品にエクスポージャーを持つ者にはかなりの損失を被るリスクが存在する。

### ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズであるファンドは、当該ファンドの投資対象自体の評価方法に起因する評価リスクを被ることがある。これらの投資先ファンドの一部は、ファンド・マネジャーと関係のあるファンドの管理事務代行者またはファンド・マネジャー自身によって評価されることがあり、その結果、かかる評価について、独立した第三者による定期的または適時の確認が行われないこととなる。したがって、当該ファンドの評価には、特定の評価時点の当該投資先ファンドの真の価格を反映しないことがあるというリスクが存在し、そのことが当該ファンドに大きな損失をもたらすことがある。

## 信用リスク

### 債券

債券の保有には、発行体が当該証券の支払義務を履行できないというリスクが伴う。直接的または(集団投資スキームで保有されるものとして)間接的に保有される債券に関する債務不履行がファンドに対し損失をもたらすことがある。

### 債券と債券デリバティブ商品、為替商品と関連デリバティブ商品、株式と株式デリバティブ商品

債券、通貨関連商品と関連デリバティブ商品および株式と株式関連デリバティブ商品の取引は、必ずしも一定の政府の規制または管理の対象となっていない。かかる市場を利用する者は、取引相手方が契約上の債務に関し不履行になるというリスクに曝される。かかる債務不履行によってかなりの損失を生じることがある。

### 保管、決済、取引相手方のリスク

資産は保管受託銀行によって保管されることがある。決済リスクは、取引が当事者間で適式に合意されたとおりに完遂されない時に発生する。かかるリスクは、必要な決済、清算もしくは登録処理上の誤りもしくは不履行によるか、または当該取引の一方当事者の信用性の欠如に起因することがある。

取引相手方リスクは、契約当事者が当該契約に基づく義務を履行しない時に発生する。かかるリスクの当事者である場合のファンドは、かなりの損失を被ることがある。

## 流動性リスク

### 一般情報

投資制限には一般に、投資目的上ある程度の流動性が維持されることが定められている。ただし、十分な現金を換金する際に課される制限に起因して、買戻代金を予定時間枠内に通常の方法で支払うことができない場合がファンド内で生じることがある。結果的に、受益証券に対する買戻代金を支払う能力が制限されることになる。流動性は、買戻しの機会が制限されているファンドにおいて、さらに低減されることがある。

### 債券と債券デリバティブ商品、為替商品と関連デリバティブ商品、株式と株式デリバティブ商品

債券と債券デリバティブ商品、通貨に関わる商品と関連デリバティブ商品および株式と株式関連デリバティブ商品は、必ずしも一定の政府の規制または管理の対象となっていない。取引相手方は、随時、特定の契約または商品のマーケット・メイクを控えることがあり、その場合、かかる契約または商品を既に保有する者はそのエクスポージャーを清算することができないことになる。かかる特質は、当該商品を保有する者にかかなりの損失を生じさせることがある。

### ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズであるファンドが短い予告通知でその資産のすべてを換金することを強制された場合、一部の資産について即時に換金することができず、管理会社は、その裁量により、かかる資産を受益者に対し比例按分して分配し、全受益者を同等に扱うことがある。

対象会計期間の監査済会計書類が完成するまで、投資先ファンドは一定の割合の買戻代金を保有してお

くことがある。このため、受益者の買戻代金全額を受領遅延を招くことがある。

さらに、ファンドがファンド・オブ・ファンズである場合、投資先ファンドがあらゆる流動性のない投資対象を保有するため別勘定（サイドポケット）を活用することに起因するリスクを被ることがある。投資先ファンドにより別勘定が活用される場合、その投資資金が当該別勘定から分離されるまで、ファンドまたは受益者が全面的に買戻しを制限されることがある。したがって、ファンドは、投資先ファンドが期限を定めない投資を行う場合には、当該投資対象が清算されるまで、投資先ファンドの投資実績の影響を受けることがある。

#### 最低投資期間

クローズド期間のある資産またはその他に相当な期間に亘り頻繁な償還が認められていない資産に投資するファンドは、最低投資期間を設定することができる。最低投資期間中、かかるファンドの流動性はほぼないかまったく存在していない。このため、最低投資期間中、受益証券の保有に関し買戻代金を支払う能力は制限される。

### 集中リスク

#### 一般情報

価値が下落するか、市場の不利な反動を発生させることなく清算できないか、またはその他の市場条件もしくは市況の変化により悪影響を受ける特定の投資対象または同様な投資対象グループへの大きなポジションが維持された場合、多大の損失が生じることがある。

#### ファンド・オブ・ファンズ

かかるファンドは、その純資産総額の20%までをいずれか一つの投資対象に投資することができる。かかる数値は高いように思えるが、当該ファンドは目標市場で多数の投資対象に投資することに留意すべきである。通常、多くの投資対象は特定市場への集中が軽減されるように維持され、二つの投資対象が同一市場に集中する場合、それらは当該市場へのエクスポージャーが「均衡される」ように異なる取引形態を採用する。しかし、これらにかかわらず、「市場リスク」において述べたとおり、時には世界の全市場にマイナスの影響を及ぼすような事態が発生し、その結果市場価格および金利への打撃が当該ファンドの受益証券の価格に反映されることになる。

投資運用ポートフォリオが随時同一市場で等価の相反するポジションを保有することも起こりうる。  
レバレッジ・リスク

ファンドがレバレッジを容認する場合、基本的なファンドのボラティリティはレバレッジが容認されなかった場合よりも遙かに大きなものになる。このことは、より大きなエクスポージャーに伴うより高いリターンに参加する可能性をファンドに与える一方、市場全般および特定のファンドが価格の下落を被る資産に投資する場合、ファンドに損失の増加をもたらすことにもなる。

#### ショートセリング・リスク

ショートセリングはマージン取引を含み、したがってレバレッジのかけられたロング・ポジションに基づく投資よりもより大きなリスクを伴う。証券の空売りは、証券の市場価格の理論上制限のない値上がりを含み、ショート・ポジションのカバーができないことや理論上制限のない損失を招くことがある。ショート・ポジションをカバーするのに必要な証券が購入可能であるという絶対的な保証はない。

#### 新興市場リスク

新興市場への投資特有のリスクは、主要証券市場で投資が行われる場合に遭遇するものよりも遙かに大きい。かかるリスクには以下が含まれる。

**通貨リスク** 投資対象の指定通貨が不安定であったり、大幅な値下がりや暴落を被ったり、また自由に交換できないことがある。

**カントリー・リスク** ファンドの資産価値が新興市場内の政治、法制、経済、財政の不安定による影響を受けることがある。現行法令が一貫して適用されないことがある。

**市場の特質** 新興市場は、概ね、より確立した市場よりも少ない取引量、低い流動性、より大きなボラティリティという特徴があり、また厳しい規制が存在しない。取引の決済は、遅滞や事務処理上の不確実

さを被ることがある。

保管リスク 保管受託銀行は、より発展した市場では通例である保管サービス、決済および証券の管理事務を提供することができず、ファンドの代理として副保管受託銀行により保有される有価証券の所有者としてファンドが認められないというリスクが存在する。

#### 立法上のリスク

ファンドの投資先投資対象の投資戦略は、政府や規制当局の行為により影響を受けることがある。法令が遡及的に適用される可能性があり、または一般には知ることができない内部規則の様式で施行されることがある。投資先投資対象が投資戦略を遂行することを禁止するか、または現在の戦略の期待されている収益性を低下させる法律または規則が導入されることがある。かかる行為は、例えば、機関の国有化もしくは特定の市場セクターにおける投資戦略の制限(例えば、金融セクターの空売り制限)または要求事項の変更(例えば、市場への開示事項の増加)および規制当局からの事前通知のない要求事項の適用といったあらゆる形式をとることがある。

#### HSBCグループ開示

ファンドにより保有される現金は、HSBCグループの一部、子会社または関連会社である銀行に保管され、預託されることがある。借り入れできるHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの下のあらゆるファンドは、ファンドがその借入制限または限度に違反していない限り、HSBCまたはその他から借り入れることができる。

HSBCは、その主要業務が商業・プライベート銀行業務であることにより、ファンドの投資活動に対するまたは関係する直接もしくは間接の重要な(または非重要な)利害を随時有することがあるが、ファンドへの投資者またはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに対しかかる利害についていかなる責任も、またその勘定についての説明義務も負うことはない。

#### 投資顧問会社および投資制限

管理会社は、各ファンドの投資顧問会社を指名し、各ファンド内で各々の場合潜在的に異なる、英文目論見書に記載されたところによる投資制限および指針が実施されるように当該投資顧問会社と契約を締結する。あらゆる場合、英文目論見書に記載される投資制限は制限および限度との関係上「最低限の共通指標」とされ、投資顧問会社は全般に、かかる制限に概述されるよりもさらに大きな制限を受けることが予想される。投資制限および限度に関する各投資顧問会社の契約上の特定義務についての詳細は、関係ファンドの受益証券所有者による書面での請求に応じ管理会社により提供される。

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

## (2) リスクに対する管理体制

リスクの見極めは、デュー・ディリジェンス・プロセスの本質的部分である。最も重要な要素は、リスクの理解および管理が個々のヘッジ・ファンドのレベルにおいて関連性がある場合に考慮される。

- レバレッジ
- 集中およびポジションのサイズ
- ヘッジ・ファンド・マネジャー・リスク
- 市場リスク
- 信用リスク
- 流動性
- 評価リスク
- 透明性

## 売付上の規律

リサーチ・プロジェクトは継続的に実施されている。戦略探求、定量分析、デュー・ディリジェンス訪問で得られる結果は、新規投資の提案のための基盤である。投資先ファンドからの投資資金の引上げは、より適格または強力な投資先ファンドの発見や直接的な交替の実施による結果であったり、またその他一または複数の以下の理由によることもある。

- 不良な絶対的パフォーマンス
- 理由なく同等のグループから乖離したリターン
- 他の商品に投資していることを示唆するような目標から乖離したリターン
- 資産クラスが好ましくなくなる
- 人事異動
- 運用者の運用資産が著しく上下すること
- 投資顧問会社の予想と相容れない新規戦略がファンドにより利用されていること
- 純資産価額の計算が遅すぎる等管理事務上の問題

対象ヘッジ・ファンドを監視し、連絡を保つ責任は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブのポートフォリオ運用者間に分担されている。潜在的な投資資金の引上げの提案は、ヘッジ・ファンドからの投資資金の引上げ如何について最終決定を行うオルタナティブ投資委員会に諮られる。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙Aを参照のこと。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

別紙Bを参照のこと。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込み手数料は、以下のとおりである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
100,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

- 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

- ユーロ・クラス受益証券



申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%（税抜き3.0%）
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%（税抜き2.5%）
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%（税抜き2.0%）
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%（税抜き1.5%）
5,000,000ユーロ以上		1.050%（税抜き1.0%）

## （２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

別紙 A を参照のこと。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

別紙 B を参照のこと。

日本国内における買戻手数料

日本において、買戻手数料は、課せられない。

なお、管理会社は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて最低投資期間を 1 年と定めている。管理会社は、いつでも HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドのすべての受益者に関して、絶対的裁量により最低投資期間を放棄する権利を有するが、その場合には、原則として、買戻代金の 5 % の買戻留保金を課すことができる。かかる買戻留保金は HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドに支払われるものとする。詳細は別紙 A を参照のこと。

## （３）【管理報酬等】

### （ ）管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙 A および別紙 B 記載の通りである。

管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるファンドが別の一ファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

平成22年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについて支払われた管理報酬は、それぞれ4,855,000米ドルおよび2,127,000米ドルである。

投資顧問会社は、ファンドの資産の中から、投資顧問報酬または管理事務代行報酬、および適用ある場合には、成功報酬を受領することができる。当該報酬の金額は、別紙 A および別紙 B に別途記載された特定の場合を除き、ファンドの純資産額に対する料率で計算される。

平成22年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについて上記の管理報酬より支払われた投資顧問報酬は、それぞれ1,706,812米ドルおよび743,421米ドルである。

### （ ）呼値スプレッド

受益証券一口に当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値スプレッド（もしあれば）を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、別紙 A および別紙 B に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする。呼値スプレッド（もしあれば）

を加算した一口当たり純資産価格が発行価格となる。

( ) 成功報酬

ファンド証書により容認される場合、管理会社は、現行実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格と比較した当該評価時点の受益証券一口当たり純資産価格の上昇率(「増加額」)が当該インデックスの計算リターン(「インデックス・リターン」)を超え、かつ実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の受益証券一口当たり純資産価格をも下回らない場合、各評価時点に成功報酬(「成功報酬」)を計上することができる。インデックス・リターンは、該当する場合適切な複合要素を含む当該実績期間中のインデックスへの投資の増加率として計算される。なお、かかるインデックスは、3月、6月、9月および12月の最終評価時点現在の実勢市場金利に沿って更新される。

成功報酬はハイ・ウォーターマーク・ベースで計算される。

ある評価時点の増加額が当該日のインデックス・リターンを超える場合、管理会社は、当該評価時点に発行済の受益証券口数を乗じた超過分に対し成功報酬料率を適用して計算された報酬を計上することができる。ファンドの成功報酬料率についてはファンド証書に詳述されている。実績期間は、当初募集期間の終了時に開始し、当初募集期間の終了後少なくとも6か月経た12月31日に終了し、その後は各暦年(12月31日)に終了する。

毎年12月31日現在計上されている成功報酬は、ファンドの信託財産から管理会社に支払われ、一度支払われた成功報酬に払戻しの義務はない。

管理会社は、その裁量により成功報酬に対する管理会社の権利を全面的または部分的に放棄することができる。管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われるいかなる費用に関しても、当該費用の全部または一部について割り戻しを行うことができる。成功報酬の取決めは、かかる報酬取決めがない場合よりもさらに投機的な投資またはさらに損失リスクの大きな投資を管理会社が行うインセンティブとなることがある。

成功報酬の計算は一部未実現の利益(また未実現の損失)に基づいており、かかる未実現の利益が当該ファンドにより全く実現されないことがあることを投資者は留意すべきである。

成功報酬の金額を含む(ただし、それに限られない。)本報酬に関し疑義のある場合、当該事項は監査人に委ねられ、その決定は最終的なものとされる。

平成22年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて支払われた成功報酬はない。同会計期間にHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについて支払われた成功報酬は、1,928,000米ドルである。

( ) 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙Aおよび別紙Bに記載される通りである。

平成22年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについて支払われた受託報酬は、それぞれ301,000米ドルおよび143,000米ドルである。

(4) 【その他の手数料等】

( ) 営業費用

法的費用、監査報酬、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金(法人税、源泉徴収税等)、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト(適用ある場合)、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われる。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

( ) 償却費用

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの設立と各ファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、その後、一ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額が25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないように各ファンドまたは受益証券クラス間に割り当てられる。あるファンドまたは受益証券クラスへの割当額は当該ファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後当該ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、5年を超えない期間にわたり按分して当該ファンドまたは受益証券クラスに対し負担額を課すことができる。ただし、各ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a) 管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに関係する特別の性質の追加費用が発生することがあり、(b) 新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の償却費用が分担されることになり、また(c) 既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間を5年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にても25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。

上記の(i)および( )の費用の額は、投資者が間接的に負担することになるが、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料・報酬等の合計額については、投資者がファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成22年4月30日に終了した会計年度にHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについて支払われたその他の費用（上記(i)および( )を含むがこれに限定されない。）は、それぞれ160,000米ドルおよび159,000米ドルである。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率

による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座（特定口座）へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、10%（所得税7%、住民税3%）の税率となる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合は申告分離課税の対象となり、源泉徴収選択口座（特定口座）の場合で、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座（特定口座）に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金および譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

## （B）ガーンジー

### ファンド

課税を回避しうるか、回避が望ましい場合、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドまたはいずれかのファンドが、収益の受領またはキャピタル・ゲインもしくは取引益に関し、いずれかの国で租税義務を意図的に負うことになることは予想されていない。さらに、管理会社は、総合的な収益（課税控除を計算に入れた後）が依然として魅力ある投資となる場合を除き、いずれかのファンドがある投資対象に対する利益の支払について源泉徴収税の課税対象となる場合、当該投資対象を取得することを予定していない。ファンドが税金を負担する場合、管理会社は、かかる税金を、潜在する税金の影響を勘案して当該投資決定がなされた上での税金であるとみなすことができる。

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは過去の関係国で（当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。）自己に適用される税金の影響に関し助言を求めることが強く勧められる。

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理

会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社は、その意見によれば、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが1989年の所得税（免税機関）令に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、ファンドは、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドによって支払われる年間報酬コスト（現在年間当たり600スターリング・ポンド）を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが維持するようにHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドとファンドの業務を遂行する予定である。

ガーンジーは、資産の相続、証券のキャピタル・ゲイン、贈与、売却または出来高に対し課税せず、また財産税は存在しない。受益証券の発行、譲渡、転換または買戻しに関してはガーンジーでは印紙税は課されない。

### 受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。

投資を行おうとする者には、ファンドの受益証券の取得、保有または処分に関連して自国で自己に適用される税金の影響に関し助言を得ることが強く勧められる。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成22年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	235,622,863.02	85.96
	バハマ	17,020,519.03	6.21
	ヴァージン諸島	7,610,924.53	2.78
	その他	3,547,482.20	1.29
	小計	263,801,788.78	96.24
現金その他の資産 （負債控除後）		10,292,446.31	3.76
合計（純資産総額）		274,094,235.09 (約23,177百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

(平成22年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
-------	----	-----------	---------

投資信託	ケイマン諸島	133,002,766.28	68.54
	バハマ	27,799,256.39	14.33
	アイルランド	21,745,786.27	11.21
	ヴァージン諸島	7,180,069.94	3.70
	小計	189,727,878.88	97.77
現金その他の資産 (負債控除後)		4,323,898.04	2.23
合 計 ( 純資産総額 )		194,051,776.92 (約16,409百万円)	100.00

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成22年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	QQS DIRECTIONAL OPPORTUNITIES FEEDER FUND LIMITED SERIES 1B	ケイマン諸島	投資信託	13,801.76	1,645.85	22,715,672.23	2,837.54	39,163,040.39	14.29
2	PERSHING SQUARE INTERNATIONAL LTD	ケイマン諸島	投資信託	15,428.21	1,394.02	21,507,226.08	1,782.89	27,506,785.28	10.04
3	HARBINGER CAPITAL PARTNERS SPECIAL SITUATIONS OFFSHORE FUND L.P.	ケイマン諸島	投資信託	1.00	13,872,063.47	13,872,063.47	24,550,967.17	24,550,967.17	8.96
4	DE SHAW COMPOSITE INTERNATIONAL FUND L.P.	ケイマン諸島	投資信託	1.00	21,412,182.93	21,412,182.93	23,266,928.64	23,266,928.64	8.49
5	TPG AXON PRNTS(OFFSHORE)LTD	ケイマン諸島	投資信託	23,076.61	999.96	23,075,785.56	975.68	22,515,328.84	8.21
6	CERBERUS INTERNATIONAL LTD	バハマ	投資信託	15,809.07	1,000.00	15,809,070.67	1,076.63	17,020,519.03	6.21
7	TRIAN PARTNERS LTD.	ケイマン諸島	投資信託	15,000.00	1,000.00	15,000,000.00	979.84	14,697,607.53	5.36
8	FORTELUS SPECIAL SITUATIONS FUND LTD JANUARY 08	ケイマン諸島	投資信託	8,729.27	997.83	8,710,352.38	1,570.29	13,707,482.08	5.00
9	FORTELUS SPECIAL SITUATIONS FUND LTD CLASS B SERIES 10/07	ケイマン諸島	投資信託	8,882.00	997.83	8,862,754.00	1,483.23	13,174,064.13	4.81
10	TRIAN PARTNERS LTD CLASS B SERIES 52	ケイマン諸島	投資信託	8,200.00	1,000.00	8,200,000.00	877.66	7,196,815.72	2.63
11	STEEL PARTNERS II(OFFSHORE)LTD	ケイマン諸島	投資信託	421,958.00	15.34	6,471,401.05	15.34	6,471,401.06	2.36
12	BLUEBAY VALUE RECOVERY FUND LIMITED	ケイマン諸島	投資信託	58,778.50	149.66	8,796,790.62	108.83	6,396,864.37	2.33
13	RAB SPECIAL SITUATIONS FUND LIMITED	ケイマン諸島	投資信託	6,562.33	3,382.94	22,200,000.00	963.25	6,321,165.33	2.31
14	STARK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND LTD. CLASS B-1 RESTRICTED SERIES	ヴァージン諸島	投資信託	6,734.11	987.67	6,651,067.35	831.25	5,597,709.19	2.04
15	OZ EUROPE OVERSEAS FUND II LTD	ケイマン諸島	投資信託	6,457.10	1,008.28	6,510,595.78	823.90	5,319,991.77	1.94
16	SVRF(OFFSHORE)HOLDING LTD	ケイマン諸島	投資信託	48,501.44	100.00	4,850,144.28	92.21	4,472,318.05	1.63
17	HARBINGER CAPITAL PARTNERS SPECIAL SITUATIONS OFFSHORE FUND L.P. CLR	ケイマン諸島	投資信託	1.00	3,941,731.00	3,941,731.00	3,480,294.00	3,480,294.00	1.27
18	BLUEBAY VALUE RECOVERY FUND LIMITED EURO CLASS S	ケイマン諸島	投資信託	24,237.67	231.27	5,605,479.81	137.95	3,343,703.78	1.22
19	FORTELUS SPECIAL SITUATIONS FUND LTD CLASS B	ケイマン諸島	投資信託	2,017.15	756.91	1,526,806.79	1,597.14	3,221,672.41	1.18
20	BLUEBAY VALUE RECOVERY FUND LIMITED EURO SGY	ケイマン諸島	投資信託	14,175.93	207.56	2,942,370.92	137.95	1,955,638.48	0.71

21	DE SHAW COMPOSITE INTERNATIONAL FUND APRIL 1ST SIDE POCKET	ケイマン諸島	投資信託	1.00	-	-	1,635,079.00	1,635,079.00	0.60
22	STEEL PARTNERS JAPAN STRATEGIC OFFSHORE FUND LTD CLASS SP1 SERIES 14	ケイマン諸島	投資信託	2,143.67	1,000.00	2,143,673.40	680.68	1,459,158.38	0.53
23	TPG AXON PARTNERS(OFFSHORE)LTD SERIES 2	ケイマン諸島	投資信託	787.07	1,000.00	787,064.75	1,655.97	1,303,358.39	0.48
24	STARK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND LTD CLASS S-3 VF 38	ヴァージン諸島	投資信託	1,075.40	1,000.14	1,075,553.87	1,169.79	1,257,994.02	0.46
25	DELTA US PARTNERS HOLDING LTD CLASS B 01/2009	ケイマン諸島	投資信託	12,871.26	100.00	1,287,125.50	95.11	1,224,185.05	0.45
26	TPG AXON PARTNERS(OFFSHORE)LTD SERIES 3	ケイマン諸島	投資信託	767.08	1,000.00	767,076.72	1,518.74	1,164,993.72	0.43
27	TPG AXON PARTNERS(OFFSHORE)LTD SERIES E6	ケイマン諸島	投資信託	926.50	1,000.00	926,498.93	1,030.77	955,011.00	0.35
28	STARK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND LTD CLASS S-1 VF 35	ヴァージン諸島	投資信託	940.50	706.89	664,827.05	803.00	755,221.32	0.28
29	STEEL PARTNERS JAPAN STRATEGIC OFFSHORE FUND LTD CLASS SP 2(C)SERIES 14	ケイマン諸島	投資信託	586.94	1,000.00	586,940.27	997.08	585,227.57	0.21
30	TPG AXON PARTNERS(OFFSHORE)LTD SERIES 4	ケイマン諸島	投資信託	297.65	1,000.00	297,652.32	1,793.31	533,780.88	0.19

## ( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

(平成22年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	HALCYON OFFSHORE ASSET-BACKED VALUE FUND LTD	ケイマン諸島	投資信託	17,537.04	1,291.89	22,655,921.99	1,506.34	26,416,829.85	13.61
2	JABCAP GLOBAL BALANCED FUND LIMITED	ケイマン諸島	投資信託	157,463.23	146.07	23,000,000.00	158.52	24,961,071.06	12.86
3	CQS CONVERTIBLE OPPORTUNITIES FUND	アイルランド	投資信託	19,486.17	1,026.37	20,000,000.00	1,115.96	21,745,786.27	11.21
4	TRAFALGAR CATALYST FUND	ケイマン諸島	投資信託	160,074.23	100.11	16,025,256.76	102.41	16,393,297.20	8.45
5	JCAM GLOBAL FUND LTD CLASS F SERIES 1 JUNE 09	バハマ	投資信託	13,513.57	1,140.93	15,418,100.00	1,170.77	15,821,294.94	8.15
6	GREEN T G2 FUND LTD	ケイマン諸島	投資信託	84,164.43	181.47	15,273,720.72	181.93	15,311,729.56	7.89
7	CQS ABS FEEDER FUND LIMITED	ケイマン諸島	投資信託	4,012.20	3,613.97	14,500,000.00	3,731.03	14,969,653.49	7.71
8	POST TOTAL RETURN OFFSHORE FUND II LTD SERIES V 01NOV2007	ケイマン諸島	投資信託	13,083.74	1,008.97	13,201,111.30	1,058.46	13,848,607.12	7.14
9	OWL CREEK OVERSEAS FUND LTD	ケイマン諸島	投資信託	12,500.00	1,000.00	12,500,000.00	878.27	10,978,375.42	5.66
10	PAULSON ADVANTAGE LTD	ケイマン諸島	投資信託	28,834.06	346.81	10,000,000.00	333.77	9,623,882.32	4.96
11	JCAM GLOBAL FUND LTD	バハマ	投資信託	7,000.00	1,000.00	7,000,000.00	1,001.50	7,010,508.65	3.61
12	JCAM GLOBAL FUND LTD CLASS F	バハマ	投資信託	5,000.00	1,000.00	5,000,000.00	993.49	4,967,452.80	2.56
13	AG SUPER FUND INTERNATIONAL LTD	ヴァージン諸島	投資信託	3,246.74	1,254.58	4,073,305.46	1,270.07	4,123,594.01	2.12
14	AG SUPER FUND INTERNATIONAL LTD	ヴァージン諸島	投資信託	2,437.40	1,230.82	3,000,000.00	1,253.99	3,056,475.93	1.58
15	CQS ABS FEEDER FUND LIMITED CLASS B	ケイマン諸島	投資信託	1.00	0.00	-	381,619.34	381,619.34	0.20
16	GREEN T G2 FUND LTD	ケイマン諸島	投資信託	1.00	0.00	-	108,469.25	108,469.25	0.06
17	HALCYON OFFSHORE ASSET-BACKED VALUE FUND LTD JAN10	ケイマン諸島	投資信託	3.52	0.00	-	1,137.45	3,998.13	0.00
18	HALCYON OFFSHORE ASSET-BACKED VALUE FUND LTD	ケイマン諸島	投資信託	3.14	0.00	-	1,073.20	3,368.79	0.00
19	HALCYON OFFSHORE ASSET-BACKED VALUE FUND LTD JULY 2010	ケイマン諸島	投資信託	1.82	0.00	-	1,024.03	1,864.75	0.00

## 【投資不動産物件】

平成22年8月末日現在、該当事項なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】

平成22年8月末日現在、該当事項なし。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成22年8月末日前一年間における各月末および下記会計年度末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

## ( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
第1会計年度末 (平成20年4月末日)	601,665,000.00	50,877	米ドル	113.23	9,575
第2会計年度末 (平成21年4月末日)	290,572,000.00	24,571	米ドル	78.79	6,662
第3会計年度末 (平成22年4月末日)	304,090,009.72	25,714	米ドル	99.12	8,382
平成21年9月末日	314,752,565.93	26,615	米ドル	92.32	7,807
10月末日	306,231,199.67	25,895	米ドル	94.63	8,002
11月末日	309,750,068.26	26,192	米ドル	95.57	8,081
12月末日	311,357,339.54	26,328	米ドル	96.51	8,161
平成22年1月末日	300,533,291.93	25,413	米ドル	96.36	8,148
2月末日	304,535,001.65	25,751	米ドル	96.65	8,173
3月末日	306,262,179.82	25,898	米ドル	98.52	8,331
4月末日	304,090,009.72	25,714	米ドル	99.12	8,382
5月末日	292,912,290.78	24,769	米ドル	96.12	8,128
6月末日	286,013,153.29	24,185	米ドル	94.02	7,950
7月末日	273,686,421.04	23,143	米ドル	94.62	8,001
8月末日	274,094,235.09	23,177	米ドル	93.78	7,930

## ( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
第1会計年度末 (平成20年4月末日)	-	-	米ドル	-	-
			ユーロ	-	-
第2会計年度末 (平成21年4月末日)	-	-	米ドル	-	-
			ユーロ	-	-
第3会計年度末 (平成22年4月末日)	192,290,303.33	16,260	米ドル	115.48米ドル	9,765
			ユーロ	115.58ユーロ	12,357
平成21年9月末日	147,806,274.19	12,498	米ドル	107.62米ドル	9,100
			ユーロ	107.38ユーロ	11,480
10月末日	155,842,826.81	13,178	米ドル	107.83米ドル	9,118
			ユーロ	107.65ユーロ	11,509



11月末日	177,457,496.16	15,006	米ドル	108.04米ドル	9,136
			ユーロ	107.83ユーロ	11,528
12月末日	178,413,831.12	15,087	米ドル	110.39米ドル	9,335
			ユーロ	110.28ユーロ	11,790
平成22年 1月末日	179,506,676.67	15,179	米ドル	111.30米ドル	9,412
			ユーロ	111.27ユーロ	11,896
2月末日	181,321,520.38	15,333	米ドル	111.88米ドル	9,461
			ユーロ	111.90ユーロ	11,963
3月末日	185,795,204.26	15,711	米ドル	114.14米ドル	9,652
			ユーロ	114.20ユーロ	12,209
4月末日	192,290,303.33	16,260	米ドル	115.48米ドル	9,765
			ユーロ	115.58ユーロ	12,357
5月末日	186,782,180.76	15,794	米ドル	114.19米ドル	9,656
			ユーロ	114.31ユーロ	12,221
6月末日	186,867,971.07	15,802	米ドル	113.12米ドル	9,565
			ユーロ	113.16ユーロ	12,098
7月末日	195,831,637.97	16,560	米ドル	113.47米ドル	9,595
			ユーロ	113.60ユーロ	12,145
8月末日	194,051,776.92	16,409	米ドル	112.45米ドル	9,509
			ユーロ	112.57ユーロ	12,035

(注) HSBCディストレスト・マーケット・ファンドの運用は、平成21年5月29日に開始された。

#### < 参考情報 >

##### ■ 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド (米ドル・クラス)



## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド (ユーロ・クラス)



過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

## 【分配の推移】

ファンドは、分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙 A および別紙 B を参照のこと。

## 【収益率の推移】

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
(米ドル・クラス受益証券)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格 (米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格 (米ドル)	収益率 (%)
第 1 会計年度	-	113.23	13.23
第 2 会計年度	113.23	78.79	- 30.42
第 3 会計年度	78.79	99.12	25.80

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の受益証券一口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格 (分配落の額)。ただし、第一会計年度については、当初募集時における受益証券一口当たり純資産価格 (100米ドル) とする。

( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド  
(米ドル・クラス受益証券)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格 (米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格 (米ドル)	収益率 (%)
第 1 会計年度	-	-	-
第 2 会計年度	-	-	-
第 3 会計年度	100.00	115.48	15.48

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の受益証券一口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）。ただし、第3会計年度については、当初募集時における受益証券一口当たり純資産価格（100米ドル）とする。

(ユーロ・クラス受益証券)

会計年度	前会計年度末の一口当たり純資産価格（ユーロ）	会計年度末の一口当たり純資産価格（ユーロ）	収益率 (%)
第1会計年度	-	-	-
第2会計年度	-	-	-
第3会計年度	100.00	115.58	15.58

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

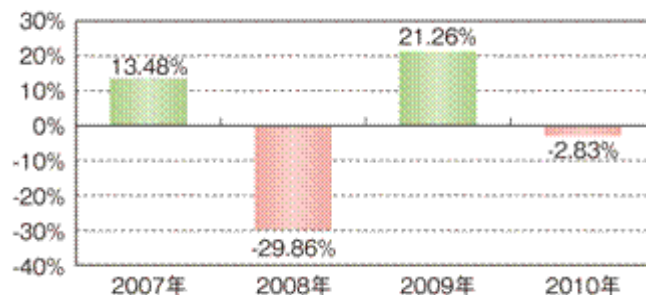
a = 会計年度末の受益証券一口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）。ただし、第3会計年度については、当初募集時における受益証券一口当たり純資産価格（100ユーロ）とする。

< 参考情報 >

■ 年間収益率の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドルクラス)



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

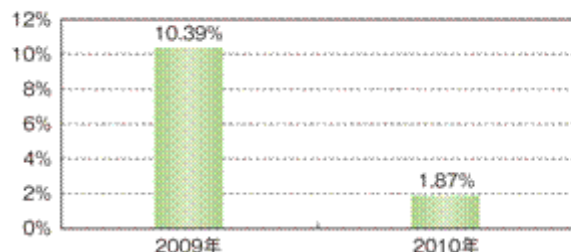
a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2010年については、2010年8月31日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）  
ただし、2007年については、当初申込期間の申込価格（100米ドル）

(注2) 2007年については、運用開始日（2007年3月1日）から2007年12月31日までの収益率。  
2010年については、2010年1月1日から2010年8月31日までの収益率。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(米ドルクラス)



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

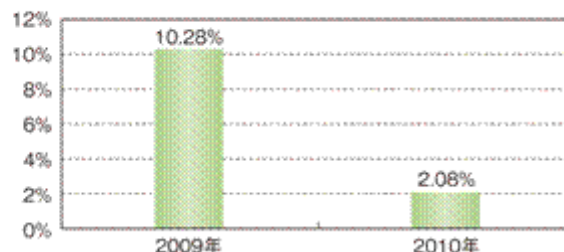
a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2010年については、2010年8月31日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）  
ただし、2009年については、当初申込期間の申込価格（100米ドル）

(注2) 2009年については、運用開始日（2009年5月29日）から2009年12月31日までの収益率。  
2010年については、2010年1月1日から2010年8月31日までの収益率。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(ユーロクラス)



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2010年については、2010年8月31日の受益証券一口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格（分配落の額）  
ただし、2009年については、当初申込期間の申込価格（100ユーロ）

(注2) 2009年については、運用開始日（2009年5月29日）から2009年12月31日までの収益率。  
2010年については、2010年1月1日から2010年8月31日までの収益率。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンドの販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、次の通りである。

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,737,826.52 (187,964.07)	230,352.94 (0)	4,507,473.58 (187,964.07)
第2会計年度	310,168.94 (14,091.91)	1,702,657.10 (38,272.77)	3,114,985.42 (163,783.21)
第3会計年度	22,025.41 (5,324.45)	490,166.16 (23,195.70)	2,646,844.67 (145,911.96)

(注1) ( )内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間の販売口数が含まれる。

( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	- (-)	- (-)	- (-)
第2会計年度	- (-)	- (-)	- (-)
第3会計年度	1,293,846.59 (32,962.52)	261,551.27 (0)	1,032,295.32 (32,962.52)

(ユーロ・クラス受益証券)

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	- (-)	- (-)	- (-)
第2会計年度	- (-)	- (-)	- (-)
第3会計年度	188,598.70 (3,685.92)	6,665.02 (0)	181,933.68 (3,685.92)

(注1) ( )内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第3会計年度の販売口数には、当初申込期間の販売口数が含まれる。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売手続等

##### 適格投資家

ファンドの受益証券の申込みを行う者は、適格投資家でなければならない。適格投資家とは、（ ）18歳以上であり、（ ）本書に定義された米国人ではなく、（ ）同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、（ ）同人が受益者となることによって、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド、いずれかのファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにならず、または本来負担もしくは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上等の不利益を被ることにならず、また（ ）HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドまたはいずれかのファンドが1940年米国投資会社法（改正済）に基づき登録を要求されることにならないと定義される。

受益証券を取得し、保有することは、当該投資家が適格投資家であることを継続的に表明し、保証することになる。適格投資家でなくなったことを認識した受益者はその所有受益証券を適格投資家に譲渡するか、または当該受益証券の買戻しを請求しなければならない。管理会社の意見により適格投資家ではない者により保有されていることが判明した受益証券は、強制的に買い戻されることがある。「強制買戻し」の項の以下の情報をご参照下さい。

さらに、管理会社は、米国人が株主となっているファンドによる受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

##### マネー・ロンダリング規制

管理会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に応じ適切な注意義務をもって適用される国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム金融防止規制（2007年ガーンジー刑事罰（犯罪収益）（金融サービス業）規則および2007年金融犯罪およびテロリスト金融に関するGFSCハンドブックを含むが、これに限られない。）に服する。かかる規制により、管理会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

管理会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の詳細な身元証明を要求することができる。例えば、個人は、正式に認証されたパスポート、身分証明書または運転免許証の写しを、住所、生年月日・出生地および詳細な連絡先の証明書類とともに管理会社へ提出することを要求されることがある。法人が申込みを行う際は、全ての取締役および受益株主に関する同様の情報を、会社の設立証明書、基本定款および通常定款（または同等物）、最新の報告書および会計書類、署名権限者リストおよび適切な取締役会決議とともに管理会社へ提出することを要求されることがある。申込人は個人でも法人でも、銀行紹介状の提出を要求されることがある。

上記の項目は単に例として挙げられたものである。管理会社は、申込人の身元確認のために必要な情報を要求する権利を留保している。身元確認の目的で要求された情報の提出に遅滞・不履行がある場合には、管理会社は申込みや申込金の受理を拒否することができ、また、申込後に要求された情報については、情報が提出されるまで買戻代金の支払を拒否することができる。

##### 「顧客を知る」の規制

HSBCグループは、厳格に「顧客を知る」という方針で営業しており、管理会社および受託会社は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに提供する役務に関しかかる方針に従う。

##### 契約証書

受益証券の価格が各取引日について関係評価時点現在で確定されてから2営業日以内に、販売会社は、場合に応じ当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻し額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または当該日に受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

## 受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、販売会社は、当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)までに申込書を受領することを要する(HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前までに、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、毎月の最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない。)

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、ファンドの最低保有金額(HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券:100,000米ドル、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドの米ドル・クラス受益証券:25,000米ドル、ユーロ・クラス受益証券:25,000ユーロ)を下回らない価額でなければならない。ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社によって必要通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第2位まで発行される。買付金から当初手数料(もしあれば)の控除後、管理会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

## 情報保護

投資者は、ファンドへの投資に合意することにより、管理会社が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報保有し処理できること、ならびに管理会社はその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

- (a) 投資者に関する信用およびマナー・ロンダリングの確認のため個人情報を処理することを含む、ファンドへの投資により義務付けられまたはこれに関連する投資者個人情報(機微な個人情報を含む。)を処理すること。
- (b) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要な場合、投資者と連絡を取ること。
- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社が判断する第三者またはガーンジーもしくは欧州経済地域外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること。
- (d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること。
- (e) 管理会社および/または投資顧問会社(ガーンジーまたは欧州経済地域外のこれらの会社を含む。)と同じグループに属し、自社のサービスを投資者に販売する営業目的で当該情報の利用を希望する他の会社に電子通信の方法等で個人情報を移転すること。
- (f) 管理会社の内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること。

## 受益証券の譲渡

管理会社および受託会社の承認を受ける場合を除いて、受益証券は譲渡されない。受益証券は、管理会社および受託会社の容認する書式を完成させることによるのみ譲渡される。譲受人が既存の所有者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、可能な限り早く申込書に記入し、管理会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を管理会社に提供する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日にのみ効力を生じる。

## (2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中のファンド証券の申込みの取扱いが行われる日に、ファンド証券の申込みの取扱いが行われる。

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込みの取扱時間は、原則として東京時間午後2時までとする。HSBC スペシャル・オポ

チュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券の販売の最低単位は100,000米ドル、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドの米ドル・クラス受益証券の販売の最低単位は25,000米ドル、ユーロ・クラス受益証券については25,000ユーロである。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては各暦四半期の最終営業日の午後5時(ガーンジー時間)、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては毎暦月の最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出するのと同様に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日までに、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、毎月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、受益証券の日本における受渡日まで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は日本における約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

日本国内における申込み手数料は以下のとおりである。

#### HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
100,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

#### HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

##### - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

##### - ユーロ・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)

5,000,000ユーロ以上

1.050%（税抜き1.0%）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

上記（1）「海外における販売手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

## 2【買戻し手続等】

### （1）海外における買戻し手続等

#### 最低投資期間

管理会社は、受益証券について買戻しが可能になるまで保有されていなければならない最低期間（以下「最低投資期間」という。）を指定することができる。かかる最低投資期間は、受益証券が発行された取引日から1年間である。管理会社は、いつでもすべての受益者に関して、絶対的裁量により最低投資期間を放棄する権利を有し、買戻代金の5%または受益者に通知され英文目論見書で公表されるその他のレートの買戻留保金を課すことができる。かかる買戻留保金はファンドに支払われるものとする。

#### 買戻手続

取引日における受益証券の買戻請求は、当該取引日の午後5時（ガンジー時間）までに販売会社が受領していなければならない（HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前までに、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、暦月の最終営業日の45日前までに買戻しの指図が受領されなければならない。）。

いかなる買戻請求の価値も、管理会社はその絶対的裁量でより低価額の受付に同意する場合を除き、ファンドの最低取引金額（HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券：100,000米ドル、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドの米ドル・クラス受益証券：25,000米ドル、ユーロ・クラス受益証券：25,000ユーロ）を下回らないものでなければならない。残りの保有受益証券数が関連する最低保有金額を下回るようになるような、保有受益証券の一部の買戻請求が受領された場合、管理会社は、その絶対的裁量で全保有受益証券数に対する申込みとみなすことができる。

買戻請求は販売会社へのファクシミリ、電子方式または書面による請求で行うことができる。買戻代金が事前に指定された銀行口座に払い込まれる場合、共同受益者のいずれか一人が買戻しを請求することができる。

管理会社、販売会社および受託会社は、買戻請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻代金は、受益証券の価格の決定から2営業日以内に販売会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、ファンドの基準通貨で行われ、その際、管理会社は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻価格は、信託証書に従い（特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い）決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻代金の支払は行われない。

#### 遅延した申込みおよび買戻請求の受理

ファンドについて、管理会社は、絶対的な裁量により、前記の締切時間の後で、関連する取引日である評価時点より前に受け取った購入申込みおよび買戻請求を受諾することができる。

#### 買戻代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻代金の払込先の銀行口座を変更する管理会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの管理会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領するべ



きとする。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不充分である。管理会社が買戻代金の支払場所または方法に関して指示を受け取っていない場合、管理会社は、当該受益者を受取人とする小切手または銀行為替手形により当該代金を支払うこととし、当該受益者のリスク負担で名簿上の当該所有者の住所宛に普通郵便で送付する。共同受益者の場合は、かかる小切手は全受益者に対して支払われ、全受益者中の最初の記名者の住所宛で送付される。

#### 取引日に買い戻されるファンドの受益証券口数の制限

管理会社は、取引日に買い戻される一つのファンドの受益証券口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の15%以下となるよう制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

#### 強制買戻し

後記「4 資産管理等の概要（5）その他（イ）ファンドの解散」に記載のとおりファンドが終了される場合、受益証券は管理会社によって強制的に買い戻される。

ある受益者が適格投資家ではないことを管理会社が知るに至った場合、管理会社は、翌取引日に当該者の保有する受益証券の買戻しを、当該日について決定された買戻価格で行い、当該代金を当該者に送金することができる。そのほか、管理会社は、当該買戻しがHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド、ファンドまたは保有者等の最善の利益になると管理会社または受託会社はその絶対的裁量により判断した場合も、いかなる者の保有する受益証券も強制的に買い戻すことができ、かかる判断により、管理会社および受託会社のいずれも、当該受益者を含む何人にも当該判断の理由を開示することを要しない。

#### (2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前に、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、暦月の最終営業日の45日前に買戻請求を行うことにより日本における販売会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。なお、管理会社は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて買戻しが可能になるまで保有されていなければならない最低投資期間を、受益証券の発行された取引日から1年間と指定している。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの買戻しは、当該取引日の1年目の応答日またはその直後の暦四半期の最終営業日から行うことができる。管理会社は、いつでもHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドのすべての受益者に関して、絶対的裁量により最低投資期間を放棄する権利を有し、買戻代金の5%または受益者に通知され英文目論見書で公表されるその他のレートの買戻留保金を課すことができる。かかる買戻留保金はHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドに支払われるものとする。

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻請求により投資者が保有する受益証券の残高がファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として東京時間午後2時までとする。ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社である。

買戻しに関して、買戻し手数料は課されない。

買戻代金の支払は、原則としてファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は、別段の定めがない限り、当該取引の日本における約定日における東京外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。上記(1)「海外における買戻し手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

### 3【転換手続等】

#### （1）海外における転換手続等

あるファンド（「旧ファンド」）の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のファンド（「新ファンド」）の受益証券に転換するよう管理会社に請求することができる。かかる請求は、当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間午後5時までに管理会社が受領していなければならない。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、管理会社は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。管理会社がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該所有者は、新ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社または受託会社が要求する追加情報を管理会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される受益証券口数を関係取引日に適用される買戻価格で乗じて計算され、また得られた金額が新ファンドの基準通貨以外の通貨である場合、管理会社は、新ファンドの受益証券申込みについて前述したものと同等な条件で当該通貨を必要通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、管理会社は、次に、得られた金額を、新ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新ファンドの直後の取引日現在で計算される価格とする。上記の発生しうる転換費用以外には、転換について管理会社により課される費用はない。

#### （2）日本における転換手続等

各ファンドについて、日本において転換は取り扱われない。

### 4【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 純資産価格の決定

##### ファンドの純資産総額

ファンドの取引日は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては3月、6月、9月および12月の最終営業日、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては毎月の最終営業日である。

管理会社は、その裁量により、管理会社が決定する目的のために、上記取引日に加えて他の日を取引日として指定することができる。

ファンドの純資産総額は、取引日毎に、評価時点におけるファンドの資産総額から負債総額を差し引いて決定される。資産総額は、現金、経過利息、評価時点現在ファンドが受領できる分配金およびすべての長期保有投資対象の（以下の通り評価される）価値の合計額である。負債総額にはすべての発生負債（管理会社および受託会社の報酬を含む。）およびすべての短期保有投資対象の（以下の通り評価される）価値が含まれる。

証券市場で定期的に相場付けされ、売買される投資対象は、当該評価日の最終取引価格、または、当該日に取引が行われなかった場合には、

ファンドによる長期保有投資対象の場合は当該評価日の最終買呼値

ファンドによる短期保有投資対象の場合は当該評価日の最終売呼値の終値

で評価される。当該価格もしくは相場が入手できない場合または管理会社の意見によれば適正市場価格を反映していない場合、投資対象は、管理会社が適正価格とみなす価格で評価されることになり、かかる価格は、評価時に適正な売却において入手し得たであろう価格を基準にして管理会社が適切な注意義務をもって決定する。その他の投資対象は、場合に応じ信託証書または当該ファンド証書の規定に応じて評価される。管理会社が異なる時期に相場付けもしくは入手される価格または金利を使用して一定の種類の投資対象の評価を決定する場合、管理会社は、当該方法が当該ファンドに関しある評価時点から次の評価時点まで一定のままである場合にはそのまま当該方法によることができる。管理会社は、資産および負債に帰属する価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、また当該ファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受け

ることにはならない。

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先投資対象の運用者またはアドバイザーが提供する評価の推定値（「推定価格」）を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、またファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、当該受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払／調整は行われぬ。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく価格設定上十分な正確性を維持しつつ毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にも関わらず、評価時点とファンドの受益証券一口当たり純資産価格の決定との間には約16日の遅れが生じることになることに投資家は注意すべきである。これは、ファンドを買い付ける投資家にとり、割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、買戻代金の計算の遅延を意味することになる。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

#### 受益証券一口当たり純資産価格

受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を入手して、当該取引日直前のファンドの受益証券発行済口数で除して（小数第2位未満切上げ）計算される。

#### 純資産価格の決定の停止

管理会社は、下記の期間の全期間または一部期間、ファンドの純資産価格および評価の決定を停止することがある。

- （ ）ファンドの投資対象の大部分が通常取引される市場において取引が停止または制限される期間。
- （ ）管理会社の意見によればファンドの資産の評価が実行不能となる状況の存続期間。
- （ ）受益者からの受益証券の買戻しが、管理会社の意見によれば適用法の違反となる期間。
- （ ）管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の大部分を換金すること、不当に遅滞することなくもしくは該当する場合通常の為替レートでかかる換金を行うこと、またはその他当該換金に係る現金による手取金を受領することが不可能になるような状況が存在する期間。
- （ ）当該ファンドが投資する他のファンドの受益証券の取引の停止期間または純資産価格の計算の停止期間。

かかる停止が5営業日以上存続することが予想される場合、当該ファンドの全受益者は、書面による通知により当該停止および当該停止の終了について通知を受け、また可能な場合、かかる通知は当該受益証券の価格が通常公告されるガーンジーの官報やその他の刊行物に掲載される。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中、受益証券の発行または買戻しは行われぬ。

管理会社は、買付申込みの受諾が停止され、受益証券の発行が行われぬ旨をいつでも決定することができる。

#### （2）【保管】

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

#### （3）【信託期間】

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよびファンドは2106年またはこれ以前に終了する。

#### （4）【計算期間】

各ファンドの会計年度（「会計期間」）は、毎年4月の最終営業日に終了する（平成20年4月が最初の決算日）。

#### （5）【その他】

##### （イ）ファンドの解散

（ ）管理会社が清算（受託会社が事前に承認した任意清算を除く。）を開始するか、管理会社の資産に対し管財人が任命された場合、もしくは管理会社が営業を停止する場合、（ ）管理会社がその義務の

履行不能となるか、その義務を十分に履行しない場合、またはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドもしくはファンドに悪評をもたらすか、受益者の利益を害するとみなされることを行った場合、または( ) 受託会社が退任を希望し、管理会社が受託会社の希望の通知を受けてから6か月以内に新任の受託会社が指名されていない場合、受託会社は、一部または全部のファンドを終了することができる。

ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、または望ましくなくなる場合、管理会社は、当該ファンドを終了することができる。ファンドの純資産額が、1,000万米ドルまたは相当額を下回り、管理会社が経済的に存続させるべきではないと考える場合、管理会社は、当該ファンドを終了することができる。

( ) ファンドの受益者集会の特別決議があった場合、または( ) 委員会による認可が取り消された場合、クラスB規則に従い、当該ファンドが終了することがある。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは全ファンドが終了されるまでは終了することができない。

ファンドの終了後、管理会社は、受託会社のためにすべての投資対象を換金し、すべての残存借入金を返済し、受益者に対し分配可能な当該ファンドの受益証券一口当たり金額を決定する旨信託証書に規定されている。受託会社は、その後可能な限り速やかに受益者に対し、当該ファンドの受益証券に対する各々の持分に比例按分して当該純受取代金を分配するものとし、またその後6年間受益者による請求のない金員は放棄されたものとみなされ、管理会社に対しその自己の勘定で支払われる。ファンドの終了後、管理会社および受託会社は、全受益者への最終分配が行われる前に、当該ファンドに係る既存のまたは偶発債務を充足するための引当金として受託会社が留保すべき金額(もしあれば)を確定する旨信託証書に定められている。

#### (ロ) 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、その適切とみなす方法および範囲で信託証書およびファンド証書の規定を捺印証書により修正、変更または追記することができる。ただし、受託会社の意見によれば、当該修正、変更または追記が受益者の利益全般または特定ファンドの利益を大きく損なわず、受託会社または受託会社もしくは管理会社の代表に対し受益者に対する責任を大幅に免じるように運用されないことを受託会社が書面で証明しない限り、かかる修正、変更または追記は、当該ファンドまたはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド(場合による。)の受益者集会の特別決議の裁可なしには実施されないものとする。かかる修正、変更または追記は、受益証券に関し追加の支払を行う義務または受益証券に関し追加責任を負う義務を受益者に対し課すものではない。

#### (ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者が書面にて合意した場合に限り修正することができる。同契約は、一方当事者が他方当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了させることができる。また、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに書面により通知することにより、投資顧問会社または管理会社により終了させることができる。

同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理事務代行会社および管理会社間の書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に管理事務代行会社により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 包括保管契約

包括保管契約は、保管受託会社および受託会社間の書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の

契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に総保管受託銀行により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。

同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 受益証券販売買戻契約

受益証券販売買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

#### ( ) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

#### ( ) 残余財産分配請求権

トラストが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### ( ) 議決権

適式に招集され、開催されるファンドまたはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド（場合による。）の受益者集会は、特別決議により、( ) 信託証書の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、( ) ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、( ) 別の機関または投資スキーム（当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。）とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、( ) 管理会社を解任し、( ) ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

かかる受益者集会では議長または本人もしくは代理人により出席する受益者は秘密投票を要求することができる。

挙手の際には、本人もしくは代理人により出席する各受益者または法人の場合は役員もしくは代理人により出席する各受益者は一議決権を有する。投票の際には、本人または代理人により出席する各受益者は、その受益証券保有分により表象されるファンドまたはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド（場合による。）のスキーム財産に対する非分割の受益証券口数と同数の議決権を有する。

一ファンド（「投資側ファンド」）が別のファンド（「投資対象ファンド」）の受益証券に投資する

場合、投資側ファンドは当該投資対象ファンドに関する議決権を放棄するものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ガーンジーにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( ) 管理会社またはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

( ) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春 芽

同 十 枝 美 紀 子

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

##### 【（ ）HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ガンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド（チャンネル諸島、ガンジー GY1 4AN、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20番）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。なお、ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッドは、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成22年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=84.56円）が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

#### （1）【貸借対照表】

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
貸借対照表  
2010年4月30日現在

	注	2010年4月30日現在		2009年4月30日現在	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
組入投資有価証券		303,913	25,699	321,164	27,158
流動資産：					
債権	7	2,629	222	24,700	2,089
現金および預金残高	8	671	57	106	9
		<u>3,300</u>	<u>279</u>	<u>24,806</u>	<u>2,098</u>
控除：					
債務：一年以内に期限の到来する金額	9	<u>(3,123)</u>	<u>(264)</u>	<u>(55,398)</u>	<u>(4,684)</u>
純流動資産 / (負債)		<u>177</u>	<u>15</u>	<u>(30,592)</u>	<u>(2,587)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産		<u>304,090</u>	<u>25,714</u>	<u>290,572</u>	<u>24,571</u>

本財務書類は、2010年9月13日付で管理会社であるHSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[ 署 名 ]  
取締役

[ 署 名 ]  
取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

( 2 ) 【 損益計算書 】

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
総収益計算書  
2010年4月30日終了年度

	注	2010年4月30日 終了年度		2009年4月30日 終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタルゲイン / ( ロス )	3	75,275	6,365	(177,949)	(15,047)
収益	4	-	-	35	3
財務費用：支払利息	12	(367)	(31)	(390)	(33)
運用費用	5	(5,316)	(450)	(8,638)	(730)
純費用		(5,683)	(481)	(8,993)	(760)
投資活動による買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産の純増 ( 減 )		69,592	5,885	(186,942)	(15,808)

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書  
2010年4月30日終了年度

	2010年4月30日 終了年度		2009年4月30日 終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産	290,572	24,571	601,665	50,877
買戻可能参加受益証券発行 および買戻しによる変動：				



発行受領額 / 未収額	3,293	278	50,492	4,270
控除：買戻支払額 / 未払額	(59,367)	(5,020)	(174,643)	(14,768)
	(56,074)	(4,742)	(124,151)	(10,498)
投資活動による買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産の純増（減）	69,592	5,885	(186,942)	(15,808)
期末現在買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産	304,090	25,714	290,572	24,571

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
キャッシュ・フロー計算書  
2010年4月30日終了年度

注	2010年4月30日 終了年度		2009年4月30日 終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
<b>運用活動</b>				
買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純増（減）	69,592	5,885	(186,942)	(15,808)
調整：				
純キャピタル（ゲイン）/ロス	3	(74,798)	(6,325)	167,125
資産および負債の変動：				
その他の債権の減少		26	2	1,076
未払費用の増（減）		30	3	(521)
先渡契約に係る未実現評価（損）益		421	36	(857)
運用活動からのキャッシュ・フロー		(4,729)	(400)	(20,119)
				(1,701)
<b>投資活動</b>				
投資有価証券の購入		(35,360)	(2,990)	(108,961)
投資有価証券の売却		148,916	12,592	194,707
投資活動からのキャッシュ・フロー		113,556	9,602	85,746
				7,251
<b>財務活動</b>				
借入未払金の増（減）		(52,188)	(4,413)	54,829
買戻可能受益証券の発行手取額		3,293	278	50,492
買戻可能受益証券の買戻支払額		(59,367)	(5,020)	(174,643)
財務活動からのキャッシュ・フロー		(108,262)	(9,155)	(69,322)
				(5,862)
当期現金の増（減）		565	48	(3,695)
				(312)
当期首現在の現金		106	9	3,801
当期末現在の現金		671	57	106
				9
<b>負債純額の変動に対する 純キャッシュ・フローの調整</b>				
当期現金の増（減）		565	48	(3,695)
				(312)
負債の変動からのキャッシュ・フロー		52,188	4,413	(54,829) <sup>(訳注)</sup>
当期負債純額の変動		52,753	4,461	(58,524)
				(4,949)

当期首現在の（負債）／債権純額		(54,723)	(4,627)	3,801	321
当期末現在の負債純額	15	(1,970)	(167)	(54,723)	(4,627)

（訳注）原文では（54,529）となっているが、誤記であり、正しくは上記のとおりである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

### 財務書類に対する注記

#### 1．ファンドの構造

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則に基づくクラスBスキームとして認可されているユニット・トラストであるHSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、英領ヴァージン諸島に登記された会社であるHSBCスペシャル・オポチュニティ・インベストメント・リミテッド（以下「投資対象保有会社」という。）の株式を100%保有している。ファンドはまた、投資活動に資金援助するため投資対象保有会社に資金を貸し付けていた。

投資対象保有会社は、投資有価証券明細表に記載された投資有価証券を保有している。投資有価証券を保有する投資対象保有会社の目的は、当該投資有価証券からの分配金に係る源泉税が返還されることを確実にするためである。

当該財務書類は、ファンドおよび投資対象保有会社のすべての資産および負債を含んでいる。

#### 2．主要な会計方針

以下の会計方針が、ファンドの財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

##### 会計の基礎

財務書類は、投資有価証券の再評価により修正された取得原価主義ならびに適用される英国会計基準および投資管理協会が発行した認可を受けたファンドに対する会計実務勧告書に従い作成されている。

##### 機能通貨および表示通貨

機能通貨および表示通貨は米ドルであり、これは米ドルがファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨であることによる。

##### 投資有価証券

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の貸借対照表日付午後5時（ガンジー時間）における一口当たり最終純資産価格で評価されている。投資有価証券に係る実現および未実現損益は、総収益計算書に含まれている。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

## 収 益

投資収益および預金利息は、発生基準で含まれている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の買戻可能参加受益証券の発行口数に比例して各受益証券クラスに割当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割当てられる。

## 費 用

費用は、発生基準で含まれている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の買戻可能参加受益証券の発行口数に比例して各受益証券クラスに割当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割当てられる。

## 見積および判断の使用

英国会計基準の認識および測定原則に従って財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の簿価について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

## 外貨取引

外貨取引は、取引日の実勢為替レートで計上される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢最終為替レートで米ドルに換算される。ファンドは、総収益計算書上に米ドル建てでない投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現為替評価損益を計上する。米ドル建てでない未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差損益および未実現為替評価損益は、総収益計算書に反映される。

## 外国為替予約

オープン外国為替予約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として貸借対照表に報告される。

## 現 金

現金は、銀行に保有する当座預金で構成される。

## 借入費用

借入費用は、ファンドが有している信用枠から発生する。かかる費用は、総収益計算書に発生基準で認識される。

## 設立費用

ファンドの英文目論見書に従って、設立費用は、5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却される。かかる処理は、英文目論見書に準拠しているが、英国会計基準に準拠していない。この英国会計基準からの逸脱は、財務書類に報告される損益に重大な影響を及ぼさない。

## 管理報酬

管理会社は、各ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領する権利を有する。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数を乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、買戻可能参加受益証券保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。

金融資産および金融負債の公正価値

ファンドのすべての金融資産および負債は、公正価値で保有されている。

金融資産および金融負債の損益

金融資産および負債に係る純損益は、総収益計算書に開示されている。有価証券の売却に係る実現利益および損失は、平均原価法を用いて決定される。

## 3. 純キャピタルゲイン / ( ロス )

	2010年4月30日 終了年度 千米ドル	2009年4月30日 終了年度 千米ドル
デリバティブ以外の投資対象に係る 純キャピタルゲイン / ( ロス )	74,798	(167,125)
デリバティブ投資対象に係る 純キャピタルゲイン / ( ロス )	477	(10,824)
純キャピタルゲイン / ( ロス ) 合計	<u>75,275</u>	<u>(177,949)</u>

## 4. 総収益

	2010年4月30日 終了年度 千米ドル	2009年4月30日 終了年度 千米ドル
受取利息	<u>-</u>	<u>35</u>

## 5. 運用費用

	2010年4月30日 終了年度 千米ドル	2009年4月30日 終了年度 千米ドル
管理会社およびその関連会社への未払金： 管理報酬	<u>(4,855)</u>	<u>(8,028)</u>
受託会社およびその関連会社への未払金： 受託報酬	<u>(301)</u>	<u>(515)</u>
その他の費用：		
監査報酬	(24)	(8)
その他諸費用	<u>(136)</u>	<u>(87)</u>
	<u>(160)</u>	<u>(95)</u>
費用合計	<u>(5,316)</u>	<u>(8,638)</u>

## 6．管理契約、受託契約および投資顧問契約

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの設立に関する2007年2月8日付信託証書の条項に基づき、HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドが、管理事務業務を行うファンドの管理会社に任命された。管理会社は、米ドル・クラスおよびユーロ・クラスについて純資産価額の年率1.65%の報酬を、インスティテューショナル・クラス（米ドル）およびインスティテューショナル・クラス（ユーロ）について純資産価額の年率0.90%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、400,595米ドルであった（2009年：375,476米ドル）。

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの設立に関する2007年2月8日付信託証書の条項に基づき、HSBCプライベート・バンク（ガーンジー）リミテッドが、受託会社に任命された。2008年5月31日発効で、受託会社はその名称をHSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッドに変更した。受託会社は、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、24,841米ドルであった（2009年：23,189米ドル）。

2007年2月8日付の契約の条項に従い、管理会社は、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドをHSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの投資顧問会社に任命した。投資顧問会社は、実績期間開始時の一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の一口当たり純資産価格を下回らない場合、関連する期間中の当該通貨の実勢3か月物LIBORに5%を加えたベンチマークを超過する額の10%の成功報酬を受領する。期末現在支払われた、または未払いの成功報酬はなかった。

## 7．債権

	2010年4月30日 現在 千米ドル	2009年4月30日 現在 千米ドル
売却未決済額	2,378	23,885
先渡為替契約に係る未実現評価益（注13参照）	191	729
その他の債権	60	86
	<u>2,629</u>	<u>24,700</u>

## 8．現金および預金残高

	2010年4月30日 現在 千米ドル	2009年4月30日 現在 千米ドル
現金および預金残高	<u>671</u>	<u>106</u>

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「保管受託銀行」という。）に保有される。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用格付は、2010年4月30日現在、A-1+であった（2009年4月30日：A-1+）。

## 9．債務：一年以内に期限の到来する金額

	2010年4月30日 現在 千米ドル	2009年4月30日 現在 千米ドル
借入未払金（注12参照）	(2,641)	(54,829)

先渡為替契約に係る未実現評価損 ( 注13参照 )	(41)	(158)
未払受託報酬	(25)	(23)
未払管理報酬	(401)	(376)
その他の債務	(15)	(12)
	<u>(3,123)</u>	<u>(55,398)</u>

## 10. 税 制

アンブレラ型ファンドであるHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、1989年所得税 ( ガーンジー ) 令 ( 免除団体 ) に基づきガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンド ( 2009年 : 600英ポンド ) を課せられている。

## 11. 発行済買戻可能参加受益証券口数

	口数 米ドル・クラス (米ドル)	口数 ユーロ・クラス (ユーロ)	口数 インスティテュー ショナル・クラス (米ドル)	口数 インスティテュー ショナル・クラス (ユーロ)	口数 合計
2009年5月1日現在 発行済買戻可能 参加受益証券	3,114,985.42	329,800.58	111,000.00	32,220.00	3,588,006.00
発行	22,025.41	8,194.57	761.03	-	30,981.01
買戻し	(490,166.16)	(126,401.69)	-	-	(616,567.85)
2010年4月30日現在 発行済買戻可能 参加受益証券	<u>2,646,844.67</u>	<u>211,593.46</u>	<u>111,761.03</u>	<u>32,220.00</u>	<u>3,002,419.16</u>
	口数 米ドル・クラス (米ドル)	口数 ユーロ・クラス (ユーロ)	口数 インスティテュー ショナル・クラス (米ドル)	口数 インスティテュー ショナル・クラス (ユーロ)	口数 合計
2008年5月1日現在 発行済買戻可能 参加受益証券	4,507,473.58	355,744.39	212,000.00	32,220.00	5,107,437.97
発行	310,168.94	102,999.24	-	-	413,168.18
買戻し	(1,702,657.10)	(128,943.05)	(101,000.00)	-	(1,932,600.15)
2009年4月30日現在 発行済買戻可能 参加受益証券	<u>3,114,985.42</u>	<u>329,800.58</u>	<u>111,000.00</u>	<u>32,220.00</u>	<u>3,588,006.00</u>

すべてのシリーズ受益証券は収益および費用の配分について同じ順位であり、かつ同一の権利が付与されている。

## 12. 関係会社取引

HSBC プライベート・バンク ( C.I. ) リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。

## 借入金

投資対象保有会社は、買戻し ( 適切な場合 ) を容易にするため、取引決済に必要な短期もしくは一時的な目的で、または投資先ファンドへの追加投資を容易にするため、ファンドの純資産価額の10%を上限とする投資目的で、資本金および準備金の調整合計額の25%を上限とする借入を行うことができる。当期中に、HSBC プライベート・バンク ( C.I. ) リミテッドがファンドに信用枠を提供した。期末現在未返済の借入額は、2,641,099米ドルであった ( 2009年 : 54,828,557米ドル )。当期中に支払われた利息は、366,758米ドルであった ( 2009年 : 390,158米ドル )。

## 13. 先渡為替契約

資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てである可能性があり、一定の通貨エクスポージャーが関連するクラスの通貨に対してヘッジされている。このヘッジ目的で、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または入手可能で同等または類似の効果があるその他のデリバティブ商品が使用される。投資顧問会社は、その絶対的な裁量により通貨ヘッジに係る方針を変更する権利を有している。かかるヘッジ費用のすべては、関連する受益証券クラスの保有者のみが負担する。

2010年4月30日現在、HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの外貨資産をヘッジする目的のために、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 米ドル
2010年5月28日	6,385,618米ドル	4,826,000ユーロ	ステート・ストリート・ロンドン	(40,609)
				<u>(40,609)</u>

2010年4月30日現在、HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 米ドル
2010年5月28日	19,838,000ユーロ	26,249,046米ドル	ステート・ストリート・ロンドン	166,928
				<u>166,928</u>

2010年4月30日現在、HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・インスティテューショナル・クラス ( ユーロ ) のヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 米ドル
2010年5月28日	2,852,000ユーロ	3,773,681米ドル	ステート・ストリート・ロンドン	23,999
				<u>23,999</u>
2010年4月現在の先渡為替契約に係る未実現評価損合計				<u>(40,609)</u>
2010年4月現在の先渡為替契約に係る未実現評価益合計				<u>190,927</u>

2009年4月30日現在、HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの外貨資産のヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 米ドル
2009年5月29日	7,464,067米ドル	5,716,000ユーロ	ステート・ストリート・ロンドン	(158,171)
				<u>(158,171)</u>

2009年4月30日現在、HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損益 米ドル
2009年5月29日	24,146,000ユーロ	31,530,330米ドル	ステート・ストリート・ロンドン	668,160
2009年5月29日	28,836ユーロ	38,460米ドル	ステート・ストリート・ロンドン	(7)
				<u>668,153</u>

2009年4月30日現在、HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・インスティテューショナル・クラス（ユーロ）のヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 米ドル
2009年5月29日	2,210,000ユーロ	2,885,862米ドル	ステート・ストリート・ボストン	61,154
				61,154
2009年4月現在の先渡為替契約に係る未実現評価損合計				(158,178)
2009年4月現在の先渡為替契約に係る未実現評価益合計				729,314

#### 14. 金融商品

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場価格リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

##### (a) 市場価格リスク

市場リスクは主に保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被るかもしれない潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入る有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を表し、通貨リスク、金利リスクおよび価格リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるとい保証はない。証券市場は、近年、非常に不安定で予測できないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。

貸借対照表日付現在のファンドの組入る投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

##### (b) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）の結果として投資有価証券の価額が変動するリスクである。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの保管受託銀行により定期的に監視され、取締役会により四半期毎に見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために整備された特別な指針がある。

##### (c) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資ファンドへの投資である。ファンドが投資する投資先ファンドは、金利リスクにさらされる。しかし、ファンドはその投資を分散することにより当該リスクを軽減する。ファンドは、期末現在1.125%（2009年4月30日：1.1882%）の利息が発生する2,641,099米ドルを借り入れていた（2009年4月30日：54,828,557米ドル）。金利リスクを最少化するため、ファンドは変動金利ローン契約を締結している。変動金利にさらされるファンドの現金および預金残高は、671,421米ドルであっ



た ( 2009年 : 106,017米ドル )。

#### ( d ) 信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行できないリスクである。

ファンドは取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。ファンドは、公認の評価の高い取引所において数多くの取引相手と取引を行うことにより信用リスクの集中を軽減する。

ブローカーとの取引から発生する信用リスクは、決済待ちの取引と関係している。該当する決済期間が短いことおよび利用するブローカーの信用度が高いことから、未決済の取引に関連するリスクは小さいと考えられる。ファンドは、リスクを更に軽減するために、利用するブローカーの信用格付および財務ポジションを監視する。

実質的に、ファンドのすべての資産は、ステート・ストリート・アンド・カストディアル・サービスズ ( アイルランド ) リミテッド ( 以下「保管受託銀行」という。 ) が保有している。保管受託銀行の破産または支払不能により、保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅れるかまたは制限されることがある。ファンドは、ファンドが使用する保管受託銀行の信用度および財務ポジションを監視することによりそのリスクを測定する。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用格付は、2010年4月30日現在、A-1+であった ( 2009年4月30日 : A-1+ )。さらに、ファンドは、投資対象ファンドの投資有価証券が有する信用リスクを通じて、信用リスクに間接的にさらされるリスクを有している。

#### ( e ) 為替リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し取引を行うことができる。それにより、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産および負債の該当部分の価額に悪影響を与える方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの為替リスクは、所定の方針および手続にしたがって投資顧問会社により毎月管理されている。ポートフォリオ・レベルのすべてのエクスポージャーは、標準的な月次の先渡を使用して毎月関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされる。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、取締役会により月次ベースで監視される。

ファンドはまた、ファンドを為替リスクにさらすユーロ建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている外国為替契約を締結することにより軽減される。

以下の表は、2010年4月30日現在のファンドの為替リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

通貨	合計 千米ドル	先渡為替合計 千米ドル	純額 千米ドル
ユーロ	6,298	23,787	30,085
米ドル	297,642	(23,637)	274,005
	303,940	150	304,090

以下の表は、2009年4月30日現在のファンドの為替リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

通貨	合計 千米ドル	先渡為替合計 千米ドル	純額 千米ドル
ユーロ	7,561	27,562	35,123
米ドル	282,440	(26,991)	255,449
	290,001	571	290,572

#### ( f ) 流動性リスク

ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により継続的に管理される。ファンド、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないビークルに直接投資することは、ファンドの通常の方針ではない。

英文目論見に定義されているファンドの投資制限（そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中の管理に関するものである。）は、ファンドの保管受託銀行により月次ベースで監視される。違反および持高が制限レベルに近づいた場合の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

2010年4月30日現在、以下の投資先ファンドがファンドによる投資持高を買い戻す権利を限定する制限を設定した。

	2010年4月30日 現在の時価 千米ドル
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro Class S	3,765
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro SGY	2,324
BlueBay Value Recovery Fund Limited (The) - USD Class S	6,905
Cerberus International Ltd - SPV	17,455
D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Side Pocket Series (SOP)	1,603
Delta U.S. Partners Holdings, Ltd. - Class B - 01Dec2009	1,274
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP2	89
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 A	80
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 C	42
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5	477
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 D	269
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 F	289
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP (Special Investments)	3,606
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP	31,216
Harbinger Capital Partners Offshore Fund I, Ltd. - Class L - Series 1	744
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 01/2002	56
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 07/2007	48
OZ Europe Overseas Fund II, Ltd. - Class M Series (SOPS) Post 1st Mar 10	5,551
RAB Special Situations Fund Limited - USD Class Lock Up 1.10.11	7,171
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class B-1 Restricted Series 2	5,645
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF27 Series 1	-
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF28 Series 1	156

Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF29 Series 1	51
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF30 Series 1	432
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF32 Series 1	23
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF33 Series 1	310
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF34 Series 1	118
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF35 Series 1	526
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF36 Series 1	-
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF37 Series 1	26
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF38 Series 1	1,249
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF40 Series 1	211
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF41 Series 1	350
Steel Partners II (Offshore), Ltd. - SPH (SOP)	7,293
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP1 (C) Series 14	1,748

2010年4月30日

現在の時価

千米ドル

Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP2 (C) Series 14	695
SVRF (Offshore) Holdings Ltd. - USD Class - V2-0E/1	5,043
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 1	927
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 2	1,270
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 3	1,138
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 4	560
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 5	181
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 7	135
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 8	68
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 9	4
	111,123

2009年4月30日現在、以下の投資先ファンドがファンドによる投資持高を買い戻す権利を限定する制限を設定した。

2009年4月30日

現在の時価

千米ドル

Bluebay Value Recovery Euro SGY	2,790
Bluebay Value Recovery Euro Class S	4,771
Bluebay Value Recovery Fund	8,748
Cerberus International Fund	18,778
De Shaw Composite Funds April 1 Sidepocket	1,958
Fortelus Class A USD SP2	84
Fortelus Class A USD SP4 C	40
Fortelus Class A USD SP4 A	75
Fortelus Class A USD SP5	1,961
Fortelus Class A USD SP5 F	1,186
Fortelus Class A USD SP5 D	1,107
Harbinger Capital Partners	7,921
Harbinger Capital Partners Fund Class L	262
Harbinger Capital Partners LP Class R	4,375
Jana Offshore Class B	21

Jana Offshore Class B	18
OZ Overseas Accumulation	6,287
Stark Global Opportunities Class S-1 VF32 Series 1	16
Stark Global Opportunities Class S-1 Series 1	326
Stark Global Opportunities Class B-1 Restricted	13,964
Stark Global Opportunities Class S-1 VF29	52
Stark Global Opportunities Class S-1 VF27	53
Stark Global Opportunities Class S-1 VF30	449
Stark Global Opportunities Class S-1 VF28	319
Stark Global Opportunities Fund Class S-1 VF36	39

2009年4月30日

現在の時価

千米ドル

Stark Global Opportunities Fund Class S-1 VF37	20
Stark Global Opportunities Fund Class S-1 VF35	373
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF 34 Series 1	57
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF 33 Series 1	291
Stark Global Opportunities VF40	180
Stark Global Opportunities VF41	426
Stark Global VF 38	1,134
Steel Partners Japan Unit Trust Class SP 2 (C) Series 14	576
Steel Partners Japan Unit Trust Class SP1 Series 14	1,561
Steel Partners Offshore	8,181
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 3	713
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 4	264
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 5	283
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 2	802
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 9	33
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 6	112
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 1	909
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 7	136
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 8	142
	91,793

## 15. 負債純額の変動の分析

	2010年4月30日現在 千米ドル	キャッシュ・フロー 千米ドル	2009年4月30日現在 千米ドル
現金および預金残高	671	565	106
借入未払金	(2,641)	52,188	(54,829)
負債純額	(1,970)	52,753	(54,723)

## 16. 分配方針

管理会社は、分配金の支払を推奨していない。収益は全額「再投資」される。

## 17. 為替レート

以下の為替レートが、資産および負債の報告通貨（米ドル）への換算に使用された。

2010年4月30日現在

ユーロ

0.7521

## 18. 期中の重要な事象

本財務書類に開示が必要とされる当期中の重要な事象はなかった。

## 19. 後発事象

期末以降に重要な事象はなかった。

## 20. 財務書類の承認

本財務書類は、2010年9月13日付で承認された。

## ( 3 ) 【投資有価証券明細表等】

## HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

投資有価証券明細表 ( 2010年4月30日現在 ) ( 未監査 )

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率%
<b>ユーロ ( 2009年 : 2.60% )</b>			
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro SGY	15,236	2,324	0.76 %
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro Class S	24,683	3,765	1.24 %
		<u>6,089</u>	<u>2.00 %</u>
<b>米ドル ( 2009年 : 107.93% )</b>			
BlueBay Value Recovery Fund Limited (The) - USD Class S	59,924	6,905	2.27 %
Cerberus International Ltd - SPV	16,897	17,455	5.74 %
CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited - Series 1B Shares Non New Issues	13,802	39,313	12.93 %
D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Side Pocket Series (SOP)	1	1,603	0.53 %
D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Ordinary Series (SOP) post Jan 10	1	23,774	7.82 %
Delta U.S. Partners Holdings, Ltd. - Class B - 01Dec2009	12,871	1,274	0.42 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP2	233	89	0.03 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 A	62	80	0.03 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 C	34	42	0.01 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5	1,816	477	0.16 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 D	1,100	269	0.09 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 F	1,103	289	0.10 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class B USD Series 01-08	8,729	14,824	4.87 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class B USD Series 04-07	2,018	3,501	1.15 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class B USD Series 10-07	8,882	14,247	4.69 %
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP (Special Investments)	1	3,606	1.19 %
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP	1	31,216	10.27 %
Harbinger Capital Partners Offshore Fund I, Ltd. - Class L - Series 1	254	744	0.24 %
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 01/2002	87	56	0.02 %
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 07/2007	220	48	0.02 %
Lansdowne UK Strategic Investment Fund Limited - Class R - USD Shares Series 1	250,000	20,888	6.87 %
OZ Europe Overseas Fund II, Ltd. - Class M Series (SOPS) Post 1st Mar 10	6,476	5,551	1.83 %
Pershing Square International, Ltd. - Class D series 1R	15,428	28,912	9.51 %
RAB Special Situations Fund Limited - USD Class Lock Up 1.10.11	6,562	7,171	2.36 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class B-1 Restricted Series 2	6,864	5,645	1.86 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF27 Series 1	35,608	-	0.00 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF28 Series 1	972	156	0.05 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF29 Series 1	55	51	0.02 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF30 Series 1	675	432	0.14 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF32 Series 1	139	23	0.01 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF33 Series 1	370	310	0.10 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF34 Series 1	135	118	0.04 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF35 Series 1	801	526	0.17 %

Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF36 Series 1	295	-	0.00 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF37 Series 1	62	26	0.01 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF38 Series 1	1,075	1,249	0.41 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF40 Series 1	296	211	0.07 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF41 Series 1	473	350	0.12 %
Steel Partners II (Offshore), Ltd. - SPH (SOP)	421,958	7,293	2.40 %
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP1 (C) Series 14	2,144	1,748	0.57 %
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP2 (C) Series 14	587	695	0.23 %
SVRF (Offshore) Holdings Ltd. - USD Class - V2-0E/1	52,531	5,043	1.66 %

## 投資有価証券明細表 ( 2010年4月30日現在 ) ( 未監査 ) - つづき

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率%
<b>米ドル ( 2009年 : 107.93% ) ( つづき )</b>			
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series I 43	24,267	23,268	7.65 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 1	926	927	0.30 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 2	787	1,270	0.42 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 3	767	1,138	0.37 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 4	298	560	0.18 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 5	198	181	0.05 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 7	133	135	0.04 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 8	336	68	0.02 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 9	238	4	0.00 %
Triam Partners, Ltd. - Class D Restricted Series 43	15,000	16,119	5.29 %
Triam Partners, Ltd. - Class D Restricted Series 52	8,200	7,944	2.61 %
		<u>297,824</u>	<u>97.94 %</u>
組入投資有価証券 ( 2009年 : 110.53% )		303,913	99.94 %
純流動資産 ( デリバティブを含む )		<u>177</u>	<u>0.06 %</u>
純資産総額		<u><b>304,090</b></u>	<u><b>100.00 %</b></u>

## 一口当たり純資産価格

	2010/ 4 / 30	2009/ 4 / 30
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス	99.12米ドル	78.79米ドル
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - インスティテューショナル・クラス ( 米ドル )	101.44米ドル	80.09米ドル
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - ユーロ・クラス	94.36ユーロ	75.50ユーロ
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - インスティテューショナル・クラス ( ユーロ )	89.36ユーロ	71.05ユーロ

## ポートフォリオの分類

	ポートフォリオの割合%	
	2010/ 4 / 30	2009/ 4 / 30
公認の証券取引所に上場されている有価証券	11.15 %	9.33 %
未上場有価証券	88.85 %	90.67 %
	<u>100.00 %</u>	<u>100.00 %</u>

## ポートフォリオ回転率

	2010/ 4 / 30	2009/ 4 / 30
有価証券の購入および売却 ( T1 )	162,669,968米ドル	328,371,821米ドル
受益証券の発行および買戻し ( T2 )	62,629,945米ドル	225,134,394米ドル
純資産総額の月次平均 ( M )	306,322,983米ドル	457,218,352米ドル

ポートフォリオ回転率 **32.66%** **22.58%**

注 - ポートフォリオ回転率は、次のとおり計算される：  $((T1-T2) / M) \times 100$

重要なポートフォリオの変動の概要\* (2010年4月30日に終了した年度) (未監査)

#### 購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千円ドル
Cerberus International Fund Ltd - SPV	18,753	18,753
Steel Partners II Holdings LP	421,958	7,293
Strategic Value Credit Series E8	112,643	5,022
SVRF(Offshore) Holdings Ltd USD Class	28,000	2,378
Delta US Partners Holdings Ltd - Class B	12,871	1,287
Stark Global Opportunities Fund Ltd	449	321
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S	335	107
TPG-Axon Partners (Offshore) Ltd	209	83
Stark Global Opportunities Fund Ltd - Class S-3 VF41	46	45
Fortelus Class A USD SP2	84	39
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class	15	10
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd	20	7
Stark Global Opportunities Fund Ltd	12	6
Stark Global Opportunities Fund Ltd	22	4
Stark Global Opportunities Fund Ltd	35,508	3
Stark Global Opportunities Fund Ltd - Class S-3 VF40	2	1
Stark Global Opportunities Fund Ltd	1	1
Stark Global Opportunities Fund Ltd	5	1

#### 売却

銘柄	額面保有高	手取額 千円ドル
Cerberus International Fund Ltd - SPV	1,890	20,602
Delta Europe Class B	244,120	17,739
Delta US Partners Ltd Holdings Ltd - Class B	153,042	11,704
Icahn Fund Ltd	15,000	10,959
Strategic Value Credit Series E U	150,000	9,883
Fortelus Special Situations Class	9,765	9,564
Stark Global Opportunities Fund	13,220	9,565
CQS Directional Opps Fund Series 1B	3,772	9,000
Steel Partners Holdings LP	14,644	7,988
De Shaw Composite International	1	7,078
Steel Partners Japan Unit Class SP (C) Series 14	13,267	6,330
TPG-Axon Partners (Offshore) Ltd	6,418	6,000
Delta US Partners Ltd	78,000	5,270
Strategic Value Credit Series	70,000	4,680
Strategic Value Credit Series E8	60,112	4,293
SVRF (Offshore) Holdings Ltd USD Class	28,000	1,684
Bluebay Value Recovery Fund	11,088	1,326
Icahn Fund Ltd Class B Series 5	1,600	1,169
Bluebay Value Recovery Fund Limited - Euro Class S	4,558	754
OZ Europe Overseas Fund II, Ltd	993	690

\* 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンド純資産額の2%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

[次へ](#)

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## BALANCE SHEET AS AT 30 APRIL 2010

	Notes	As at 30 April 2010		As at 30 April 2009	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Portfolio of investments			303,913		321,164
Current assets:					
Debtors	7	2,629		24,700	
Cash and bank balances	8	<u>671</u>		<u>106</u>	
		<u>3,300</u>		<u>24,806</u>	
Less:					
Creditors: amounts falling due within one year	9	<u>(3,123)</u>		<u>(55,398)</u>	
Net current assets/(liabilities)			<u>177</u>		<u>(30,592)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares			<u>304,090</u>		<u>290,572</u>

The financial statements on pages 7 to 20 were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited, on 13 September 2010 and were signed on its behalf by:

---

Director

---

Director

The notes on pages 10 to 20 form an integral part of these financial statements.

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## STATEMENT OF TOTAL RETURN FOR THE YEAR ENDED 30 APRIL 2010

	Notes	Year Ended 30 April 2010		Year Ended 30 April 2009	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net capital gains/(losses)	3		75,275		(177,949)
Revenue	4	-		35	
Finance costs: interest	12	(367)		(390)	
Operating expenses	5	<u>(5,316)</u>		<u>(8,638)</u>	
Net expenses			<u>(5,683)</u>		<u>(8,993)</u>



Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities	<u>69,592</u>	<u>(186,942)</u>
---	---------------	------------------

STATEMENT OF MOVEMENTS IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES FOR THE YEAR ENDED 30 APRIL 2010

	Year Ended 30 April 2010		Year Ended 30 April 2009	
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the start of the year		290,572		601,665
Movement due to issue and redemption of redeemable participating shares:				
Amounts received/receivable on issues	3,293		50,492	
Less: amounts paid/payable on redemptions	<u>(59,367)</u>		<u>(174,643)</u>	
		(56,074)		(124,151)
Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities		<u>69,592</u>		<u>(186,942)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the end of the year		<u>304,090</u>		<u>290,572</u>

The notes on pages 10 to 20 form an integral part of these financial statements.

HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 30 APRIL 2010

	Notes	Year ended	Year ended
		30 April 2010	30 April 2009
		US\$'000	US\$'000
<b>Operating activities</b>			
Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares		69,592	(186,942)
<i>Adjustments for:</i>			
Net capital (gains)/losses	3	(74,798)	167,125
<i>Changes in Assets and Liabilities:</i>			
Decrease in other debtors		26	1,076
Increase/(decrease) in accrued expenses		30	(521)
Unrealised gains/(losses) on forward contracts		<u>421</u>	<u>(857)</u>
<b>Cash flow from operating activities</b>		(4,729)	(20,119)
<b>Investing activities</b>			

Purchase of investments	(35,360)	(108,961)
Sale of investments	148,916	194,707
<b>Cash flow from investing activities</b>	113,556	85,746
<b>Financing activities</b>		
Increase/(decrease) in loans payable	(52,188)	54,829
Proceeds from issue of redeemable shares	3,293	50,492
Payments on redemptions of redeemable shares	(59,367)	(174,643)
<b>Cash flow from financing activities</b>	(108,262)	(69,322)
Increase/(decrease) in cash for the year	565	(3,695)
Cash at the beginning of the year	106	3,801
<b>Cash at the end of the year</b>	671	106
<b>Reconciliation of net cash flow to movement in net debt</b>		
Increase/(decrease) in cash for the year	565	(3,695)
Cash flow from changes in debt	52,188	(54,529)
Movement in net debt in the year	52,753	(58,524)
Net (debt)/credit at start of the year	(54,723)	3,801
Net debt at end of the year	15 (1,970)	(54,723)

The notes on pages 10 to 20 form an integral part of these financial statements.

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

#### 1 STRUCTURE OF THE FUND

HSBC Special Opportunities Fund (“the Fund”) is a sub-fund of HSBC Alternative Strategy Fund, a unit trust which is authorised as a Class B Scheme under the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990.

The Fund owns 100% of the shares in HSBC Special Opportunities Investments Limited (“the Company”), a BVI registered company. The Fund also loaned monies to the Company to fund its investing activities.

The Company owns the investments listed in the Portfolio of Investments. The purpose of a company holding the investments is to ensure that any withholding tax on distributions from such investments may be reclaimed.

These financial statements include all the assets and liabilities of the Fund and the Company.

#### 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Fund's financial statements:

##### Basis of accounting

The financial statements have been prepared under the historical cost convention modified by the revaluation of investments and in accordance with applicable UK accounting standards and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds issued by Investment Management Association.

##### Functional and presentational currency

The functional and presentational currency is US Dollar because that is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

##### Investments

Investments in investment funds are valued at the closing net asset value per share for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Balance Sheet date. Realised and unrealised surpluses and deficits on investments are included on the Statement of Total Return. Realised gains and losses on sales of securities are determined using the average cost method. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

#### Income

Investment income and deposit interest are included on an accruals basis. All non-class specific income is allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific income is allocated to the share class to which it relates.

#### Expenses

Expenses are included on an accruals basis. All non-class specific expenses are allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific expenses are allocated to the share class to which they relate.

#### Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with the recognition and measurement principles of UK Accounting Standards requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

### HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

#### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

#### 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

##### Use of estimates and judgements (continued)

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

##### Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are recorded at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Balance Sheet date. The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Statement of Total Return.

Any realised exchange gains or losses as well as unrealised appreciation or depreciation arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Statement of Total Return.

##### Foreign currency forward contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Balance Sheet.

##### Cash

Cash comprises current deposits with banks.

##### Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Statement of Total Return on an accruals basis.

##### Formation expense

In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs will be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine. This treatment is in line with the Prospectus but not in line with UK Accounting Standards. This departure from UK Accounting Standards does not have a material impact on the results reported in the financial statements.

### Management Fee

The Manager is entitled to receive a management fee payable out of the assets of each Fund. The management fee shall be calculated and accrued at each Valuation Point and in respect thereof the calculation shall be the Net Assets multiplied by the Management Fee Rate multiplied by the number of days elapsed since the last Valuation Point divided by 365.

### Shares in issue

Redeemable participating shares are redeemable at the option of the holder of redeemable participating shares and will be classified as financial liabilities.

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

#### 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

##### Fair values of financial assets and financial liabilities

All of the financial assets and liabilities of the Fund are held at fair values.

##### Gains and losses on financial assets and financial liabilities

The net gain/loss on financial assets and liabilities are disclosed in the Statement of Total Return. Realised gains and losses on the sale of securities are determined using the average cost method.

#### 3 NET CAPITAL GAINS/(LOSSES)

	Year Ended 30 April 2010 US\$'000	Year Ended 30 April 2009 US\$'000
Net capital gains/(losses) on non-derivative investments	74,798	(167,125)
Net capital gains/(losses) on derivative investments	477	(10,824)
Total net capital gains/(losses)	<u>75,275</u>	<u>(177,949)</u>

#### 4 REVENUE

	Year Ended 30 April 2010 US\$'000	Year Ended 30 April 2009 US\$'000
Interest income	<u>-</u>	<u>35</u>

#### 5 OPERATING EXPENSES

	Year Ended 30 April 2010 US\$'000	Year Ended 30 April 2009 US\$'000
Payable to the Manager and its associates: Management fees	<u>(4,855)</u>	<u>(8,028)</u>
Payable to the Trustee and its associates: Trustee fees	<u>(301)</u>	<u>(515)</u>

Other expenses:		
Audit fees	(24)	(8)
Other sundry expenses	(136)	(87)
	<u>(160)</u>	<u>(95)</u>
Total expenses	<u>(5,316)</u>	<u>(8,638)</u>

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 6 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISER AGREEMENTS

Under the terms of a Trust Deed dated 8 February 2007, which constituted the HSBC Special Opportunities Fund, HSBC Management (Guernsey) Limited was appointed the Manager of the Fund, dealing with its administrative affairs. The Manager receives a fee of 1.65% of the net asset value per annum for the US Dollar Class and the Euro Class, and a fee of 0.90% for Institutional Class (US Dollar) and Institutional Class (Euro). The fee outstanding at year end was US\$400,595 (2009: US\$375,476).

Under the terms of a Trust Deed dated 8 February 2007, which constituted the HSBC Special Opportunities Fund, HSBC Private Bank (Guernsey) Limited was appointed the Trustee. With effect 31 May 2008, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (C.I.) Limited. The Trustee receives a fee of 0.10% of the net asset value per annum. The fee outstanding at the year end was US\$24,841 (2009: US\$23,189).

Under the terms of an agreement dated 8 February 2007, the Manager appointed HSBC Alternative Investments Limited as the Investment Adviser of the HSBC Special Opportunities Fund. The Investment Adviser receives a performance fee of 10% of the excess of the benchmark which is the 3 Month LIBOR plus 5% rate of the relevant currency prevailing during the relevant period, subject to the Net Asset Value per Share at the start of the performance period is not less than the Net Asset Value per Share at the end of any previous performance period. There was no performance fee paid during or outstanding at the year end.

7 DEBTORS	As at 30 April 2010 US\$'000	As at 30 April 2009 US\$'000
Sales awaiting settlement	2,378	23,885
Unrealised gains on forward foreign exchange contracts (see Note 13)	191	729
Other debtors	60	86
	<u>2,629</u>	<u>24,700</u>

8 CASH AND BANK BALANCES	As at 30 April 2010 US\$'000	As at 30 April 2009 US\$'000
Cash and bank balances	<u>671</u>	<u>106</u>

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian"). The credit rating of State Street Bank and Trust Company, the parent of the Custodian, at 30 April 2010 was A-1+ (30 April 2009: A-1+).

9 CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	As at 30 April 2010 US\$'000	As at 30 April 2009 US\$'000
Loans payable (see Note 12)	(2,641)	(54,829)
Unrealised losses on forward foreign exchange contracts (see Note 13)	(41)	(158)
Accrued Trustee fees	(25)	(23)
Accrued Management fees	(401)	(376)
Other creditors	(15)	(12)
	<u>(3,123)</u>	<u>(55,398)</u>

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 10 TAXATION STATUS

The umbrella fund, HSBC Alternative Strategy Fund, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinances 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP 600 (2009: GBP 600).

## 11 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE

	Number US Dollar Class (US Dollar)	Number Euro Class (Euro)	Number Institutional Class (US Dollar)	Number Institutional Class (Euro)	Number Total
Redeemable Participating Shares in issue at 1 May 2009	3,114,985.42	329,800.58	111,000.00	32,220.00	3,588,006.00
Issued on subscriptions	22,025.41	8,194.57	761.03	-	30,981.01
Redemptions	(490,166.16)	(126,401.69)	-	-	(616,567.85)
Redeemable Participating Shares in issue at 30 April 2010	2,646,844.67	211,593.46	111,761.03	32,220.00	3,002,419.16

	Number US Dollar Class (US Dollar)	Number Euro Class (Euro)	Number Institutional Class (US Dollar)	Number Institutional Class (Euro)	Number Total
Redeemable Participating Shares in issue at 1 May 2008	4,507,473.58	355,744.39	212,000.00	32,220.00	5,107,437.97
Issued on subscriptions	310,168.94	102,999.24	-	-	413,168.18
Redemptions	(1,702,657.10)	(128,943.05)	(101,000.00)	-	(1,932,600.15)
Redeemable Participating Shares in issue at 30 April 2009	3,114,985.42	329,800.58	111,000.00	32,220.00	3,588,006.00

All series of shares rank equally for allocation of income and expenses and have the same rights attached to them.

## 12 RELATED PARTY TRANSACTIONS

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

**Loan**

The Company has the ability to borrow up to 25% of its adjusted total of capital and reserves for short-term or temporary purposes as may be necessary for settlement of transactions, to facilitate redemption (where applicable) or for investment purposes, subject to a maximum of 10% of the Fund's Net Asset Value, to facilitate additional investment in Investment Funds. HSBC Private Bank (C.I.) Limited provided credit facilities to the Fund during the year. At the year end the loan outstanding was US\$2,641,099 (2009: US\$54,828,557). The interest paid during the year was US\$366,758 (2009: US\$390,158).

## 13 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each share class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant share class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect. The Investment Adviser retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the holders of the relevant share class only.

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 13 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (CONTINUED)

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 30 April 2010 for the purposes of hedging foreign currency assets on the HSBC Special Opportunities Fund.

<b>Maturity</b>	<b>Amount Bought</b>	<b>Amount Sold</b>	<b>Counterparty</b>	<b>Unrealised Loss US\$</b>
28-May-10	US\$6,385,618	EUR4,826,000	State Street London	(40,609)
				<u>(40,609)</u>

The following forward exchange contracts were outstanding at 30 April 2010 in respect of the hedging of the HSBC Special Opportunities Fund - Euro Class.

<b>Maturity</b>	<b>Amount Bought</b>	<b>Amount Sold</b>	<b>Counterparty</b>	<b>Unrealised Gain US\$</b>
28-May-10	EUR19,838,000	US\$26,249,046	State Street London	166,928
				<u>166,928</u>

The following forward exchange contracts were outstanding at 30 April 2010 in respect of hedging of the HSBC Special Opportunities Fund - Euro Institutional Class (Euro).

<b>Maturity</b>	<b>Amount Bought</b>	<b>Amount Sold</b>	<b>Counterparty</b>	<b>Unrealised Gain US\$</b>
28-May-10	EUR2,852,000	US\$3,773,681	State Street London	23,999
				<u>23,999</u>

Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts April 2010

(40,609)

Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts April 2010

190,927

The following forward exchange contracts were outstanding at 30 April 2009 for the purposes of hedging foreign currency assets on the HSBC Special Opportunities Fund.

<b>Maturity</b>	<b>Amount Bought</b>	<b>Amount Sold</b>	<b>Counterparty</b>	<b>Unrealised Loss US\$</b>
29-May-09	US\$7,464,067	EUR5,716,000	State Street London	(158,171)
				<u>(158,171)</u>

The following forward exchange contracts were outstanding at 30 April 2009 in respect of the hedging of the HSBC Special Opportunities Fund - Euro Class.

<b>Maturity</b>	<b>Amount Bought</b>	<b>Amount Sold</b>	<b>Counterparty</b>	<b>Unrealised Gain/(Loss) US\$</b>
29-May-09	EUR24,146,000	US\$31,530,330	State Street London	668,160
29-May-09	EUR28,836	US\$38,460	State Street London	(7)
				<u>668,153</u>

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

#### 13 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (CONTINUED)

The following forward exchange contracts were outstanding at 30 April 2009 in respect of hedging of the HSBC Special Opportunities Fund - Euro Institutional Class (Euro).

<b>Maturity</b>	<b>Amount Bought</b>	<b>Amount Sold</b>	<b>Counterparty</b>	<b>Unrealised Gain US\$</b>
29-May-09	EUR2,210,000	US\$2,885,862	State Street London	61,154

61,154

Total unrealised loss on forward foreign exchange contracts as at April 2009

(158,178)

Total unrealised gain on forward foreign exchange contracts as at April 2009

729,314

## 14 FINANCIAL INSTRUMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market price risk, liquidity risk and credit risks.

## (a) Market price risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Adviser considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both loss and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements. The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Adviser has invested the Fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk.

Details of the Fund's investment portfolio at the Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio of Investments included on pages 21 and 22.

## (b) Other price risk

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a regular basis by the Custodian of the Fund and reviewed quarterly by the Board of Directors. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

## (c) Interest rate risk

The majority of the Fund's financial assets are investments in investment funds which neither pay interest nor have a maturity date. The underlying funds the fund invests in are exposed to interest rate risk; however, the Fund mitigates this risk by diversifying its investments. The Fund has borrowed US\$2,641,099 at year end (30 April 2009: US\$54,828,557) which bears interest at 1.125% (30 April 2009: 1.1882%). To minimise interest rate risk the Fund enters into floating rate loan agreements. The Fund is exposed to variable interest rates on cash and bank balances of US\$671,421 (2009: US\$106,017).

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

## (d) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and also bears the risk of settlement default. The Fund minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of counterparties on recognised and reputable exchanges.

Credit risk arising on transactions with brokers relates to transactions awaiting settlement. Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved and the high credit quality of the brokers used. The Fund monitors the credit rating and financial positions of the brokers used to further mitigate the risk.

Substantially, all of the assets of the Fund are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian"). Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Custodian to be delayed or limited. The Fund monitors its risk by monitoring the credit quality and financial positions of the Custodian the Fund uses. The credit rating of State Street Bank and Trust Company, the parent of the Custodian,



at 30 April 2010 was A-1+ (30 April 2009: A-1+). In addition the Fund has indirect exposure to credit risk through the credit risk held by the underlying fund investments.

(e) Foreign currency risk

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Fund's assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

The Funds currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Adviser in accordance with policies and procedures in place. All currency exposure at the portfolio level is hedged into the currency of the relevant share class on a monthly basis, using standard monthly forwards. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored on a monthly basis by the Board of Directors.

The Fund also offers redeemable participating shares denominated in Euro exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into foreign exchange contracts as described further in this note.

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 30 April 2010.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	6,298	23,787	30,085
US Dollar	297,642	(23,637)	274,005
	<u>303,940</u>	<u>150</u>	<u>304,090</u>

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 30 April 2009.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	7,561	27,562	35,123
US Dollar	282,440	(26,991)	255,449
	<u>290,001</u>	<u>571</u>	<u>290,572</u>

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

#### 14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(f) Liquidity risk

The main liability of the Fund is the redemption of any shares that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investments positions in order to repay amounts demanded by its shareholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Manager in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity.

The Fund's investment restrictions, as defined in the prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof are monitored on a monthly basis by the Custodian of the Fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

As at 30 April 2010 the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings.

	Market Value at 30 April 2010 US\$'000
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro Class S	3,765
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro SGY	2,324
BlueBay Value Recovery Fund Limited (The) - USD Class S	6,905
Cerberus International Ltd - SPV	17,455
D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Side Pocket Series (SOP)	1,603
Delta U.S. Partners Holdings, Ltd. - Class B - 01Dec2009	1,274
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP2	89

Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 A	80
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 C	42
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5	477
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 D	269
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 F	289
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP (Special Investments)	3,606
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP	31,216
Harbinger Capital Partners Offshore Fund I, Ltd. - Class L - Series 1	744
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 01/2002	56
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 07/2007	48
OZ Europe Overseas Fund II, Ltd. - Class M Series (SOPS) Post 1st Mar 10	5,551
RAB Special Situations Fund Limited - USD Class Lock Up 1.10.11	7,171
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class B-1 Restricted Series 2	5,645
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF27 Series 1	-
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF28 Series 1	156
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF29 Series 1	51
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF30 Series 1	432
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF32 Series 1	23
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF33 Series 1	310
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF34 Series 1	118
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF35 Series 1	526
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF36 Series 1	-
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF37 Series 1	26
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF38 Series 1	1,249
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF40 Series 1	211
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF41 Series 1	350
Steel Partners II (Offshore), Ltd. - SPH (SOP)	7,293
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP1 (C) Series 14	1,748

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

## (f) Liquidity risk (continued)

	Market Value at 30 April 2010 US\$'000
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP2 (C) Series 14	695
SVRF (Offshore) Holdings Ltd. - USD Class - V2-0E/1	5,043
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 1	927
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 2	1,270
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 3	1,138
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 4	560
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 5	181
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 7	135
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 8	68
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 9	4
	111,123

At the 30 April 2009 the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings.

	Market Value at 30 April 2009 US\$'000
Bluebay Value Recovery Euro SGY	2,790
Bluebay Value Recovery Euro Class S	4,771
Bluebay Value Recovery Fund	8,748
Cerberus International Fund	18,778
De Shaw Composite Funds April 1 Sidepocket	1,958
Fortelus Class A USD SP2	84
Fortelus Class A USD SP4 C	40
Fortelus Class A USD SP4 A	75
Fortelus Class A USD SP5	1,961

Fortelus Class A USD SP5 F	1,186
Fortelus Class A USD SP5 D	1,107
Harbinger Capital Partners	7,921
Harbinger Capital Partners Fund Class L	262
Harbinger Capital Partners LP Class R	4,375
Jana Offshore Class B	21
Jana Offshore Class B	18
OZ Overseas Accumulation	6,287
Stark Global Opportunities Class S-1 VF32 Series 1	16
Stark Global Opportunities Class S-1 Series 1	326
Stark Global Opportunities Class B-1 Restricted	13,964
Stark Global Opportunities Class S-1 VF29	52
Stark Global Opportunities Class S-1 VF27	53
Stark Global Opportunities Class S-1 VF30	449
Stark Global Opportunities Class S-1 VF28	319
Stark Global Opportunities Fund Class S-1 VF36	39
Stark Global Opportunities Fund Class S-1 VF37	20
Stark Global Opportunities Fund Class S-1 VF35	373
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF 34 Series 1	57
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF 33 Series 1	291
Stark Global Opportunities VF40	180
Stark Global Opportunities VF41	426

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

## (f) Liquidity risk (continued)

	Market Value at 30 April 2009 US\$'000
Stark Global VF 38	1,134
Steel Partners Japan Unit Trust Class SP 2 (C) Series 14	576
Steel Partners Japan Unit Trust Class SP1 Series 14	1,561
Steel Partners Offshore	8,181
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 3	713
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 4	264
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 5	283
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 2	802
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 9	33
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 6	112
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 1	909
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 7	136
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd Series S 8	142
	91,793

## 15 ANALYSIS OF CHANGE IN NET DEBT

	At 30 April 2010 US\$ '000	Cash flow US\$ '000	At 30 April 2009 US\$ '000
Cash and bank balances	671	565	106
Loans payable	(2,641)	52,188	(54,829)
Net Debt	(1,970)	52,753	(54,723)

## 16 DISTRIBUTION POLICY

The Manager does not recommend the payment of a dividend. All income will be "rolled-up".

## 17 FOREIGN EXCHANGE RATES

The following foreign exchange rates were used to translate assets and liabilities into the reporting currency (United States Dollars):

As at

Euro

## 18 SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

There were no significant events during the year which require disclosure in the financial statements.

## 19 SUBSEQUENT EVENTS

There have been no significant events since the year end.

## 20 APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

These financial statements were approved on 13 September 2010.

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## PORTFOLIO OF INVESTMENTS AS AT 30 APRIL 2010 (UNAUDITED)

Security Description	Holding	Market value US\$'000	% of total net assets
<b>EUR (2009: 2.60%)</b>			
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro SGY	15,236	2,324	0.76 %
Bluebay Value Recovery Fund Limited (The) - Euro Class S	24,683	3,765	1.24 %
		<u>6,089</u>	<u>2.00 %</u>
<b>USD (2009: 107.93%)</b>			
BlueBay Value Recovery Fund Limited (The) - USD Class S	59,924	6,905	2.27 %
Cerberus International Ltd - SPV	16,897	17,455	5.74 %
CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited - Series 1B Shares Non New Issues	13,802	39,313	12.93 %
D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Side Pocket Series (SOP)	1	1,603	0.53 %
D.E. Shaw Composite International Fund L.P. - Ordinary Series (SOP) post Jan 10	1	23,774	7.82 %
Delta U.S. Partners Holdings, Ltd. - Class B - 01Dec2009	12,871	1,274	0.42 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP2	233	89	0.03 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 A	62	80	0.03 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP4 C	34	42	0.01 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5	1,816	477	0.16 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 D	1,100	269	0.09 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class A USD Series SP5 F	1,103	289	0.10 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class B USD Series 01-08	8,729	14,824	4.87 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class B USD Series 04-07	2,018	3,501	1.15 %
Fortelus Special Situations Fund Ltd - Class B USD Series 10-07	8,882	14,247	4.69 %
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP (Special Investments)	1	3,606	1.19 %
Harbinger Capital Partners Special Situations Offshore Fund, L.P. - SOP	1	31,216	10.27 %
Harbinger Capital Partners Offshore Fund I, Ltd. - Class L - Series 1	254	744	0.24 %
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 01/2002	87	56	0.02 %
JANA Offshore Partners, Ltd. - Class B Restricted Series 07/2007	220	48	0.02 %
Lansdowne UK Strategic Investment Fund Limited - Class R - USD Shares Series 1	250,000	20,888	6.87 %
OZ Europe Overseas Fund II, Ltd. - Class M Series (SOPS) Post 1st Mar 10	6,476	5,551	1.83 %
Pershing Square International, Ltd. - Class D series 1R	15,428	28,912	9.51 %
RAB Special Situations Fund Limited - USD Class Lock Up 1.10.11	6,562	7,171	2.36 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class B-1 Restricted Series 2	6,864	5,645	1.86 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF27 Series 1	35,608	-	0.00 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF28 Series 1	972	156	0.05 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF29 Series 1	55	51	0.02 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF30 Series 1	675	432	0.14 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF32 Series 1	139	23	0.01 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-1 VF33 Series 1	370	310	0.10 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF34 Series 1	135	118	0.04 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF35 Series 1	801	526	0.17 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF36 Series 1	295	-	0.00 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF37 Series 1	62	26	0.01 %

Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF38 Series 1	1,075	1,249	0.41 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF40 Series 1	296	211	0.07 %
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S-3 VF41 Series 1	473	350	0.12 %
Steel Partners II (Offshore), Ltd. - SPH (SOP)	421,958	7,293	2.40 %
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP1 (C) Series 14	2,144	1,748	0.57 %
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class SP2 (C) Series 14	587	695	0.23 %
SVRF (Offshore) Holdings Ltd. - USD Class - V2-0E/1	52,531	5,043	1.66 %

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

## PORTFOLIO OF INVESTMENTS AS AT 30 APRIL 2010 (UNAUDITED) (CONTINUED)

Security Description	Holding	Market value US\$'000	% of total net assets
<b>USD (2009: 107.93%) (continued)</b>			
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series I 43	24,267	23,268	7.65 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 1	926	927	0.30 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 2	787	1,270	0.42 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 3	767	1,138	0.37 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 4	298	560	0.18 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 5	198	181	0.05 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 7	133	135	0.04 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 8	336	68	0.02 %
TPG-Axon Partners (Offshore), Ltd - Series S 9	238	4	0.00 %
Triam Partners, Ltd. - Class D Restricted Series 43	15,000	16,119	5.29 %
Triam Partners, Ltd. - Class D Restricted Series 52	8,200	7,944	2.61 %
		<u>297,824</u>	<u>97.94 %</u>
Portfolio of Investments (2009: 110.53%)		303,913	99.94 %
Net current assets (including derivatives)		<u>177</u>	<u>0.06 %</u>
<b>Total net assets</b>		<b><u>304,090</u></b>	<b><u>100.00 %</u></b>

Net asset value per share	As at	As at
	30 April 2010	30 April 2009
HSBC Special Opportunities Fund - USD Class	US\$99.12	US\$78.79
HSBC Special Opportunities Fund - Institutional USD Class	US\$101.44	US\$80.09
HSBC Special Opportunities Fund - EUR Class	EUR94.36	EUR75.50
HSBC Special Opportunities Fund - Institutional EUR Class	EUR89.36	EUR71.05

Portfolio classification	% of Portfolio	% of Portfolio
	As at	As at
	30 April 2010	30 April 2009
Securities with an official stock exchange listing	11.15 %	9.33 %
Unlisted securities	88.85 %	90.67 %
	<u>100.00 %</u>	<u>100.00 %</u>

Portfolio Turnover Ratio	As at	As at
	30 April 2010	30 April 2009
	Purchase and sale of securities (T1)	US\$162,669,968
Subscription and redemption of units (T2)	US\$62,629,945	US\$225,134,394
Monthly average of total net assets (M)	US\$306,322,983	US\$457,218,352
<b>Portfolio Turnover Ratio</b>	<b>32.66%</b>	<b>22.58%</b>

Note - The portfolio turnover ratio is calculated as follows  $((T1-T2) / M) \times 100$

## HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

### SUMMARY OF SIGNIFICANT PORTFOLIO CHANGES FOR THE YEAR ENDED 30 APRIL 2010\* (UNAUDITED)

#### Purchases

Description	Nominal	Cost US\$'000
Cerberus International Fund Ltd - SPV	18,753	18,753
Steel Partners II Holdings LP	421,958	7,293
Strategic Value Credit Series E8	112,643	5,022
SVRF(Offshore) Holdings Ltd USD Class	28,000	2,378
Delta US Partners Holdings Ltd - Class B	12,871	1,287
Stark Global Opportunities Fund Ltd	449	321
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class S	335	107
TPG-Axon Partners (Offshore) Ltd	209	83
Stark Global Opportunities Fund Ltd - Class S-3 VF41	46	45
Fortelus Class A USD SP2	84	39
Stark Global Opportunities Fund Ltd Class	15	10
TPG Axon Partners (Offshore) Ltd	20	7
Stark Global Opportunities Fund Ltd	12	6
Stark Global Opportunities Fund Ltd	22	4
Stark Global Opportunities Fund Ltd	35,508	3
Stark Global Opportunities Fund Ltd - Class S-3 VF40	2	1
Stark Global Opportunities Fund Ltd	1	1
Stark Global Opportunities Fund Ltd	5	1

#### Sales

Description	Nominal	Proceeds US\$'000
Cerberus International Fund Ltd - SPV	1,890	20,602
Delta Europe Class B	244,120	17,739
Delta US Partners Ltd Holdings Ltd - Class B	153,042	11,704
Icahn Fund Ltd	15,000	10,959
Strategic Value Credit Series E U	150,000	9,883
Fortelus Special Situations Class	9,765	9,564
Stark Global Opportunities Fund	13,220	9,565
CQS Directional Opps Fund Series 1B	3,772	9,000
Steel Partners Holdings LP	14,644	7,988
De Shaw Composite International	1	7,078
Steel Partners Japan Unit Class SP (C) Series 14	13,267	6,330
TPG-Axon Partners (Offshore) Ltd	6,418	6,000
Delta US Partners Ltd	78,000	5,270
Strategic Value Credit Series	70,000	4,680
Strategic Value Credit Series E8	60,112	4,293
SVRF (Offshore) Holdings Ltd USD Class	28,000	1,684
Bluebay Value Recovery Fund	11,088	1,326
Icahn Fund Ltd Class B Series 5	1,600	1,169
Bluebay Value Recovery Fund Limited - Euro Class S	4,558	754
OZ Europe Overseas Fund II, Ltd	993	690

\* Significant portfolio changes are defined as the value of purchases or sales of a security exceeding 2% of the net assets of the Fund at the start of the year. In any event, the 20 largest purchases and the 20 largest sales must be shown.

## 【( )HSBCディストレスト・マーケット・ファンド】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 上記財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド(チャンネル諸島、ガーンジー GY1 4AN、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20番)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。なお、ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッドは、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成22年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=84.56円)が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド  
貸借対照表  
2010年4月30日現在

	注	2010年4月30日	
		千米ドル	百万円
組入投資有価証券		194,225	16,424
流動資産：			
債権	7	6,453	546
現金および預金残高	8	224	19
		6,677	565
控除：			
債務：一年以内に期限の到来する金額	9	(8,612)	(728)
純流動負債		(1,935)	(164)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		192,290	16,260

本財務書類は、2010年9月13日付で管理会社であるHSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[ 署 名 ]

取締役

[ 署 名 ]

取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ( 2 ) 【 損益計算書 】

## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

## 総収益計算書

2009年4月23日（設定日）から2010年4月30日までの期間

	注	2010年4月30日終了期間 千米ドル	百万円
純キャピタルゲイン	3	24,252	2,051
収益	4	406	34
財務費用：利息	12	(26)	(2)
運用費用	5	(4,357)	(368)
純費用		(3,977)	(336)
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純増加		20,275	1,714

## 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2009年4月23日（設定日）から2010年4月30日までの期間

	2010年4月30日終了期間 千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	-	-
買戻可能参加受益証券発行および買戻しによる変動：		
発行受領額 / 未収額	203,102	17,174
控除：買戻支払額 / 未払額	(31,087)	(2,629)
	172,015	14,546
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の純増加	20,275	1,714



期末現在買戻可能参加受益証券保有者に  
 帰属する純資産

192,290

16,260

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## HSBCディストレスト・マーケット・ファンド

### 財務書類に対する注記

#### 1. ファンドの構造

HSBCディストレスト・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則に基づくクラスBスキームとして認可されているユニット・トラストであるHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。

ファンドは、英領ヴァージン諸島に登記された会社であるHSBCディストレスト・マーケット・インベストメント・リミテッド（以下「投資対象保有会社」という。）の株式を100%保有している。ファンドはまた、その投資活動に資金援助するため投資対象保有会社に資金を貸し付けていた。

投資対象保有会社は、貸借対照表に記載された投資有価証券を保有している。投資有価証券を保有する投資対象保有会社の目的は、当該投資有価証券からの分配金に係る源泉税が返還されることを確実にするためである。

当該財務書類は、ファンドおよび投資対象保有会社のすべての資産および負債を含んでいる。

#### 2. 主要な会計方針

以下の会計方針が、ファンドの財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

##### 会計の基礎

財務書類は、投資有価証券の再評価により修正された取得原価主義ならびに適用される英国会計基準および投資管理協会が発行した認可を受けたファンドに対する会計実務勧告書に従い作成されている。

##### 機能通貨および表示通貨

財務書類は、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されており、これは米ドルがファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨であるという事実を反映している。

##### 投資有価証券

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の貸借対照表日付午後5時（ガーンジー時間）における一口当たり最終純資産価格で評価されている。投資有価証券に係る実現および未実現損益は、総収益計算書に含まれている。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

## 収益

投資収益および預金利息は、発生基準で含まれている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の買戻可能参加受益証券の発行口数に比例して各受益証券クラスに割当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割当てられる。

## 費用

費用は、発生基準で含まれている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の買戻可能参加受益証券の発行口数に比例して各受益証券クラスに割当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割当てられる。

## 見積および判断の使用

英国会計基準の認識および測定原則に準拠して財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の簿価について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

## 外貨取引

外貨取引は、取引日の実勢為替レートで計上される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢最終為替レートで米ドルに換算される。ファンドは、総収益計算書上に米ドル建てでない投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現為替評価損益を計上する。米ドル建てでない未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差損益および未実現為替評価損益は、総収益計算書に反映される。

## 外国為替予約

オープン外国為替予約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として貸借対照表に報告される。

## 現金

現金は、銀行に保有する当座預金で構成される。

## キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、オープン・エンド型投資ファンドの条件に従っているため、財務報告基準第1号（改定版）に基づき、キャッシュ・フロー計算書の作成要求を免除されている。

## 借入費用

借入費用は、ファンドが有している信用枠から発生する。かかる費用は、総収益計算書に発生基準で認識される。

## 設立費用

ファンドの英文目論見書に従って、設立費用は、5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却することができる。かかる処理は、英文目論見書に準拠しているが、英国会計基準に準拠していない。この英国会計基準からの逸脱は、財務書類に報告される損益に重大な影響を及ぼさない。

管理報酬

管理会社は、各ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領する権利を有する。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数を乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、買戻可能参加受益証券保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。管理会社は、買い戻される受益証券の口数を、取引日の直前の発行済受益証券総口数の15%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買い戻されなかったいかなる受益証券も、翌取引日に繰り越され、続いて買戻通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買い戻される。

金融資産および負債の公正価値

ファンドのすべての金融資産および負債は、公正価値で保有されている。

金融資産および金融負債に係る利益および損失

金融資産および金融負債に係る純損益は、総収益計算書に開示されている。有価証券の売却に係る実現利益および損失は、平均原価法を用いて決定される。

## 3. 純キャピタルゲイン

	2010年4月30日
	終了期間
	千米ドル
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン	25,926
デリバティブ投資対象に係る純キャピタルロス	(1,674)
純キャピタルゲイン合計	24,252

## 4. 収益

	2010年4月30日
	終了期間
	千米ドル
受取利息	406

## 5. 運用費用

	2010年4月30日
	終了期間
	千米ドル
管理会社およびその関連会社への未払金：	
管理報酬	(2,127)
成功報酬	(1,928)
	(4,055)
受託会社およびその関連会社への未払金：	
受託報酬	(143)

その他の費用：

監査報酬	(24)
設立費用*	(16)
その他諸費用	(119)
	<hr/>
	(159)
	<hr/>
費用合計	(4,357)
	<hr/>

\* ファンドの英文目論見書に準拠して、設立費用は5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却される。

## 6. 管理契約、受託契約および投資顧問契約

2009年1月20日付信託証書の条項に基づき、HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッドが、管理事務業務を行うファンドの管理会社に任命された。管理会社は、米ドル・クラスおよびユーロ・クラスについて純資産価額の年率1.65%の報酬を、インスティテューショナル・クラス ( 米ドル ) について純資産価額の年率0.90%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、230,246米ドルであった。

2009年1月20日付信託証書の条項に基づき、HSBC プライベート・バンク ( C.I. ) リミテッドが、受託会社に任命された。受託会社は、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、15,618米ドルであった。

2009年1月20日付信託証書の条項に従い、管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドをHSBC ディストレスト・マーケット・ファンドの投資顧問会社に任命した。投資顧問会社は、実績期間開始時の一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の一口当たり純資産価格を下回らない場合、関連する期間中の当該通貨の実勢3か月物LIBORに5%を加えたベンチマークを超過する額の10%の成功報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、609,049米ドルであった。

## 7. 債 権

	2010年4月30日現在
	千米ドル
購入投資有価証券前払額	4,926
売却未決済額	1,134
先渡為替契約に係る未実現評価益 ( 注13参照 )	175
その他の債権	218
	<hr/>
	6,453
	<hr/>

## 8. 現金および預金残高

	2010年4月30日
	千米ドル
現金および預金残高	224
	<hr/>

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ ( アイルランド ) リミテッド ( 以下「保管受託銀行」という。 ) に保有される。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用格付は、2010年4月30日現在、A-1+であった ( 2009年4月30日 : A-1+ ) 。

## 9. 債 務 : 一年以内に期限の到来する金額

2010年4月30日

千米ドル

借入未払金 (注12参照)	(4,850)
発行済受益証券の前受額	(2,823)
未払受託報酬	(16)
未払管理報酬	(230)
未払成功報酬	(609)
その他の債務	(84)
	<u>(8,612)</u>

## 10. 税制

アンブレラ型ファンドであるHSBC ディストレスト・マーケット・ファンド ( 訳注: 原文は誤記であり、正しくはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド ) は、1989年所得税 ( ガーンジー ) 令 ( 免除団体 ) に基づきガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンドを課せられている。

## 11. 発行済買戻可能参加受益証券口数

	口数 米ドル・クラス	口数 インスティテューショナル・ クラス (米ドル)	口数 ユーロ・クラス	口数 合計
2009年4月23日現在 発行済買戻可能参加 受益証券	-	-	-	-
発行	1,293,846.59	403,325.67	188,598.70	1,885,770.96
買戻し	(261,551.27)	(14,006.05)	(6,665.02)	(282,222.34)
2010年4月30日現在 発行済買戻可能参加 受益証券	<u>1,032,295.32</u>	<u>389,319.62</u>	<u>181,933.68</u>	<u>1,603,548.62</u>

すべてのシリーズ受益証券は収益および費用の配分について同じ順位であり、かつ同一の権利が付与されている。

## 12. 関係会社取引

HSBC プライベート・バンク ( C.I. ) リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。

## 借入金

投資対象保有会社は、買戻し ( 適切な場合 ) を容易にするため、取引決済に必要な短期もしくは一時的な目的で、または投資先ファンドへの追加投資を容易にするため、ファンドの純資産価額の10%を上限とする投資目的で、資本金および準備金の調整合計額の25%を上限とする借入を行うことができる。

HSBCプライベート・バンク ( C.I. ) リミテッドは、当期中ファンドに対して信用枠を提供した。期末現在、未返済の借入金は4,850,000米ドルであった。当期中に支払われた利息は25,880米ドルであった。

## 13. 先渡為替契約

ファンドは、為替リスクをヘッジする目的でのみデリバティブ契約を利用することができ、投機目的でデリバティブ商品に投資することは禁じられている。資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てである可能性があり、一定の通貨エクスポージャーが関連するクラスの通貨に対してヘッジされている。このヘッジ目的で、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または入手可能で同等または類似の効果があるその他のデリバティブ商品が使用される。投資顧問会社は、その絶対的な裁量により通貨ヘッジに係る方針を変更する権利を有している。かかるヘッジ費用のすべては、関連する受益証券クラスの保有者のみが負担する。

2010年4月30日現在、HSBCディストレスト・マーケット・ファンド - ユーロ・クラスの外貨資産をヘッジする目的のために、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2010年5月28日	20,809,000ユーロ	27,533,845米ドル	ステート・ストリート・バンク ロンドン	175,099
2010年5月28日	552,306ユーロ	735,335米ドル	ステート・ストリート・バンク ロンドン	107
2010年4月30日現在の先渡為替契約に係る未実現評価益合計				175,206

#### 14. 金融商品

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場価格リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

##### ( a ) 市場価格リスク

市場リスクは主に保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被るかもしれない潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入る有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を表し、通貨リスク、金利リスクおよび価格リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるという保証はない。証券市場は、近年、非常に不安定で予測できないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。

貸借対照表日付現在のファンドの組入る投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

##### ( b ) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）の結果として投資有価証券の価額が変動するリスクである。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの保管受託銀行により定期的に監視され、取締役会により四半期毎に見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために整備された特別な指針がある。

##### ( c ) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資ファンドへの投資である。ファンドが投資する投資先ファンドは、金利リスクにさらされる。しかし、ファンドはその投資を分散することにより当該リスクを軽減する。

金利変動にさらされるファンドの現金および預金残高は、223,819米ドルであった。

ファンドは、期末現在1.125%の利息が発生する4,850,000米ドルを借り入れていた。金利リスクを最少化す

るため、ファンドは変動金利ローン契約を締結している。

#### ( d ) 信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行できないリスクである。

ファンドは取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。ファンドは、公認の評価の高い取引所において数多くの取引相手と取引を行うことにより信用リスクの集中を軽減する。

ブローカーとの取引から発生する信用リスクは、決済待ちの取引と関係している。該当する決済期間が短いことおよび利用するブローカーの信用度が高いことから、未決済の取引に関連するリスクは小さいと考えられる。ファンドは、リスクを更に軽減するために、利用するブローカーの信用格付および財務ポジションを監視する。

実質的に、ファンドのすべての資産は、ステート・ストリート・アンド・カストディアル・サービシーズ ( アイルランド ) リミテッド ( 以下「保管受託銀行」という。 ) が保有している。保管受託銀行の破産または支払不能により、保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅れるかまたは制限されることがある。ファンドは、ファンドが使用する保管受託銀行の信用度および財務ポジションを監視することによりそのリスクを測定する。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用格付は、2010年4月30日現在、A-1+であった。(2009年4月30日：A-1+)

さらに、ファンドは、投資対象ファンドの投資有価証券が有する信用リスクを通じて、信用リスクに間接的にさらされるリスクを有している。

#### ( e ) 為替リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し取引を行うことができる。それにより、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産および負債の該当部分の価額に悪影響を与える方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの為替リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により毎月管理されている。ポートフォリオ・レベルのすべてのエクスポージャーは、標準的な月次の先渡を使用して毎月関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされる。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、取締役会により月次ベースで監視される。

ファンドはまた、ファンドを為替リスクにさらすユーロ建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている先渡為替契約を締結することにより軽減される。

以下の表は、2010年4月30日現在のファンドの為替リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

通貨	合計 千米ドル	先渡為替合計 千米ドル	純額 千米ドル
ユーロ	-	28,444	28,444
米ドル	192,115	(28,269)	163,846
	192,115	175	192,290

## ( f ) 流動性リスク

ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資運用会社により継続的に管理される。ファンド、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないビークルに直接投資することは、ファンドの通常の方針ではない。

英文目論見に定義されているファンドの投資制限（そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中の管理に関するものである。）は、クローズド・エンド型ファンドへの投資に関する制限、買戻しに関する制限、個々の投資ファンドの保有許容比率に関する制限を含む。流動性リスクは、ファンドの保管受託銀行により継続的に監視される。違反および持高が制限レベルに近づいた場合の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

## 15. 分配方針

すべての受益証券は、累積投資型である。したがって、管理会社は、分配金の支払を推奨していない。収益は全額「再投資」される。

## 16. 為替レート

以下の為替レートが、資産および負債の報告通貨（米ドル）への換算に使用された。

2010年4月30日現在

ユーロ 0.7521

## 17. 契約債務および偶発債務

2010年4月30日現在、ファンドは、重大な契約債務または偶発債務を有していなかった。

## 18. 期中の重要な事象

HSBCディストレスト・マーケット・ファンドは、2009年4月23日に設定された。

## 19. 後発事象

本財務書類に修正または開示が必要とされる、期末日以降の重要な事象はなかった。

## 20. 財務書類の承認

本財務書類は、2010年9月13日付で承認された。

## ( 3 ) 【投資有価証券明細表等】

HSBCディストレスト・マーケット・ファンド  
投資有価証券明細表（2010年4月30日現在）（未監査）

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率%
AG Super Fund International Ltd. - Class N Series 1	3,247	4,171	2.17%
Ashmore Emerging Market Corp High Yield - USD Class	112,080	12,601	6.55%



			有価証券届出書 ( 外国投資信託受益証券 )
Bluebay Structured High Income Loan - USD Base Performance Class I	138,600	16,563	8.61%
CQS ABS Feeder Fund Limited - Class B USD	2,145	7,635	3.97%
CQS Convertible Opportunities - Class B USD Shares	19,486	21,904	11.39%
Green T G2 Fund Limited - Class A	46,234	8,356	4.35%
Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd. - Series Jan 2010 Restricted Class - Special	4	4	0.00%
Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd. - Initial Series Restricted Class	17,537	24,879	12.94%
Jabcap Global Balanced Fund Limited - Class D2 USD - Non New Issues	157,463	28,732	14.94%
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 1 June 09	13,514	15,903	8.27%
Owl Creek Overseas Fund Ltd - Class AR Series 26 April 10	12,500,000	12,338	6.42%
Paulson Advantage Ltd - Class A	28,834	10,789	5.61%
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,084	13,952	7.26%
Trafalgar Catalyst Fund - Class USD B/7	160,074	16,398	8.53%
		<u>194,225</u>	<u>101.01%</u>
組入投資有価証券		194,225	101.01%
純流動負債 ( デリバティブを含む )		<u>(1,935)</u>	<u>(1.01%)</u>
純資産総額		<u>192,290</u>	<u>100.00%</u>

## 一口当たり純資産価格

2010/ 4 / 30

HSBCディストレスト・マーケット・ファンド - 米ドル・クラス	115.48米ドル
HSBCディストレスト・マーケット・ファンド - インスティテューショナル・クラス ( 米ドル )	115.82米ドル
HSBCディストレスト・マーケット・ファンド - ユーロ・クラス	115.58ユーロ

## ポートフォリオの分類

ポートフォリオの割合%  
2010/ 4 / 30

公認の証券取引所に上場されている有価証券	32.72%
未上場有価証券	67.28%
	<u>100.00%</u>

## ポートフォリオ回転率

有価証券の購入および売却 ( T1 )	369,196,203米ドル
受益証券の発行および買戻し ( T2 )	234,189,130米ドル
純資産総額の月次平均 ( M )	151,498,116米ドル

## ポートフォリオ回転率

89.11%

注 - ポートフォリオ回転率は、次のとおり計算される :  $((T1-T2) / M) \times 100$ 

## 重要なポートフォリオの変動の概要\* ( 2010年 4月30日に終了した期間 ) ( 未監査 )

## 購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千米ドル
Credit Suisse Global	2,345	24,000
Jabcap Global Balanced Fund - Class D2 USD - Non New Issues	157,463	23,000
Halcyon Offshore Asset Backed Value Fund Ltd	17,537	22,656
CQS Convertible Opportunities Fund - Class B USD Shares	19,486	20,000
Trafalgar Catalyst Fund - Class USD B/7	160,074	16,025
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 1 June 09	13,514	15,418
Bluebay Structured Funds High Income Loan Fund - USD Base Performance Class I	138,600	14,000

Ashmore Emerging Market Corporate High Yield Fund - USD Class	157,712	13,900
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,084	13,201
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,000	13,000
RWC Inc	12,678	13,000
Owl Creek Overseas Fund Ltd - Class AR Series 26 April 10	12,500,000	12,500
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 1 June 09	10,000	10,000
Paulson Advantage Fund Ltd - Class A	28,834	10,000
Green T G2 Fund Ltd - Class A	46,233	8,274
Halcyon Offshore Asset Backed Value Fund Ltd - Initial Series Restricted Class	8,200	8,200
CQS ABS Feeder Fund - Class B USD	2,144	7,500
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Nov 09	7,000	7,000
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Oct 09	5,000	5,000
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 8 January 10	5,000	5,000

## 売却

銘柄	額面保有高	手取額 千米ドル
Credit Suisse Global	2,345	27,545
RWC Inc	12,678	13,603
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,000	13,201
JCAM Global Fund Ltd	10,000	10,262
Halcyon Offshore Asset - Backed Value Fund Ltd - Initial Series Restricted Class	8,200	9,984
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Nov 09	7,000	7,215
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Oct 09	5,000	5,452
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 8 January 10	5,000	5,156
Ashmore Emerging Market Corporate High Yield Fund - USD Class	45,632	5,000
Trafalgar Catalyst Fund - A/2	30,000	3,025
Halcyon Offshore Asset Backed Value Fund	4	5

\* 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンド純資産額の2%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

[次へ](#)

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

## BALANCE SHEET AS AT 30 APRIL 2010

	Notes	As at	
		30 April 2010	30 April 2010
		US\$'000	US\$'000
Portfolio of investments			194,225
Current assets:			
Debtors	7	6,453	
Cash and bank balances	8	<u>224</u>	
		6,677	
Less:			
Creditors: amounts falling due within one year	9	<u>(8,612)</u>	
Net current liabilities			<u>(1,935)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares			<u>192,290</u>

The financial statements on pages 7 to 16 were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited, on 13 September 2010 and were signed on its behalf by:

---

Director

---

Director

The notes on pages 9 to 16 form an integral part of these financial statements.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

## STATEMENT OF TOTAL RETURN FOR THE PERIOD FROM 23 APRIL 2009 (date of incorporation) TO 30 APRIL 2010

	Notes	Period Ended	
		30 April 2010	30 April 2010
		US\$'000	US\$'000
Net capital gains	3		24,252
Revenue	4	406	
Finance costs: interest	12	(26)	
Operating expenses	5	<u>(4,357)</u>	
Net expenses			<u>(3,977)</u>

Net increase in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities	<u>20,275</u>
--	---------------

STATEMENT OF MOVEMENTS IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES FOR THE PERIOD FROM 23 APRIL 2009 (date of incorporation) TO 30 APRIL 2010

	Period Ended 30 April 2010	
	US\$'000	US\$'000
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the start of the period		-
Movement due to issue and redemption of redeemable participating shares:		
Amounts received/receivable on issues	203,102	
Less: amounts paid/payable on redemptions	<u>(31,087)</u>	
		172,015
Net increase in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities		<u>20,275</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the end of the period		<u>192,290</u>

The notes on pages 9 to 16 form an integral part of these financial statements.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

#### 1 STRUCTURE OF THE FUND

HSBC Distressed Markets Fund (“the Fund”) is a sub-fund of HSBC Alternative Strategy Fund, a unit trust which is authorised as a Class B Scheme under the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990.

The Fund owns 100% of the shares in HSBC Distressed Markets Investments Limited (“the Company”), a BVI registered company. The Fund also loaned monies to the Company to fund its investing activities.

The Company owns the investments listed in the Balance Sheet. The purpose of a company holding the investments is to ensure that any withholding tax on distributions from such investments may be reclaimed.

These financial statements include all the assets and liabilities of the Fund and the Company.

#### 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Fund's financial statements:

##### Basis of accounting

The financial statements have been prepared under the historical cost convention modified by the revaluation of investments and in accordance with applicable UK accounting standards and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds issued by Investment Management Association.

##### Functional and presentational currency

The financial statements are presented in United States Dollars which is the functional and presentational currency of the Fund reflecting the fact that this is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

### Investments

Investments in investment funds are valued at the closing net asset value per share for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Balance Sheet date. Realised and unrealised surpluses and deficits on investments are included on the Statement of Total Return. Realised gains and losses on sales of securities are determined using the average cost method. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

### Income

Investment income and deposit interest are included on an accruals basis. All non-class specific income is allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the period. All class specific income is allocated to the share class to which it relates.

### Expenses

Expenses are included on an accruals basis. All non-class specific expenses are allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the period. All class specific expenses are allocated to the share class to which they relate.

### Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with the recognition and measurement principles of UK Accounting Standards requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

#### 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

##### Use of estimates and judgements (continued)

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

##### Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are recorded at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Balance Sheet date. The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Statement of Total Return. Any realised exchange gains or losses as well as unrealised appreciation or depreciation arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Statement of Total Return.

##### Forward foreign exchange contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Balance Sheet.

##### Cash

Cash comprises current deposits with banks.

##### Cash Flow Statement

Under Financial Reporting Standard No. 1 (Revised) the Fund is exempt from the requirement to prepare a cash flow statement as it complies with the conditions for open ended investment funds.

Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Statement of Total Return on an accruals basis.

Formation expense

In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs may be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine. This treatment is in line with the Prospectus but not in line with UK Accounting Standards, this departure from UK Accounting Standards does not have a material impact on the results reported in the financial statements.

Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee payable out of the assets of each Fund. The management fee shall be calculated and accrue at each Valuation Point and in respect thereof the calculation shall be the Net Assets multiplied by the Management Fee Rate multiplied by the number of days elapsed since the last Valuation Point divided by 365.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Shares in issue

Redeemable participating shares are redeemable at the option of the holder of redeemable participating shares and will be classified as financial liabilities. The Manager may limit the number of shares which may be redeemed to not more than 15% of the total number of shares in issue immediately before the dealing date. Any shares failing to be redeemed upon the exercise of this discretion by Manager shall be carried forward to the next dealing day and shall be redeemed pro-rata in priority to any other shares in respect of which a redemption notice has subsequently been received.

Fair values of financial assets and financial liabilities

All of the financial assets and liabilities of the Fund are held at fair values.

Gains and losses on financial assets and financial liabilities

The net gain/loss on financial assets and liabilities are disclosed in the Statement of Total Return. Realised gains and losses on sale of securities are determined using the average cost method

## 3 NET CAPITAL GAINS

	Period Ended 30 April 2010 US\$'000
Net capital gains on non-derivative investments	25,926
Net capital losses on derivative investments	(1,674)
Total net capital gains	<u>24,252</u>

## 4 REVENUE

	Period Ended 30 April 2010 US\$'000
Interest income	<u>406</u>

## 5 OPERATING EXPENSES

	Period Ended 30 April 2010 US\$'000
Payable to the Manager and its associates:	
Management fee	(2,127)
Performance fee	(1,928)
	<u>(4,055)</u>

Payable to the Trustee and its associates:	
Trustee fees	(143)
Other expenses:	
Audit fees	(24)
Formation expenses*	(16)
Other sundry expenses	(119)
	<u>(159)</u>
Total expenses	<u>(4,357)</u>

\* In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs will be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

#### 6 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISER AGREEMENTS

Under the terms of the Trust deed dated 20 January 2009, HSBC Management (Guernsey) Limited was appointed the Manager of the Fund, dealing with its administrative affairs. The Manager receives a fee of 1.65% of the net asset value per annum for the US Dollar Class and the Euro Class, and a fee of 0.90% for Institutional Class (US Dollar). The fee outstanding at period end was US\$230,246.

Under the terms of the Trust deed dated 20 January 2009, HSBC Private Bank (C.I.) Limited was appointed the Trustee. The Trustee receives a fee of 0.10% of the net asset value per annum. The fee outstanding at the period end was US\$15,618.

Under the terms of the Trust deed 20 January 2009, the Manager appointed HSBC Alternative Investments Limited as the Investment Adviser of the HSBC Distressed Markets Fund. The Investment Adviser receives a Performance Fee of 10% of the excess of the benchmark which is the 3 Month LIBOR plus 5% rate of the relevant currency prevailing during the relevant period, subject to the Net Asset Value per Share at the start of the performance period is not less than the Net Asset Value per Share at the end of any previous performance period. The fee outstanding at the period end was US\$609,049.

7 DEBTORS	As at 30 April 2010 US\$'000
Amounts paid in advance of investments purchased	4,926
Sales awaiting settlement	1,134
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts (see Note 13)	175
Other debtors	218
	<u>6,453</u>
8 CASH AND BANK BALANCES	As at 30 April 2010 US\$'000
Cash and bank balances	<u>224</u>

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian"). The credit rating of State Street Bank and Trust Company, the parent company of the Custodian, at 30 April 2010 was A-1+ (30 April 2009: A-1+).

9 CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	As at 30 April 2010 US\$'000
Loans payable (see Note 12)	(4,850)
Amounts received in advance of shares subscribed	(2,823)
Accrued trustee fee	(16)
Accrued management fee	(230)
Accrued performance fee	(609)
Other creditors	(84)
	<u>(84)</u>

## 10 TAXATION STATUS

The umbrella fund, HSBC Distressed Markets Fund, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinances 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP 600.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 11 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE

	Number US Dollar Class (US Dollar)	Number Institutional Class (US Dollar)	Number Euro Class (Euro)	Number Total
Redeemable Participating Shares in issue at 23 April 2009	-	-	-	-
Issued on Subscriptions	1,293,846.59	403,325.67	188,598.70	1,885,770.96
Redemptions	(261,551.27)	(14,006.05)	(6,665.02)	(282,222.34)
Redeemable Participating Shares in issue at 30 April 2010	<u>1,032,295.32</u>	<u>389,319.62</u>	<u>181,933.68</u>	<u>1,603,548.62</u>

All series of shares rank equally for allocation of income and expenses and have the same rights attached to them.

## 12 RELATED PARTY TRANSACTIONS

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

**Loan**

The Company has the ability to borrow up to 25% of its adjusted total of capital and reserves for short-term or temporary purposes as may be necessary for settlement of transactions, to facilitate redemption (where applicable) or for investment purposes, subject to a maximum of 10% of the Fund's Net Asset Value, to facilitate additional investment in Investment Funds.

HSBC Private Bank (C.I.) Limited provided credit facilities to the Fund during the period. At the period end the loan outstanding was US\$4,850,000. The interest paid during the period was US\$25,880.

## 13 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

The Fund may utilise derivative contracts for the purpose of hedging against foreign currency risk only and is prohibited from investing in derivative instruments for speculative purposes. Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each share class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant share class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect. The Investment Adviser retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the holders of the relevant share class only.

The following forward exchange contracts were outstanding at 30 April 2010 for the purposes of hedging foreign currency assets on the HSBC Distressed Markets Fund - Euro Class.

Maturity	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gains US\$
28/05/10	EUR 20,809,000	US\$ 27,533,845	State Street Bank London	175,099
28/05/10	EUR 552,306	US\$ 735,335	State Street Bank London	107
Total unrealised gains on forward foreign exchange contracts as at 30 April 2010				<u>175,206</u>

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND



## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 14 FINANCIAL INSTRUMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market price risk, liquidity risk and credit risks.

## (a) Market price risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Adviser considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements. The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Adviser has invested the Fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk.

Details of the Fund's investment portfolio at the Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio of Investments included on page 17.

## (b) Other price risk

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a regular basis by the Custodian of the Fund and reviewed quarterly by the Board of Directors. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

## (c) Interest rate risk

The majority of the Fund's financial assets are investments in investment funds which neither pay interest nor have a maturity date. The underlying funds the fund invests in are exposed to interest rate risk; however the Fund mitigates this risk by diversifying its investments.

The Fund is exposed to variable interest rates on cash and bank balances of US\$223,819.

The Fund has borrowed US\$4,850,000 at period end which bears interest at 1.125%. To minimise interest rate risk the Fund enters into floating rate loan agreements.

## (d) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and also bears the risk of settlement default. The Fund minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of counterparties on recognised and reputable exchanges.

Credit risk arising on transactions with brokers relates to transactions awaiting settlement. Risk relating to unsettled transactions is considered small due to the short settlement period involved and the high credit quality of the brokers used. The Fund monitors the credit rating and financial positions of the brokers used to further mitigate the risk.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

## (d) Credit risk (continued)

Substantially, all of the assets of the Fund are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian"). Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Custodian to be delayed or limited. The Fund monitors its risk by monitoring the credit quality and financial positions of the Custodian the Fund uses. The credit rating of State Street Bank and Trust Company, the parent company of the

Custodian, at 30 April 2010 was A-1+ (30 April 2009: A-1+).

In addition the Fund has indirect exposure to credit risk through the credit risk held by the underlying fund investments.

(e) Foreign currency risk

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Fund's assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

The Funds currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Adviser in accordance with policies and procedures in place. All currency exposure at the portfolio level is hedged into the currency of the relevant share class on a monthly basis, using standard monthly forwards. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored on a monthly basis by the Board of Directors.

The Fund also offers redeemable participating shares denominated in Euro exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into forward foreign exchange contracts as described further in this note.

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 30 April 2010.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	-	28,444	28,444
US Dollar	192,115	(28,269)	163,846
	<u>192,115</u>	<u>175</u>	<u>192,290</u>

(f) Liquidity risk

The main liability of the Fund is the redemption of any shares that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investments positions in order to repay amounts demanded by its shareholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Manager in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity.

The Fund's investment restrictions, as defined in the prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof, include restrictions in respect of investment in close ended funds, restrictions in respect of redemptions, restrictions in respect of the percentage holding allowable in any individual investment fund. Liquidity risk is monitored on a continuous basis by the Custodian of the Fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

## 15 DISTRIBUTION POLICY

All shares in issue are accumulating shares. The Manager, therefore, does not recommend the payment of a dividend to the shareholders. All income will be "rolled-up".

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

## 16 FOREIGN EXCHANGE RATES

The following foreign exchange rates were used to translate assets and liabilities into the reporting currency (United States Dollars):

	As at
	30 April 2010
Euro	0.7521

## 17 COMMITMENTS AND CONTINGENT LIABILITIES

As at 30 April 2010, the Fund did not have any significant commitments or contingent liabilities.

## 18 SIGNIFICANT EVENTS DURING THE PERIOD

HSBC Distressed Markets Fund was incorporated on the 23 April 2009.

## 19 SUBSEQUENT EVENTS

There were no significant events subsequent to the period end date that require adjustment to, or disclosure in these financial statements.

## 20 APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

These financial statements were approved on 13 September 2010.

## HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

## PORTFOLIO OF INVESTMENTS AS AT 30 APRIL 2010 (UNAUDITED)

Security Description	Holding	Market value US\$'000	% of total net assets
AG Super Fund International Ltd. - Class N Series 1	3,247	4,171	2.17 %
Ashmore Emerging Market Corp High Yield - USD Class	112,080	12,601	6.55 %
Bluebay Structured High Income Loan - USD Base Performance Class I	138,600	16,563	8.61 %
CQS ABS Feeder Fund Limited - Class B USD	2,145	7,635	3.97 %
CQS Convertible Opportunities - Class B USD Shares	19,486	21,904	11.39 %
Green T G2 Fund Limited - Class A	46,234	8,356	4.35 %
Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd. - Series Jan 2010 Restricted Class - Special	4	4	0.00 %
Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd. - Initial Series Restricted Class	17,537	24,879	12.94 %
Jabcap Global Balanced Fund Limited - Class D2 USD - Non New Issues	157,463	28,732	14.94 %
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 1 June 09	13,514	15,903	8.27 %
Owl Creek Overseas Fund Ltd - Class AR Series 26 April 10	12,500,000	12,338	6.42 %
Paulson Advantage Ltd - Class A	28,834	10,789	5.61 %
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,084	13,952	7.26 %
Trafalgar Catalyst Fund - Class USD B/7	160,074	16,398	8.53 %
		<u>194,225</u>	<u>101.01 %</u>
Portfolio of Investments		194,225	101.01 %
Net current liabilities (including derivatives)		<u>(1,935)</u>	<u>(1.01%)</u>
<b>Total net assets</b>		<u><b>192,290</b></u>	<u><b>100.00%</b></u>

## Net asset value per share

As at  
30 April 2010

HSBC Distressed Markets Fund - USD Class	US\$115.48
HSBC Distressed Markets Fund - Institutional USD Class	US\$115.82
HSBC Distressed Markets Fund - EUR Class	EUR115.58

## Portfolio Classification

As at  
30 April 2010  
% of Portfolio

Securities with an official stock exchange listing	32.72%
Unlisted securities	<u>67.28%</u>
	<u>100.00%</u>

## Portfolio Turnover Ratio

Purchase and sale of securities (T1)	US\$369,196,203
Subscription and redemption of units (T2)	US\$234,189,130
Monthly average of total net assets (M)	US\$151,498,116

**Portfolio Turnover Ratio**

Note - The portfolio turnover ratio is calculated as follows  $((T1-T2) / M) \times 100$

**HSBC DISTRESSED MARKETS FUND****SUMMARY OF SIGNIFICANT PORTFOLIO CHANGES FOR THE PERIOD ENDED 30 APRIL 2010\***  
(UNAUDITED)**Purchases**

Description	Nominal	Cost US\$'000
Credit Suisse Global	2,345	24,000
Jabcap Global Balanced Fund - Class D2 USD - Non New Issues	157,463	23,000
Halcyon Offshore Asset Backed Value Fund Ltd	17,537	22,656
CQS Convertible Opportunities Fund - Class B USD Shares	19,486	20,000
Trafalgar Catalyst Fund - Class USD B/7	160,074	16,025
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 1 June 09	13,514	15,418
Bluebay Structured Funds High Income Loan Fund - USD Base Performance Class I	138,600	14,000
Ashmore Emerging Market Corporate High Yield Fund - USD Class	157,712	13,900
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,084	13,201
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,000	13,000
RWC Inc	12,678	13,000
Owl Creek Overseas Fund Ltd - Class AR Series 26 April 10	12,500,000	12,500
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 1 June 09	10,000	10,000
Paulson Advantage Fund Ltd - Class A	28,834	10,000
Green T G2 Fund Ltd - Class A	46,233	8,274
Halcyon Offshore Asset Backed Value Fund Ltd - Initial Series Restricted Class	8,200	8,200
CQS ABS Feeder Fund - Class B USD	2,144	7,500
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Nov 09	7,000	7,000
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Oct 09	5,000	5,000
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 8 January 10	5,000	5,000

**Sales**

Description	Nominal	Proceeds US\$'000
Credit Suisse Global	2,345	27,545
RWC Inc	12,678	13,603
Post Total Return Offshore Fund II Ltd - Series V - 01 Nov 2007	13,000	13,201
JCAM Global Fund Ltd	10,000	10,262
Halcyon Offshore Asset - Backed Value Fund Ltd - Initial Series Restricted Class	8,200	9,984
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Nov 09	7,000	7,215
Halcyon Asset Backed Value Fund - Sub Oct 09	5,000	5,452
JCAM Global Fund Ltd - Class F Series 8 January 10	5,000	5,156
Ashmore Emerging Market Corporate High Yield Fund - USD Class	45,632	5,000
Trafalgar Catalyst Fund - A/2	30,000	3,025
Halcyon Offshore Asset Backed Value Fund	4	5

\* Significant portfolio changes are defined as the value of purchases or sales of a security exceeding 2% of the net assets of the Fund at the start of the period. In any event, the 20 largest purchases and the 20 largest sales must be shown.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成22年8月末日現在)

	米ドル	千円(eを除く。)
a. 資産総額	274,531,380.51	23,214,374
b. 負債総額	437,145.42	36,965
c. 純資産総額(a - b)	274,094,235.09	23,177,409
d. 発行済口数	米ドル・クラス	2,539,350.01口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス	93.78
		7,930円

( ) HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

(平成22年8月末日現在)

	米ドル(eを除く。)	千円(eを除く。)
a. 資産総額	200,980,610.47	16,994,920
b. 負債総額	6,928,833.55	585,902
c. 純資産総額(a - b)	194,051,776.92	16,409,018
d. 発行済口数	米ドル・クラス	1,064,652.43口
	ユーロ・クラス	204,188.33口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス	112.45米ドル
	ユーロ・クラス	112.57ユーロ
		9,509円
		12,035円

## 第 4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) 受益証券の名義書換

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

取扱場所 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス

日本の受益者については、日本における販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、ファンドの受益者集会、または該当する場合HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの集会としての全ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の( ) から( ) に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催されるファンドまたはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド( 場合による。 ) の受益者集会は、特別決議により、( ) 信託証書の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、( ) ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、( ) 別の機関または投資スキーム( 当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。 ) とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、( ) 管理会社を解任し、( ) ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

資本金の額 平成22年8月末日現在、100,000英ポンド (約1,308万円)

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、管理会社は、最低2名の取締役により構成される取締役会により運営される。取締役は、管理会社の株主であることを要しない。取締役は、臨時の欠員補充のため、または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。ただし、当該取締役の任期は、次の株主総会までとし、再任も可能である。取締役の権利を害することなく、年次株主総会で株主もまた、臨時の欠員または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。

取締役会の決議は、過半数の取締役が構成している取締役会に出席または代理出席している取締役の多数決により決定される。

取締役会は、法律、定款またはファンドの信託証書に定める規定に従い、管理会社およびファンドの名のもとに行われ、管理会社およびファンドの目的を達成するための管理または処分に関するすべての行為を実行し、承認する最大の権限および責任を有する。

##### (3) 役員および従業員の状況

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド (Peter Harwood)	会長 非常勤取締役	弁護士 モラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	0
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、主席インベストメント・オフィサー	0
ポール・レンチ (Paul Wrench)	マネージング・ ディレクター	インスティテュート・オブ・チャータード・ アカウンタントのアソシエイト兼フェロー兼 チャータード・インスティテュート・オブ・ バンカースのアソシエイト	1
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0

(注) 管理会社の従業員は13名である。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ (アイルランド) リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成22年8月末日現在、以下の通り、10本の投資信託（合計純資産総額4,852.50百万米ドル）の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 （百万米ドル） （平成22年8月末日現在）
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド （HSBC Portfolio Selection Fund）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	2,574.72
HSBC ユニ・フォリオ （HSBC Uni-Folio）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	421.86
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ （HSBC Alternative Portfolio）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	114.99
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド （HSBC Alternative Strategy Fund）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	468.15
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド （HSBC UCITS AdvantEdge Fund）	アイルランド	UCITS型投資信託	166.17
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ファンズ・ピーエルシー （HSBC Private Bank World Funds plc）	アイルランド	UCITS型投資信託	340.34
BFC バリュー・チェーン・ファンド （BFC Value Chain Fund）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	39.38
ザ・エルミタージュ・ファンド （The Hermitage Fund）	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	65.74
プライベート・エクイティ・リパブリック・シンジケート （Various Private Equity Republic Syndicates）	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	660.62
HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・ポートフォリオ （HSBC Alternative Investments Portfolio）	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型ユニット・トラスト	0.53



## 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成22年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝84.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

## 貸借対照表

2009年12月31日現在

	注記	2009年		2008年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
非流動資産					
有形固定資産	5	198,830	16,813	311,897	26,374
流動資産					
現金および現金等価物	6	16,077,946	1,359,551	37,495,057	3,170,582
管理運用するファンドからの未収金	3,7	18,671,920	1,578,898	17,043,402	1,441,190
兄弟会社からの未収金		500,000	42,280	-	-
流動資産		35,249,866	2,980,729	54,538,459	4,611,772
流動負債					
兄弟会社への未払金	9	1,882,991	159,226	1,449,695	122,586
関係会社への未払金	9	3,837,871	324,530	4,753,824	401,983
その他の負債	10	15,691,154	1,326,844	14,883,666	1,258,563
流動負債		21,412,016	1,810,600	21,087,185	1,783,132
純流動資産		13,837,850	1,170,129	33,451,274	2,828,640
純資産		14,036,680	1,186,942	33,763,171	2,855,014
株主持分					
資本金	11	157,762	13,340	157,762	13,340
利益剰余金		13,878,918	1,173,601	33,605,409	2,841,673
株主持分合計		14,036,680	1,186,942	33,763,171	2,855,014

本財務書類は取締役会により2010年3月31日に承認され、以下の代表者によって署名された。

(署名)

M. キャリントン / 取締役

(署名)

P. レンチ / 取締役

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

包括利益計算書

2009年12月31日終了年度

注記	2009年		2008年		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
収益					
管理報酬	3	70,415,404	5,954,327	125,163,896	10,583,859
雑収入		40,602	3,433	55,014	4,652
銀行利息	6	21,958	1,857	727,764	61,540
		70,477,964	5,959,617	125,946,674	10,650,051
費用					
手数料	3	(35,233,807)	(2,979,371)	(57,790,031)	(4,886,725)
投資顧問報酬	3	(16,620,743)	(1,405,450)	(26,094,884)	(2,206,583)
受託報酬および保管報酬		(5,178,026)	(437,854)	(7,798,283)	(659,423)
給与および給付	12	(1,604,172)	(135,649)	(2,613,677)	(221,013)
その他の費用	4	(881,156)	(74,511)	(933,002)	(78,895)
グループ会社に対する管理報酬		(471,073)	(39,834)	(515,427)	(43,585)
減価償却費	2,5	(131,483)	(11,118)	(74,572)	(6,306)
非常任取締役に対する報酬		(53,059)	(4,487)	(33,278)	(2,814)
為替差損	2	(30,936)	(2,616)	(1,485,051)	(125,576)
		(60,204,455)	(5,090,889)	(97,338,205)	(8,230,919)
税引前利益		10,273,509	868,728	28,608,469	2,419,132
税額	8	-	-	(6,460)	(546)
当期包括利益合計		10,273,509	868,728	28,602,009	2,418,586

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

## 持分変動計算書

2009年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2009年1月1日現在	157,762	13,340	33,605,409	2,841,673	33,763,171	2,855,014
当期包括利益合計	-	-	10,273,509	868,728	10,273,509	868,728
持分に直接計上される 所有者との取引：支払配当金 (1株当り300米ドル)	-	-	(30,000,000)	(2,536,800)	(30,000,000)	(2,536,800)
2009年12月31日現在	157,762	13,340	13,878,918	1,173,601	14,036,680	1,186,942

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2008年1月1日現在	157,762	13,340	5,003,400	423,088	5,161,162	436,428
当期包括利益合計	-	-	28,602,009	2,418,586	28,602,009	2,418,586
2008年12月31日現在	157,762	13,340	33,605,409	2,841,673	33,763,171	2,855,014

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

## キャッシュ・フロー計算書

2009年12月31日終了年度

注記	2009年		2008年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動からのキャッシュフロー				
税引前利益	10,273,509	868,728	28,608,469	2,419,132
以下の調整：				
- 減価償却費	5 131,483	11,118	74,572	6,306
営業資本の変動前の営業活動からの キャッシュフロー	10,404,992	879,846	28,683,041	2,425,438
営業資本の変動：				
- その他資産の増加	(2,128,518)	(179,987)	(3,303,201)	(279,319)
- その他負債の増加 / (減少)	324,831	27,468	(658,186)	(55,656)
	8,601,305	727,326	24,721,654	2,090,463

- 支払税額		-	-	(644,259)	(54,479)
営業活動から生じた現金純額		8,601,305	727,326	24,077,395	2,035,985
投資活動に使用されたキャッシュフロー					
有形固定資産の購入	5	(18,416)	(1,557)	(274,089)	(23,177)
投資活動に使用された現金純額		(18,416)	(1,557)	(274,089)	(23,177)
財務活動に使用されたキャッシュフロー					
株主に支払われた配当金		(30,000,000)	(2,536,800)	-	-
財務活動に使用された現金純額		(30,000,000)	(2,536,800)	-	-
現金および現金等価物の増(減)純額		(21,417,111)	(1,811,031)	23,803,306	2,012,808
期首現在現金および現金等価物		37,495,057	3,170,582	13,691,751	1,157,774
12月31日現在現金および現金等価物		16,077,946	1,359,551	37,495,057	3,170,582

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド

### 財務書類に対する注記

#### 当社の設立

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「当社」という。)は、1986年9月25日にガーンジーにおいて登記された。当社はガーンジーに本拠を置いており、ガーンジーにおいて登記されているHSBCインベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッドの全額出資子会社である。最終的持株会社は、英国において設立された公開上場会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーである。

当社の主な活動は、各種ファンドを管理運用することである。

#### 1. 作成の基礎

(a) HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドは、その財務書類を国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して、また2008年ガーンジー会社法に従って作成する。IFRSは、国際会計基準審議会およびその前身となる組織により発行された会計基準ならびに国際財務報告基準解釈指針委員会およびその前身となる組織により発行された解釈とで構成される。

(b) 当該財務書類の作成にあたり、当社は、会計基準に対する以下の改訂を採用した。

改訂版IAS(国際会計基準)第1号「財務書類の表示」(以下「IAS1」という。):

改訂された基準は2009年1月1日付で発効したが、HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドの財務書類に報告された実績には影響を及ぼさない。しかし、「包括利益計算書」のすべての株主以外の持分変動の表示を含む、当社の財務書類の一部の表示が変更される。

公表済、未発効のIFRS:

IFRS第9号「金融商品」は2009年11月12日に公表され、IAS第39号「金融商品:認識および測定」に代わるものである。IFRS第9号は複雑な測定モデルを維持しつつ単純化し、金融資産に対する2つの主な測定区分(償却原価および公正価値)を設定する。分類の基礎は、企業のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。当該基準は、既存のIAS第39号の「満期まで保有、売却可能、貸付金および未収金」の分類を削除する。当該基準は2013年1月1日以降に開始する事業年度に対して発効するが、より早期に適用されることがある。

- (c) 財務書類の作成に際しては、将来の状況についての見積および仮定の使用が要求される。入手可能な情報の使用および決定の適用は、見積の形成に欠かせないものである。将来における実際の業績は、これらの報告とは異なることがある。
- 見積および裏付となる前提は、継続的に見直される。会計見積の修正は、当該見積が修正される期中および影響を及ぼす将来の期間に認識される。
- 経営陣の意見によれば、当財務書類中の当社の純利益、財務状況およびキャッシュ・フローの適正な表示に必要と思われるすべての通常の、また定期的な修正が行われた。

## 2. 主要な会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類に関連して重要とみなされる項目を取扱う場合に継続して適用されている。

### 機能通貨および表示通貨

財務書類に含まれる項目は、当社が事業を行っている主たる経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)を使用して測定される。当該財務書類は、当社の機能通貨である米ドルで表示される。

### 外国為替

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで機能通貨により計上される。外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。結果として生じた為替差損益は、期中の損益勘定に含まれている。外貨建ての取得原価で測定される非貨幣性資産および負債は、当初取引の日の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートをを用いて機能通貨に換算される。

### 有形固定資産

有形固定資産は、減価償却を控除した原価で表示される。

減価償却費は、定額法を用いて見積耐用年数にわたり有形固定資産の原価を償却するため、以下の年率で計算される。

家具・備品および付属品	10%
コンピュータ・ハードウェアおよび関連ソフトウェア	33 1/3%

コンピュータ・ソフトウェアの原価は、ハードウェアと特別の関係を有するもの以外は、全額償却され、発生時に費用計上される。

### 現金および現金等価物

キャッシュフロー計算書上、現金および現金等価物は、一定の金額の現金に容易に換金可能で、価格変動のリスクが大きい流動性の高い投資対象を含む。かかる投資対象は、通常、取得日から支払期日まで3か月未満であり、現金、銀行当座預金、コールマネー、ローンおよび銀行への前払金を含む。

### 収益認識

管理報酬および管理事務代行報酬は、発生基準で計上される。業績報酬は、業績報酬を受取る権利が合理的に確定される時点で認識される。

## 3. 報酬

### 管理報酬および受託報酬

当社は、それぞれのファンドの基礎となる純資産価額に基づき管理報酬および受託報酬を受領する。管理報酬および受託報酬は、発生基準で認識される。

### 手数料

当社は、その裁量により、管理するファンドに申込者を紹介するHSBCグループ企業の各支店、兄弟会社、関係会社および関連会社ならびに特定の認可された第三者に対して割戻手数料を支払うことに同意した。割戻手数料は二段階になっており、第一に当初費用の返還、第二に受益証券発行により導入され引き続き投資されてい

る資金の純資産価額に基づく継続的付随手数料である。手数料は発生基準で計上される。

#### 投資顧問報酬

当社は、管理運用するファンドに投資助言を提供する兄弟会社、HSBCグループ企業および第三者に投資顧問報酬を支払う。投資顧問報酬は、発生基準で計上される。

#### 管理会社の業績報酬

HSBCマルチ・アドバイザー・ファンズ、HSBCユニ・フォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・ポートフォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・ポートフォリオ・ファンズおよびザ・エルミタージュ・ファンドとの管理契約に基づき、当社は業績報酬を受領する権利を有する。当社は、受領した当該業績報酬を、関連会社および投資顧問会社に必要に応じて分配することができる。2009年12月31日終了年度に、合計2,558,166米ドルの業績報酬を受領した(2008年:19,455,533米ドル)。

未払業績報酬費用は、業績報酬を回収する権利が確定される時点で認識される。

#### 4. その他の費用

その他の費用には、当社が賃借人である121,063米ドル(2008年:120,484米ドル)の賃借料が含まれる。当社の土地建物は賃借されており、契約は終了している。不動産リースの更新については、現在交渉中である。

#### 5. 有形固定資産

	備品および付属品 米ドル	コンピュータ・ ハードウェアおよび 関連ソフトウェア 米ドル	合計 米ドル
原価			
2009年1月1日現在	122,093	1,185,804	1,307,897
追加購入	-	18,416	18,416
2009年12月31日現在	122,093	1,204,220	1,326,313
減価償却			
2009年1月1日現在	111,151	884,849	996,000
当期費用	2,885	128,598	131,483
2009年12月31日現在	114,036	1,013,447	1,127,483
簿価純額			
2009年12月31日現在	8,057	190,773	198,830
2008年12月31日現在	10,942	300,955	311,897

#### 6. 現金および現金等価物

2009年12月31日現在の現金および現金等価物には、関係会社であるHSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドに保有する16,077,946米ドル(2008年:37,294,647米ドル)の残高が含まれている。2009年度中、当社は当該残高について21,958米ドル(2008年:727,764米ドル)の利息収入があった。

#### 7. 管理するファンドからの未収金

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
管理報酬	16,811,423	15,361,000
その他の報酬	1,597,651	1,395,842
受託報酬	262,846	286,560

18,671,920	17,043,402
------------	------------

## 8. 税金

2008年1月1日より、当社は0%の適用標準税率で課税されている。

税費用は、以下で構成されている：

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
ガーンジー税費用 - 前年度に関する調整	-	6,460
税費用	-	6,460

実際の課税額は、ガーンジーにおける標準税率を適用して以下のとおり計算される予想税額とは異なっている。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
税引前利益	10,273,509	28,608,469
不足引当金 - 前期	-	6,460
当期税額	-	6,460

## 9. グループ企業への未払金

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
兄弟会社への未払金	1,882,991	1,449,695
関係会社への未払金	3,837,871	4,753,824
	5,720,862	6,203,519

グループ企業への未払金は、無担保、無利息で、要求に応じて返済される。

## 10. その他の負債

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
未払手数料	13,939,199	13,063,009
その他の債務	1,533,806	1,622,427
未払投資顧問報酬	218,149	198,230
	15,691,154	14,883,666

## 11. 資本金

	2009年 英ポンド	2008年 英ポンド
授権済：		
額面1英ポンド 普通株式100,000株	100,000	100,000
割当済および全額払込済：		
額面1英ポンド 普通株式100,000株	157,762	157,762

(取得原価で換算)

持分を表章する普通株式には、以下の権利が付与されている。

- ・ 随時取締役により推奨され、当社により宣言される確定配当金を受領する権利。
- ・ 1株につき1個の議決権。
- ・ すべての普通株式の当社の残存資産に関する同等の順位。

## 12. 関係会社取引

すべての関係会社取引は、独立当事者間取引において一般的な条件と同等の条件で行われ、本財務書類に開示されている。

財務書類の他の部分に開示される取引および残高とは別に、当社は、兄弟会社および関係会社と以下の取引を行った。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
損益計算書		
受取利息	21,958	727,764
手数料	(13,302,578)	(20,732,883)
投資顧問報酬	(15,439,737)	(23,087,294)
受託報酬および保管報酬	(870,826)	(1,744,504)

当社のために行うすべてのスタッフは、HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッド(以下「PBCI」という。)に雇用されている。PBCIは、当社の運営のために使用されているスタッフについて、月次ベースで当社に請求を行う。2009年12月31日に終了した年度に、PBCIは、給与および給付について、合計1,604,172米ドル(2008年:2,613,677米ドル)を当社に請求した。

## 13. 管理運用するファンド

2009年12月31日現在当社が管理運用しているファンドの純資産総額は、4,484,799,811米ドル(2008年:5,212,686,479米ドル)であった。

## 14. 顧客口座

2009年12月31日現在の顧客口座の残高合計は、5,479,549米ドル(2008年:4,276,044米ドル)であった。

## 15. リスク管理

### a. 信用リスク管理

信用リスクは、顧客または取引相手方がファンドの管理事務代行契約に基づく義務を履行できないことから財務上の損失が生じるリスクである。当社は、かかるすべての活動からのリスクを管理監督するために設けられた基準、方針および手続を有している。

現金および現金等価物は、信用リスクが最小であると経営陣が考える場合HSBCグループ会社に保管される。

その他の資産は、短期的な性質のHSBCグループ会社からの未収銀行利息および管理運用するファンドからの未収報酬を表す。

### b. 市場リスク管理

市場リスクは、管理運用するファンドの価額が減少して、結果として収益にも影響するリスクである。当社は、資産負債管理委員会(ALCO)により承認されたリスク限度により市場リスクを管理する。

### c. 外国為替エクスポージャー



外国通貨リスクは、金融商品の価額が外国為替レートの変化により変動するリスクである。当社の外国為替エクスポージャーは、以下に記載するように、外貨建ての金額の米ドル相当額の変動により生じる。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
資産		
ユーロ	6,408,957	401,961
英ポンド	690,497	4,950
スイス・フラン	228,176	68,616
日本円	24,850	5,544
負債		
英ポンド	42,633	49,347
スイス・フラン	16,699	15,812

#### 感応度分析

12月31日現在、以下の通貨に対して米ドルが5%強くなった場合には、以下に示す利益（損失）が生じる。米ドルが5%弱くなった場合には、以下に示す金額と同等だが逆の影響を及ぼす。かかる分析は、その他すべての変数（特に金利）は不変であると仮定する。当該分析は、2008年度と同じ基準に基づき行われる。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
ユーロ	320,448	20,098
英ポンド	32,393	(2,220)
スイス・フラン	10,574	2,640
日本円	1,243	277

#### d. 流動性管理

流動性リスクは、当社が資産の現金化においてまたは契約を履行するための資金調達において困難に直面するリスクである。

当社は、安定した資金調達を提供するためのさまざまなソースを利用する。これらには、即時利用可能な短期資金勘定に銀行残高を維持すること、グループ内の資金調達および当社の株主持分が含まれる。

#### e. 資本管理

当社は、後述の当社の資本要件を規定し監視するガーンジー金融サービス委員会により規制されている。経営陣は、ガーンジー金融サービス委員会の要件を確実に遵守するために、当社の資本金を定期的に監視する。

#### f. 金利リスク管理

当社の金利リスク・エクスポージャーは、現金および現金等価物に限定される（注6）。当社は、金利の発生する短期資金勘定を維持するのみであるため、金利リスクは僅かである。

#### g. 業務リスク管理

業務リスクは、詐欺、無許可活動、過誤、不作為、不手際、システム障害または外部事象により生じる損失リスクである。それはすべての事業体につきものであり、幅広い問題を含む。

HSBCグループは、過程を記録し許可を独立させ取引を照合して監視するという規制に基づく環境により当該リスクを管理する。これは、内部監査により行われる定期的な見直しの独立した取組みおよび外部の業務リスク事由を観察することにより支えられ、HSBCグループが最良の実務に沿っていることおよび金融サービス業界内の公表された経営の失敗から得た教訓を考慮していることを保証する。

HSBCグループは、高度な基準を発表することによりその業務リスク管理プロセスを規則化した。これは、HSBCグループが、リスクの特定、評価、監視、統制および軽減、ならびに業務リスク事由の是正および現地の規制上の要件と一致させるために要求される追加的手続きの実施により、どのように業務リスクを管理しているかを説明している。業務リスクを管理するために行われる対処法は、各HSBCグループの経営規模および特性を参考に決定される。当該HSBCグループの基準は以下を網羅している。

- ・業務リスク管理責任は、事業経営上の上級管理職レベルに帰する。
- ・情報システムは、業務リスクの特定および評価を記録し、ならびに適切な定期的管理報告の作成のために使用される。
- ・業務リスクは、各事業が直面する業務リスクならびに過程、活動および製品に固有のリスクを包むリスク評価により特定される。リスク評価は、重要な変動を監視するために特定されたリスクの定期的な見直しを含む。
- ・業務リスク損失データは、収集され上級管理職に報告される。当該報告書は、業務リスク損失総額および重要性の基準を超える事柄の詳細を網羅している。
- ・保険を含むリスクの軽減は、費用対効果がある場合、検討される。

現地の経営陣は、業務リスクに対してHSBCグループの基準を履行することに責任を負う。

#### h. 風評リスク管理

HSBCの信用を守ることは、当社の成功を継続するために最も重要であり、すべてのスタッフの責任である。風評リスクは、社会的、倫理的もしくは環境面の問題から、または業務リスク事由の結果として生じうる。銀行グループとして、HSBCの高い評価は、その事業をどのように行っているかに立脚するが、それはまた金融サービスを提供している顧客がどのように行動するかにも影響される。

風評リスクは、方針の立案およびHSBC基準の確立に際して、取締役会、グループ運営取締役会、リスク管理委員会、子会社の取締役会、取締役委員会および/または上級管理職により検討され評価される。事業のすべての重要な事項に関する基準は、HSBCならびに個々の子会社、事業および部門について設定されている。内部統制システムの不可分な一部である当該方針は、マニュアルおよび方針説明書により伝達され、内部通信および訓練を通じて公表される。当方針は、資金洗浄の抑止、環境面の影響、汚職防止策および従業員関係を含む風評リスクのすべての分野における運用手順を規定している。

グループの内部監査機能が、方針および基準の遵守を監視する。

### HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド

#### 資本計算書

2009年12月31日現在

	米ドル
資 本	
貸借対照表による総資本	14,036,680
資本要件	
絶対最低要件（100,000英ポンド）	150,000
支出ベース要件	
包括利益計算書による支出 3,171,879米ドル × 25%	792,970
資本の充当	
資 本	14,036,680

資本要件

( 792,970 )

資本剰余金純額

---

13,243,710

---

[次へ](#)

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## BALANCE SHEET AT 31 DECEMBER 2009

	Notes	2009 US\$	2008 US\$
<b>NON-CURRENT ASSETS</b>			
Property, plant and equipment	5	198,830	311,897
<b>CURRENT ASSETS</b>			
Cash and cash equivalents	6	16,077,946	37,495,057
Amounts due from funds under management	3&7	18,671,920	17,043,402
Amounts due from fellow subsidiary companies		500,000	-
Current assets		35,249,866	54,538,459
<b>CURRENT LIABILITIES</b>			
Amounts due to fellow subsidiary companies	9	1,882,991	1,449,695
Amounts due to related companies	9	3,837,871	4,753,824
Other liabilities	10	15,691,154	14,883,666
Current liabilities		21,412,016	21,087,185
Net current assets		13,837,850	33,451,274
Net assets		14,036,680	33,763,171
<b>SHAREHOLDERS' EQUITY</b>			
Called up share capital	11	157,762	157,762
Retained earnings		13,878,918	33,605,409
Total shareholders' equity		14,036,680	33,763,171

The financial statements on pages 6 to 19 were approved by the Board of Directors on 31 March 2010 and are signed on its behalf by:

M QUARRINGTON  
DIRECTOR

P WRENCH  
DIRECTOR

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2009

	Notes	2009 US\$	2009 US\$	2008 US\$	2008 US\$
<b>INCOME</b>					
Management fees	3		70,415,404		125,163,896
Sundry Income			40,602		55,014
Bank Interest	6		21,958		727,764
			70,477,964		125,946,674
<b>EXPENSES</b>					
Commissions	3	35,233,807		57,790,031	
Investment advisory fees	3	16,620,743		26,094,884	
Trustee and custody fees		5,178,026		7,798,283	
Salaries and benefits	12	1,604,172		2,613,677	
Other expenses	4	881,156		933,002	
Management fees paid to group company		471,073		515,427	
Depreciation	2&5	131,483		74,572	
Fees paid to non-executive directors		53,059		33,278	
Foreign exchange loss	2	30,936		1,485,051	
			(60,204,455)	(97,338,205)	
<b>PROFIT BEFORE TAXATION</b>			10,273,509	28,608,469	
<b>TAXATION</b>	8		-	(6,460)	
<b>TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR</b>			10,273,509	28,602,009	

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2009

	Share Capital US\$	Retained Earnings US\$	Total Equity US\$
AT 1 JANUARY 2009	157,762	33,605,409	33,763,171
Total Comprehensive Income for the year	-	10,273,509	10,273,509
Transactions with owners, recorded directly in equity: Dividend paid (US\$300 per share)	-	(30,000,000)	(30,000,000)
AT 31 DECEMBER 2009	157,762	13,878,918	14,036,680

	Share Capital US\$	Retained Earnings US\$	Total Equity US\$
AT 1 JANUARY 2008	157,762	5,003,400	5,161,162
Total Comprehensive Income for the year	-	28,602,009	28,602,009
AT 31 DECEMBER 2008	157,762	33,605,409	33,763,171

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these financial statements.

#### HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

#### CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2009

	Notes	2009 US\$	2008 US\$
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Profit before tax		10,273,509	28,608,469
Adjustments for:			
- Depreciation	5	131,483	74,572
Cash flow from operating activities before changes in working capital		10,404,992	28,683,041
Changes in working capital:			
- Increase in other assets		(2,128,518)	(3,303,201)
- Increase/(decrease) in other liabilities		324,831	(658,186)
		8,601,305	24,721,654
Tax paid		-	(644,259)
Net cash generated from operating activities		8,601,305	24,077,395
<b>CASH FLOWS USED IN INVESTING ACTIVITIES</b>			
Purchase of property, plant and equipment	5	(18,416)	(274,089)
Cash used in investing activities		(18,416)	(274,089)
<b>CASH FLOWS USED IN FINANCING ACTIVITIES</b>			
Dividend paid to shareholders		(30,000,000)	-
Cash used in financing activities		(30,000,000)	-

NET (DECREASE)/INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	(21,417,111)	23,803,306
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	37,495,057	13,691,751
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT 31 DECEMBER	16,077,946	37,495,057

The notes on pages 10 to 19 form an integral part of these financial statements.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

#### COMPANY'S INCORPORATION

HSBC Management (Guernsey) Limited (the 'Company') was registered and in Guernsey on 25 September 1986. The Company is domiciled in Guernsey and a wholly owned subsidiary of HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited which is registered in Guernsey. The ultimate holding company is HSBC Holdings plc, which is a publicly quoted company incorporated in the United Kingdom.

The principal activity of the Company is the management of a variety of funds.

#### 1. BASIS OF PREPARATION

- (a) HSBC Management (Guernsey) Limited prepares its financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards ('IFRS') and are in compliance with the Companies (Guernsey) Law, 2008. IFRS comprise accounting standards issued by the International Accounting Standards Board and its predecessor body as well as interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee and its predecessor body.
- (b) In preparing these financial statements, the company has adopted the following amendments to accounting standards:

Revised IAS 1 'Presentation of Financial Statements' ('IAS 1').

The revised standard became effective as of 1 January 2009 and has no effect on the results reported in HSBC Management (Guernsey) Limited financial statements. It does, however, result in certain presentational changes in the Company's financial statements, including the presentation of all non-owner changes in equity in the 'statement of comprehensive income'.

IFRS issued but not effective:

IFRS 9 Financial Instruments was published on 12 November 2009 and will replace IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. IFRS 9 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes two primary measurement categories for financial assets: amortised cost and fair value. The basis of classification depends on the entity's business model and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. The standard eliminates the existing IAS 39 categories of held to maturity, available for sale and loans and receivables. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013 but may be applied earlier.

- (c) The preparation of financial information requires the use of estimates and assumptions about future conditions. Use of available information and application of judgement are inherent in the formation of estimates. Actual results in the future may differ from those reported.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of management, all normal and recurring adjustments considered necessary for a fair presentation of the Company's net income, financial position and cash flows in these financial statements have been made.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

---

## 2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Company's financial statements:

Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Company operates ('the functional currency'). These financial statements are presented in US dollars, which is the Company's functional currency.

Foreign exchange

Transactions in foreign currencies are recorded in the functional currency at the rate of exchange prevailing on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the rate of exchange ruling at the balance sheet date. Any resulting exchange differences are included in the profit or loss for the period. Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date of the initial transaction. Non-monetary assets and liabilities measured at fair value in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date the fair value was determined.

Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost less depreciation.

Depreciation is calculated at the following annual rates so as to write off the cost of property, plant and equipment over their estimated useful lives using the straight line method:

Furniture, fixture and fittings	10%
Computer hardware and related software	33 1/3%

Computer software costs, other than those specifically related to hardware, are fully written off and are expensed as incurred.

Cash and cash equivalents

For the purpose of the cash flow statement, cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months' to maturity from the date of acquisition, and include cash, current accounts with banks, money at call, loans and advances to banks.

Revenue recognition

Management fees and administration fees are accounted for on an accruals basis. Performance fees are recognised when the entitlement to performance fee is reasonably established.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

---

## 3. FEES

Management and trustee fees



The Company receives management fees and trustee fees based on the underlying net asset value of the respective funds. Management and trustee fees are recognized on an accruals basis.

#### Commissions

The Company, at its discretion, has agreed to pay return commissions to those branches, fellow subsidiaries, affiliates and associates of the HSBC Group entities and certain approved third parties introducing subscribers to funds under management. The return commissions are two fold: firstly a return of the Initial Charge and secondly an ongoing trailer commission based on the net asset value of monies introduced by Units and which remain invested.

Commissions are accounted for on an accruals basis.

#### Investment advisory fees

The Company pays investment advisory fees to fellow subsidiaries, associates of the HSBC Group entities and third parties providing investment advice to the funds under management. Investment advisory fees are accounted for on an accruals basis.

#### Manager's performance fees

Under the management agreement with the HSBC Multi-Adviser Funds, HSBC Unifolio Funds, HSBC Alternative Portfolio Funds, HSBC Alternative Investments Portfolio Funds and The Hermitage Fund, the Company is entitled to receive a performance fee. The Company has the ability to share any such performance fees received with associates and investment advisers as appropriate. Performance fees totalling US\$2,558,166 have been received in the year ended 31 December 2009 (2008: US\$19,455,533). An expense for performance fees payable is recognized when the right to recover performance fee income is established.

#### 4. OTHER EXPENSES

Other expense include rental charges of US\$121,063 (2008: US\$120,484) where the Company is the lessee. The premises of the Company are rented and this agreement has expired. The renewal of the property lease is currently being negotiated.

#### HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

#### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

#### 5. PROPERTY, PLANT AND EQUIPMENT

	Fixtures and fittings	Computer hardware & related software	Total
	US\$	US\$	US\$
<b>COST</b>			
At 1 January 2009	122,093	1,185,804	1,307,897
Additions	-	18,416	18,416
At 31 December 2009	122,093	1,204,220	1,326,313
<b>DEPRECIATION</b>			
At 1 January 2009	111,151	884,849	996,000
Charge for year	2,885	128,598	131,483
At 31 December 2009	114,036	1,013,447	1,127,483
<b>NET BOOK AMOUNT</b>			
At 31 December 2009	8,057	190,773	198,830

At 31 December 2008	10,942	300,955	311,897
---------------------	--------	---------	---------

## 6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Included in cash and cash equivalents as at 31 December 2009 are balances with a related party, HSBC Private Bank (C.I.) Limited, of US\$16,077,946 (2008: US\$37,294,647). During 2009 the Company earned interest on these balances of US\$21,958 (2008: US\$727,764).

## 7. AMOUNTS DUE FROM FUNDS UNDER MANAGEMENT

	2009 US\$	2008 US\$
Management fees	16,811,423	15,361,000
Other fees	1,597,651	1,395,842
Trustee fees	262,846	286,560
	<hr/>	<hr/>
	18,671,920	17,043,402
	<hr/>	<hr/>

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 8. TAXATION

With effect from 1 January 2008, the company is taxed at the applicable standard rate of 0%.

The charge for taxation comprises:

	2009 US\$	2008 US\$
Guernsey tax charge - adjustment in respect of prior years	-	6,460
	<hr/>	<hr/>
Tax expense	-	6,460
	<hr/>	<hr/>

The actual tax charge differs from the expected tax charge computed by applying the standard rate of Guernsey tax as follows:

	2009 US\$	2008 US\$
Profit before tax	10,273,509	28,608,469
	<hr/>	<hr/>
Under provisions - prior year	-	6,460
	<hr/>	<hr/>
Current tax charge	-	6,460
	<hr/>	<hr/>

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 9. AMOUNTS DUE TO GROUP COMPANIES

	2009 US\$	2008 US\$
Amounts due to fellow subsidiary companies	1,882,991	1,449,695
Amounts due to related companies	3,837,871	4,753,824
	5,720,862	6,203,519

Amounts due to Group Companies are unsecured, interest free and repayable on demand.

## 10. OTHER LIABILITIES

	2009 US\$	2008 US\$
Commission payable	13,939,199	13,063,009
Other creditors	1,533,806	1,622,427
Investment advisory fee payable	218,149	198,230
	15,691,154	14,883,666

## 11. SHARE CAPITAL

	2009	2008
Authorised:		
100,000 ordinary shares of 1 each	100,000	100,000
Allotted, called up and fully paid:	US\$	US\$
100,000 ordinary shares of 1 each (translated at historic cost)	157,762	157,762
	157,762	157,762

The ordinary shares which represent the equity interests have the following rights attached:

- They carry the right to any fixed dividend as may from time to time be recommended by the Directors and declared by the Company;
- They have voting rights with each share carrying one vote;
- All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

## 12. RELATED PARTY TRANSACTIONS

All related party transactions were made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions and have been disclosed in these financial statements.

Apart from transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following transactions with its fellow subsidiary companies and related companies:

	2009	2008
	US\$	US\$
INCOME STATEMENT		
Interest income	21,958	727,764
Commissions	(13,302,578)	(20,732,883)
Investment advisory fees	(15,439,737)	(23,087,294)
Trustee and custody fees	(870,826)	(1,744,504)

All staff acting on behalf of the Company are employed by HSBC Private Bank (C.I.) Limited (PBCI). On a monthly basis, PBCI invoices the Company for staff utilised in the Company's operations. For the year ended 31 December 2009, PBCI billed the Company a total of US\$1,604,172 (2008: US\$2,613,677) for salaries and benefits.

### 13. FUNDS UNDER MANAGEMENT

The total net asset of funds under the Company's management at 31 December 2009 was US\$4,484,799,811 (2008: US\$5,212,686,479).

### 14. CLIENT ACCOUNTS

The total balance of client accounts at 31 December 2009 was US\$5,479,549 (2008: US\$4,276,044).

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

### 15. RISK MANAGEMENT

#### a *Credit risk management*

Credit risk is the risk that financial loss arises from the failure of a customer or counterparty to meet its obligations under a contract of fund administration. The Company has standards, policies and procedures dedicated to controlling and monitoring risks from all such activities.

Cash and cash equivalents are maintained with HSBC Group companies where management considers the credit risk to be minimal.

Other assets represent accrued bank interest receivable from HSBC Group companies and fees due from funds under management which are short term in nature.

#### b *Market risk management*

Market risk is the risk that the value of funds under management decrease with a resultant effect on income.

The Company manages market risk through risk limits approved by the Asset and Liability Management Committee (ALCO).

#### c *Foreign exchange exposure*

Foreign currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates. The Company's foreign exchange exposure arises from changes in the US\$ equivalent value of

amounts denominated in foreign currencies as set out below:

	2009	2008
	US\$	US\$
<b>ASSETS</b>		
Euro	6,408,957	401,961
British Pound	690,497	4,950
Swiss Franc	228,176	68,616
Japanese Yen	24,850	5,544
<b>LIABILITIES</b>		
British Pound	42,633	49,347
Swiss Franc	16,699	15,812

#### Sensitivity analysis

A 5 percent strengthening of the US dollar against the following currencies at 31 December would have resulted in the profits (losses) shown below. A 5 percent weakening of the US dollar would have had the equal but opposite effect to the amounts shown below. This analysis assumes that all other variables, in particular interest rates, remain constant. This analysis is performed on the same basis for 2008.

	2009	2008
	US\$	US\$
Euro	320,448	20,098
British Pound	32,393	(2,220)
Swiss Franc	10,574	2,640
Japanese Yen	1,243	277

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

#### 15. RISK MANAGEMENT (Continued)

##### d *Liquidity management*

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in realising assets or otherwise raising funds to meet commitments.

The Company uses various sources to provide a stable funding. These include maintaining bank balances in instant access call accounts, inter-group funding and the Company's shareholders' equity.

##### e *Capital management*

The Company is regulated by the Guernsey Financial Services Commission which sets and monitors capital requirements for the Company as described on page 20. Management regularly monitors the Company's capital to ensure compliance with the requirements of the Guernsey Financial Services Commission.

##### f *Interest risk management*

The Company's exposure to interest rate risk is limited to its cash and cash equivalents (note 6). The Company only maintains interest bearing call accounts and as such interest rate risk is minimal.

##### g *Operational risk management*

Operational risk is the risk of loss arising through fraud, unauthorised activities, error, omission, inefficiency, systems failure or from external events. It is inherent to every business organisation and covers a wide spectrum of issues.

The HSBC Group manages this risk through a controls-based environment in which processes are documented, authorisation is independent and transactions are reconciled and monitored. This is supported by an independent programme of periodic reviews undertaken by internal audit, and by monitoring external operational risk events, which ensures that the HSBC Group stays in line with best practice and takes account of lessons learned from

publicised operational failures within the financial services industry.

The HSBC Group has codified its operational risk management process by issuing a high level standard. This explains how the HSBC Group manages operational risk by identifying, assessing, monitoring, controlling and mitigating the risk, rectifying operational risk events, and implementing any additional procedures required for compliance with local regulatory requirements. The processes undertaken to manage operational risk are determined by reference to the scale and nature of each HSBC Group operation. The HSBC Group standard covers the following:

- Operational risk management responsibility is assigned at a senior management level within the business operation;
- Information systems are used to record the identification and assessment of operational risks and generate appropriate, regular management reporting;
- Operational risks are identified by risk assessments covering operational risks facing each business and risks inherent in processes, activities and products. Risk assessment incorporates a regular review of risks identified to monitor significant changes;
- Operational risk loss data is collected and reported to senior management. This report covers aggregate operational risk losses and details of incidents above a materiality threshold; and
- Risk mitigation, including insurance, is considered where this is cost-effective.

Local management is responsible for implementation of the HSBC Group standard on operational risk.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

---

#### 15. RISK MANAGEMENT (Continued)

##### *h Reputational risk management*

The safeguarding of HSBC's reputation is of paramount importance to its continued prosperity and is the responsibility of every member of staff. Reputational risks can arise from social, ethical or environmental issues, or as a consequence of operational risk events. As a banking group, HSBC's good reputation depends upon the way in which it conducts its business, but it can also be affected by the way in which clients, to whom it provides financial services, conduct themselves.

Reputational risks are considered and assessed by the Board, the Group Management Board, the Risk Management Meeting, subsidiary company boards, board committees and/or senior management during the formulation of policy and the establishment of HSBC standards. Standards on all major aspects of business are set for HSBC and for individual subsidiaries, businesses and functions. These policies, which are an integral part of the internal control systems, are communicated through manuals and statements of policy and are promulgated through internal communications and training. The policies set out operational procedures in all areas of reputational risk, including money laundering deterrence, environmental impact, anti-corruption measures and employee relations.

The Group internal audit function monitors compliance with policies and standard.

## HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

### STATEMENT OF FINANCIAL RESOURCES AT 31 DECEMBER 2009

---

US\$

#### FINANCIAL RESOURCES

Gross capital per Balance Sheet on page 7

14,036,680

---

## FINANCIAL RESOURCES REQUIREMENT

Absolute minimum requirement ( 100,000)	150,000
---	---------

---

## EXPENDITURE BASED REQUIREMENT

Expenditure per Statement of Comprehensive Income US\$3,171,879 x 25%	792,970
---	---------

---

## SATISFACTION OF FINANCIAL RESOURCES

Financial resources	14,036,680
Financial resources required	(792,970)

---

## NET SURPLUS FINANCIAL RESOURCES

	13,243,710
--	------------

---

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成22年8月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝84.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## （1）資産及び負債の状況

## HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド

## 貸借対照表

2010年6月30日現在

	2010年6月30日（未監査）	
	米ドル	千円
現金および要求払預金 - グループ会社	25,209,189	2,131,689
現金および要求払預金 - その他の会社	619,639	52,397
有形固定資産	181,521	15,349
その他の資産 - グループ会社	500,000	42,280
その他の資産 - その他の会社	15,918,507	1,346,069
資産合計	42,428,856	3,587,784
その他の債務 - グループ会社	6,579,837	556,391
その他の債務 - その他の会社	14,607,822	1,235,237
負債合計	21,187,659	1,791,628
資本金	157,762	13,340
留保利益剰余金	13,878,917	1,173,601
配当金	-	-
当期純利益	7,204,518	609,214
株主持分合計	21,241,197	1,796,156
負債および株主持分合計	42,428,856	3,587,784



## (2) 損益の状況

## HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

## 収 益 勘 定

2010年6月30日終了期間

	2010年6月30日(未監査)	
	米ドル	千円
収益		
受取利息 - グループ会社	(367)	(31)
受取利息	(367)	(31)
受取手数料および報酬 - その他の会社	36,761,657	3,108,566
支払手数料および報酬 - グループ会社	(17,762,792)	(1,502,022)
支払手数料および報酬 - その他の会社	(14,159,629)	(1,197,338)
受取報酬純額	4,839,236	409,206
その他の収益	4,514,749	381,767
その他の収益純額	4,514,749	381,767
	9,353,618	790,942
費用		
為替差(損)益	(540,845)	(45,734)
給与	(632,034)	(53,445)
給付	(139,943)	(11,834)
賃借料	(171,366)	(14,491)
その他の営業費用	(403,758)	(34,142)
内部費用 - グループ会社	(49,906)	(4,220)
	(1,937,852)	(163,865)
当期(損)益(本社費用を除く。)	7,415,766	627,077
本社費用	(211,248)	(17,863)
当期純利益	7,204,518	609,214
支払配当金 - グループ会社	-	-
留保利益	7,204,518	609,214

#### 4【利害関係人との取引制限】

信託証書が規定する「利害関係人」は、（ ）受託会社、（ ）管理会社、（ ）投資顧問会社、（ ）管理会社の親会社または関係会社、（ ）投資顧問会社の親会社または関係会社、（ ）受託会社の親会社または関係会社である。

信託証書は、利害関係人は、受託会社および管理会社が信託証書の当事者ではなかった場合に利害関係人が有したであろう同様の権利を有する受益証券を所有し、これを保有し、処分またはその他の方法により処理することができる。同様の投資銘柄が信託証書に基づきスキーム財産の一部として保有されているか否かに関わらず、個人の勘定でいかなる投資銘柄も購入し、保有し、処分することができる。かかる利害関係人は、当該取引により、または関連して生じた収益または利益について、他の利害関係人もしくは受益者またはそのすべてに対して、説明する義務はない。

信託証書および投資顧問契約は、クラスB規則第4.10条に言及している。かかる条項は、管理会社、受託会社、投資顧問会社またはその関連会社が主にスキーム財産に関し以下の取引を行えない場合を規定している。

- (a) ファンドの勘定で、受託会社に対し資産を販売、または販売の取扱いを行うか、（ユニット化によるものを除く。）ファンドの受益証券の発行に対し受託会社の資産を提供する場合。
- (b) ファンドの勘定で行う受託会社から資産を購入する場合。

第4.10条は、受託会社、管理会社、投資顧問会社、またはそれらの関係会社のいずれも本条に従い行った取引から生じた収益または利益について、他の当事者および/または受益者に対し説明する義務はない旨規定している。

本書は、HSBCグループの開示について上述している。

本書は、また、一ファンドが他の一ファンドまたは複数のファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得権益に関して管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されることを明記している。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散に関しては、4分の3以上の多数決による株主総会の決議（特別決議）が必要である。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

受託会社の合意、クラスB規則および委員会に対する事前の書面による通知および委員会の正式承認に基づき、管理会社の委員会によって承認された他のガーンジーの関係当事者に対する信託証書に基づく管理会社を退任するか、またはその権利および義務を譲渡することができる。

##### (3) 出資の状況

該当事項なし。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社は、本書提出日現在、その知りかつ信じる限り、いかなる管轄法域における裁判所、仲裁機関および政府機関において、仲裁または行政手続に関与していない。

その他、本書提出日現在、管理会社、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドおよび各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(「受託会社」)

(HSBC Private Bank(C.I.) Limited)

##### 資本金の額

平成22年8月末日現在、2,496万米ドル(約21億1,062万円)

##### 事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、GY1 1EE、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、パーク・ストリート、パーク・プレイスに登記上の事務所を有する。受託会社は、HSBCグループの一社である。平成20年5月31日付で、HSBC プライベート・バンク(ガーンジー)リミテッドより名称を変更した。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

#### (2) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「保管受託銀行」)

(State Street Custodial Services(Ireland) Limited)

##### 資本金の額

平成22年8月末日現在、200,000スターリング・ポンド(約2,615万円)

##### 事業の内容

保管受託銀行は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの保管業務を提供する。

#### (3) ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)

(State Street Fund Services(Ireland) Limited)

##### 資本金の額

平成22年8月末日現在、350,000スターリング・ポンド(約4,576万円)

##### 事業の内容

管理事務代行会社は、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの管理事務代行業務を提供する。

#### (4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(「投資顧問会社」)

(HSBC Alternative Investments Limited)

##### 資本金の額

平成22年8月末日現在、1,078,543米ドル(約9,120億円)

##### 事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

#### (5) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

##### 資本金の額

平成22年9月末日現在、24,422,137,143円

##### 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を行っている。

(6) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

資本金の額

平成22年9月末日現在、224億9,396万8,235香港ドル(約2,445億943万円)および125億3,350万米ドル  
(約1兆598億3,276万円)

(注)香港ドルの円換算額は、平成21年8月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=10.87円)による。

事業の内容

日本において銀行業務を行っている。

## 2【関係業務の概要】

(1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(「受託会社」)

(HSBC Private Bank(C.I.) Limited)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証書の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、インベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で包括保管契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・カストディアル・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が保管機能を委託されている。当該契約に基づき受託会社がステート・ストリート・カストディアル・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッドに支払うべきすべての報酬は受託報酬から支払われる。

(2) ステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「保管受託銀行」)

(State Street Custodial Services(Ireland) Limited)

インベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッドは、受託会社との間で包括保管契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・カストディアル・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が保管機能を委託されている。

(3) ステート・ストリート・ファンド・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)

(State Street Fund Services(Ireland) Limited)

インベスターズ・ファンド・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッドは、管理会社との間で管理事務契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・ファンド・サービシ - ズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が管理事務機能を委託されている。

(4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(「投資顧問会社」)

(HSBC Alternative Investments Limited)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

(5) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

( 6 ) 香港上海銀行 東京支店 ( 「香港上海銀行」 ) ( 「日本における販売会社」 )

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

### 3 【資本関係】

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス ( ガーンジー ) リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス ( スイス ) エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメンツ ( UK ) リミテッドはHSBC アセット・マネジメント・リミテッドの全額出資会社である。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

- 1 1988年4月1日までは、ガーンジーのあらゆる種類の投資信託は、ユニット・トラストとして設立されたか、1908年ガーンジー会社法(改正後)の下における会社として設立されたかを問わず、ガーンジー州投資顧問・金融委員会によって規制され、1946年ガーンジー借入規制法に従って制定された借入規制に関する政令に規定された相当程度限られた権能のみを有していた。
- 2 1988年4月1日、1987年ガーンジー投資者保護法(「1987年法」)が全面的に施行され、同日、特に1987年法の実施を目的として、1987年ガーンジー金融サービス委員会法により、ガーンジー州によって設立されたガーンジー金融サービス委員会(「金融サービス委員会」)が活動を開始した。
- 3 1987年法により、何人であれ、金融サービス委員会が発行する免許なしに、ガーンジー内から規制下にある投資業を営むことまたはかかる業務を行っているを表示することは違法であり、また、ガーンジーの団体が、ガーンジーの領域外で、規制下にある投資業を営むことおよび営んでいるを表示することは、当該団体がガーンジーで当該業務を行う免許を有し、かつ当該業務がガーンジーで適法になしうるものでなければ、違法である。
- 4 1987年法において、1987年法付則第一部に明示されている種類の「規制投資」に関連して、1987年付則第二部に明示されている「制限活動」のいずれかを業とする者は、規制投資業を営んでいるものとみなされる。集団投資スキームは、付則第一部に明示されている規制投資の一つのカテゴリーを構成するものであるが、一般証券およびデリバティブは規制投資の他のカテゴリーを構成しており、また、ガーンジー州は、政令により、付則第一部に他のカテゴリーを追加する機能を有する。
- 5 1987年法付則第一部カテゴリー1は、集団投資スキームを、あらゆる種類の資産(現金を含む)に関する一切の仕組みであり、以下の特色を有するものと定義している。
  - (a) 投資者が、当該資産の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入またはかかる収益もしくは収入から支払われる金員の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入にあらずかり、またはこれを受け取ることができるようにする目的または効果を有し、
  - (b) 当該活動に関連する資産の運用に対して、投資者が日々の管理を行うことができず(意見を行使する権利または指示を与える権利を有するか否かは問わない)、かつ
  - (c) その下において、( )投資者の出資および支払原資となる収益もしくは収入が集められ、または( )当該資産が、その運用に責任を負う者によりもしくはその者のために、合同運用されること。付則第一部カテゴリー1は、集団投資スキームでない投資活動を数多く列挙している。それには、例えば、各投資者が当該スキームの管理会社と同グループ内の法人である取引、フランチャイズの仕組み、銀行による預金受入れ、保険契約および企業年金スキームが含まれる。オープン・エンド型会社型投資信託でない法人およびクローズド・エンド型ユニット・トラスト(法人の場合、オープン・エンド型会社型投資信託ではない仕組みと定義されている。)もまた除外されている。
- 6 1987年法は、制限活動を構成する活動として、販促活動、購入、登録、売買、運用、管理、助言、保管および投資取引所の運営を挙げている。免許業者は、当該集団投資スキームが1987年法に従って金融サービス委員会により許可されない限り、ガーンジー法に基づいて設立または設定された集団投資スキームに関して制限活動に従事することができない。当該集団投資スキームがガーンジー以外の国または地域の法律により設立または設定され、運用および保管の両方の制限活動が免許業者により行われまたは委託されている場合、当該スキームもまた、1987年法に基づき、金融サービス委員会により認可されることが必要である。運用、保管または管理の制限活動のいずれかが、免許業者により、ガーンジーにおいて、特定の法域において認可された一定のスキームを除く非ガーンジー籍スキームに関して行われる場合、かかる活動を行う免許業者は、金融サービス委員会に対して、かかるスキームのためにかかる活動を行うことを、事前に書面により通知しなければならない。1994年非ガーンジー籍スキームに対する業務運営および通知に関する規則に基づく一定の要件が

満たされなければならない。

- 7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令（改訂済）（「COB0政令」）に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれる。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護（改訂）法（「P01改正法」）に関連して、COB0政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COB0同意を必要としない。
- 8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。P01改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム（「登録ファンド」）である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なるスキームを規定している。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム（クラスA）規則（2003年集団投資スキーム（クラスA）（改訂）規則により改訂済）、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム（クラスA）規則により改訂済）（「クラスA規則」）により規制される。クラスBスキームは、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則（「クラスB規則」）により、クラスQスキームは、1998年集団投資スキーム（適格専門的投資家向けファンド）（クラスQ）規則（「クラスQ規則」）により規制される。

2008年10月29日付で、P01改正法は、COB0政令のファンド業務に関連する部分および1987年法の改正部分と差し替えられた。2008年12月15日、金融サービス委員会は多くの規則（「新規則」）を施行したが、これには、2008年認可クローズド・エンド型投資スキーム規則（「ACEIS規則」）、2008年登録集団投資スキーム規則（「RCIS規則」）および2008年目論見書規則が含まれている。2009年4月30日までにRCIS規則に基づき登録されることを選択していなかった既存のクローズド・エンド型集団投資スキーム（2008年12月15日以前に承認済）は、COB0政令に基づき実際に同意を得た日に、ACEIS規則が当該日に施行されていたものとして、改正済1987年法第8条およびACEIS規則6.02項に従い認可クローズド・エンド型投資スキーム（「認可ファンド」）として認可を宣言されたものとみなされた。

2008年目論見書規則は、登録されたオープン・エンド型集団投資スキーム、登録されたクローズド・エンド型集団投資スキームおよびガーンジーのカテゴリー2の規制投資の公募のための目論見書に関する情報開示要件の概要を定めている。2008年目論見書規則は、ACEIS規則と共に読み込むことを要する。

変更により、投資信託は、現在、「認可される」または「登録される」ことができる。両方のタイプの投資信託とも、金融サービス委員会により「規制対象」商品とみなされるが、異なる届出制度に従わなければならない。すなわち、現在、1987年法に基づき6種類の異なる集団投資スキーム、すなわち、認可クラスA（オープン・エンド型）、認可クラスB（オープン・エンド型）、認可クラスQ（オープン・エンド型）、認可（クローズド・エンド型）、登録オープン・エンド型および登録クローズド・エンド型集団投資スキームが存在する。

金融サービス委員会の方針では、認可ファンドを登録ファンドより厳しく監督する意向である。既存のクローズド・エンド型スキームについて、二つのカテゴリー間に事実上ほとんど違いはない。実際、認可クローズド・エンド型ファンドに適用される新規則は、COB0制度の下でクローズド・エンド型ファンドにつ

いて求められた最低開示要件の大部分を取り込んでおり、すなわち、既存文書は、概ね新規規則で要求される情報を既に記載していることになる。

#### 9 クラスAスキーム

クラスA規則は、クラスAスキームの設立書類、関連のスキーム説明書の内容、スキームの一般管理および投資パラメーターを規制する。クラスA規則は、証券ファンド、マネー・マーケット・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、先物およびオプション・ファンド、不動産ファンド、ワラント・ファンド、フィーダー・ファンドおよびアンブレラ・ファンドとして設立されるクラスAスキームを規制する。

10 クラスAスキームであると宣言されたスキームは、例外なくクラスA規則の全てを遵守しなければならない、管理会社は、認可申請に際して、主要文書(ユニット・トラストの場合は信託証書、会社型スキームの場合は定款、管理契約および保管契約)がその内容に関連してクラスA規則の全てを遵守していることを言明する承認された法律事務所からの証明書を提出しなければならない、また当該証明書の署名済または認証済の写しをスキーム説明書およびその他の重要書類と共に金融サービス委員会に提出しなければならない。

#### 11(1) クラスBスキーム

クラスBスキームは、通常、限定的に、または私募によりまたは機関投資家もしくは専門的投資家に対して販売されるものである。クラスB規則は、主要文書およびスキーム説明書に記載すべき情報の内容を定めているが、投資権能および借入権能に特定の制限を課すものではなく、一般的に、柔軟でありながら、同時に最善の実務慣行を反映するように定められている。金融サービス委員会のクラスBスキームに関する現在の政策および実務慣行は、おおむね以下の様に要約できる。

- ( ) 投資目的および投資制限は、危険を分散するように企図されていなければならない。
- ( ) ファンドが、平均的リスクを超えるリスクに曝されているものと金融サービス委員会が判断する場合には、容易に認識され得る警告をしなければならず、受益証券の販売は、専門的投資家および経験ある投資家に対するものに限られることがある。
- ( ) スキームが負担すべき費用は、公正かつ合理的なものでなければならず、受益者に対して説明がなされなければならない。
- ( ) 受益証券の価格決定は、購入者、売却者および管理会社の間の合理的な公正さを達成するものでなければならない。
- ( ) すべての重要な事実は、投資を検討する者および既存の投資者に対して、明瞭に開示されなければならない。

#### (2) クラスQスキーム

クラスQスキームは、純資産200万英ポンド超の信託の受託者、純資産200万スターリング・ポンド超の会社またはリミテッド・パートナーシップおよび最低50万スターリング・ポンド超の純資産を有する個人を含む適格専門的投資家向けである。最低購入制限は存在しない。クラスQ規則は、金融サービス委員会がその適用を拒絶または修正しない限り適用される。クラスQ規則は、目論見書において、スキーム当事者の詳細、適格専門的投資家の定義、受益証券の特徴および潜在的投資家が思慮深い判断をなすために十分なリスク警告が含まれていなければならないと規定している。

クラスQスキームの主要な特徴は以下のとおりである。

- ( ) 各スキームは金融サービス委員会により認可され、その恒久的かつ継続的な監督に服さなければならない。
- ( ) クラスQスキームは、法人(プロテクテッド・セル会社を含む)、信託またはリミテッド・パートナーシップとして設立することができる。管理会社は、パートナーシップ持分、株式および受益証券の所有が定義された適格専門的投資家に限定されることを確保しなければならない。
- ( ) クラスQスキームへの投資について最低の個別購入額要件は存在しない。
- ( ) スキームの財産は、リスクの分散が図られていなければならないが、それは管理会社(会社の場合は当該会社)の裁量に委ねられる。リスク分散の基準は、スキームの目論見書に明記されなければならない。



- ( ) 書類の要件はより直載である。思慮深い投資判断を可能にするために十分な情報が含まれた目論見書が作成されなければならない。
- ( ) スキームの認可に先立ち、法律専門家の証明書は要求されない。その代わりに、管理会社は目論見書がクラスQ規則を遵守していることを証明する必要がある。

クラスBスキームおよびクラスQスキームへの投資については、クラスAスキームに適用される正式な補償スキームは適用されない。

- 12 クラスA、クラスBまたはクラスQのいずれかであるかにかかわらず、新規の集団投資スキームの認可または登録の申請を審査する際、金融サービス委員会は、申請の対象となっているスキームが1987年法および適用ある規則のすべての条件を満たしていると思われる場合であっても、認可を与える義務を負わない。金融サービス委員会は、申請を拒否する意図を有する場合、決定を下す前に、申請者に対して、書面で、審査中の決定について通知をしなければならず、申請者が希望すれば、書面で理由を通知する旨を示さなければならない。その時点から28日間、申請者は、口頭または書面により意思を表明することができ、金融サービス委員会が認可拒否の決定を下した場合、申請者は、ガーンジー王立裁判所通常座部に、当該決定が同委員会の権限逸脱または権限の不当な行使によるものであるという理由により不服申立てをすることができる。
- 13 設立者がガーンジーにおける新規参入者である場合、金融サービス委員会は、設立者となろうとする者の地位を重視する。選別の方針というものがあり、それによれば既設の投資信託の設立に関する証明可能な実績を有する者のみが許される。設立者になろうとする者が、他の法域における規制当局から認可を受けたという事実は、それ自体では、一般的には十分ではない。
- 14 1987年に基づき認可または登録が求められるすべての集団投資スキームについて、金融サービス委員会は、当該スキームが1987年法付則第3部の特定要件を充足すると確信した場合のみ、認可または登録を与えることができる。かかる要件とは、以下の通りである。
- ( 1 ) 当該スキームは、当該スキームが認可または登録されたスキームとして宣言を受けようとするクラスの集団投資スキームに適用される、1987年法に基づくすべての規則を遵守すること。
  - ( 2 ) 当該スキームの名称が望ましくないものまたは誤解を招くおそれがあるものでないこと。
  - ( 3 ) 当該スキームの目的が、合理的に見て実現可能であること。
  - ( 4 ) POI改正法の施行前において、当該スキームが次のいずれかの権利を投資者に与えること。
    - ( ) 投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
    - ( ) 投資者の受益証券を、公認の投資取引所において、上記( )から著しく乖離しない価格で売却すること。
- 当該スキームの管理会社および資産の保管受託銀行または受託者は、それぞれ法人でなければならない。
- ( 5 ) POI改正法の施行後、オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキームは、以下のいずれかの権利を投資者に与えること。
    - ( ) 投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
    - ( ) 投資者の受益証券を、公認の投資対象取引所において、本項( )から著しく乖離しない価格で売却すること。
  - ( 6 ) オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキームの管理会社および資産の受託者または保管受託銀行は、それぞれ法人でなければならない。
- 15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手續を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、様式APBに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、

申請料2,800スターリング・ポンドと共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

## 2 免許業者（業務運営）および資本適性度規則

2009年免許業者（業務運営）規則（以下「業務運営規則」という。）および2010年免許業者（資本適性度）規則（以下「資本適性度規則」という。）はそれぞれ、2010年1月1日および2010年4月16日に施行され、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則（以下「指定業者規則」という。）および1998年免許業者（財源、通知、業務運営およびコンプライアンス）規則（以下「FNCC規則」という。）と差し替えられた。

### A 指定業者

1 1987年法に基づく認可または登録によれば、（とりわけ）指定管理者の名称および指定受託者または指定保管銀行の名称を記載する必要がある。多くの場合、当該スキームがユニット・トラストである場合には信託証書中で指名された管理会社が、当該スキームが会社型である場合には管理契約に基づいて投資信託会社により任命された管理代行会社が、他の会社と、すべてでないにしろほとんどの義務の履行についてかかる他の会社（「代行会社」）に対して委任する契約を締結する。かかる場合、金融サービス委員会は、代行会社を1987年法第8条にいう指定管理者として指定するものとし、管理会社は、主要管理者として位置づけられる。

2 クラスA規則およびクラスB規則はともに、次のように定めている。

（a）認可されたスキームの指定管理者および指定受託者は、

- （ ）別々の者であり、相互に独立して行為し、
- （ ）各々、ガーンジーにおいて設立、運営され、営業所を有し、
- （ ）一方の会社の子会社でなく、かつ
- （ ）共通の業務執行取締役またはその他の役員を有しないこと。

（b）会社型スキームの場合、指定保管銀行は、当該会社型スキームと、業務執行取締役またはその他の役員を共有しないこと。

さらに、クラスB規則は、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが1987年法に基づく免許を有していなければならないと規定している（これは、いかなる場合においても、1987年法に基づくクラスAスキームについての要件でもある）。また、金融サービス委員会は、本規則に適合することを保証するために同委員会の決定する約定書、捺印証書、保証および保険を要求することができる。クラスQ規則の場合、上記（a）（ ）、（ ）および（ ）ならびに（b）が適用される。加えて、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが、1987年法に基づく免許を得ていなければならない。また、ガーンジーにおいて管理されかつ営業所を有していなければならない。

### 3 指定業者規則（廃止済）

2010年1月1日以前、指定業者規則には、指定管理者および指定受託者／指定保管銀行（指定業者）が遵守しなければならない数多くの重要な規則が含まれていた。指定業者規則は、クラスAスキームに関して、金融サービス委員会が必要または望ましいと判断した場合（例外なくかように判断される）、クラスBスキームに関して、制限活動を行う指定管理者および指定受託者／指定保管銀行にも適用された。指定業者規則は、財務記録の維持、財務諸表の作成、プロダクトバイアス、スキームの管理者、管理者が行う認可スキーム、当該スキームへ投資していないその他の顧客および管理者自身の間の取引の割当てならびに苦情処理についての詳細な規則を含んでいた。特に、

（a）指定業者規則4.01により、指定業者は、いつでも、適切な財源要件に適合していなければならない。認可スキームの指定受託者／指定保管銀行の場合、これは、400万スターリング・ポンドの総資本を有することを意味していた。指定管理者は、10万スターリング・ポンドまたは認可スキ-

ムの指定管理者の直近の年次会計に示された監査済年次経費（「経費基準要件」）の25%相当額のいずれか高い方の額の総資本を有しなればならなかった。「総資本」とは、指定業者の調整後の資産合計から負債合計を控除したものを意味し、金融サービス委員会の承認を得た指定業者が選択した場合、承認された法律事務所による、当該債務の法的執行可能性を確認する証明書が金融サービス委員会に提出されている約定書、補償、捺印証書、信用状、保証書および保険の価額をも意味していた。

- (b) 指定業者規則8は、次の様な取決めについてスキーム説明書に記載する義務を指定管理者に対して課していた。すなわち、指定管理者が他の者との間に有する取決めで、それにより直接の利益が支払われないものの、管理者によりその者に業務を提供するという約定がなされ、かかる利益およびサービスが管理者の業績向上に繋がるまたは繋がる事が企図されている場合であった。かかる取決めがない場合は、指定管理者は、適切なかかる取決めがない旨の記載がスキーム説明書の中に記載されるよう確保しなればならなかった。
- (c) 指定業者規則16は、指定業者が、指定業者規則およびその他の1987年法下の規則を遵守することを保証するための効果的な取決めを設け、維持することを要求する規則を含んでいた。かかる取決めの書面による詳細は、金融サービス委員会に提出されなければならず、その遵守について責任を負う役員が指名されなければならなかった。

#### 4 業務運営規則

2010年1月1日付で、業務運営規則は、指定業者規則と差し替えられ、免許業者（指定管理者および指定受託者/指定保管銀行）の取締役会、免許業者およびコンプライアンス・オフィサーが遵守しなければならない数多くの重要な規則を制定した。

業務運営規則は、業務運営規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。業務運営規則には、コーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則が含まれている。

#### B FNCC規則（廃止済）

2010年4月16日以前、1998年免許業者（財源、通知、業務運営およびコンプライアンス）規則（「FNCC規則」）は、金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、1987年法により免許された全ての者に対して適用されていた。FNCC規則は、FNCC規則により生ずべき義務が既に指定業者規則において指定業者により果たされている限りにおいて、指定業者には適用されなかった。FNCC規則は、特に、1987年法に基づいて免許を受けた者に対する財源要件、特定の金融上の事項について免許業者が金融サービス委員会に通知すべき事情、多様な通知要件、免許業者による業務運営に関する規則およびコンプライアンス体制について規定していた。

#### C 資本適性度規則

2010年4月16日付で、資本適性度規則は、FNCC規則と差し替えられた。資本適性度規則は、資本適性度規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。資本適性度規則は、すべての免許業者がいつでも（ ）適切な財源要件を遵守し、かつ（ ）流動性要件を維持することを規定している。さらに、資本適性度規則は、免許業者が一定の即時の財務通知を金融サービス委員会に対して届け出ることおよび財源要件の算定に関する枠組みを規定している。

免許業者は、いつでも、以下を含む適切な財源要件以上の財源を維持しなければならない。

- (a) 同規則第2.2.1条に基づき、オープン・エンド型の集合投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社について、400万スターリング・ポンドの純資産額
- (b) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社につき、10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する

純資産額のうちいずれか高い金額

( c ) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない、

( d ) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在 ( 社員および敷地 ) が無い免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任保険範囲のうちいずれか高い金額

免許業者が資本適性度規則第2.2.1条および第2.2.1条に該当せず、1994年ガーンジー銀行監督法 ( 改正済 )、2002年ガーンジー保険会社および保険仲介者法 ( 改正済 ) もしくは2002年ガーンジー保険業法 ( 改正済 ) または2000年ガーンジー受託者、企業経営および会社取締役規則法 ( 改正済 ) に基づく免許を有している場合に資本適性度規則第2.2.3条が適用される場合を除き、免許業者は、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費 ( 資本適性度規則に定義される。 ) の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。

免許業者は、以下に該当すると判断される事由を有する場合、直ちに金融サービス委員会に届け出るものとする。

( a ) 財源要件または流動性要件に違反するかまたは1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合、通知には、違反の治癒のため免許業者がとる予定のまたはとった措置を明記し、書面により確認されなければならない、

( b ) 免許業者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合

( c ) 免許業者の子会社の負債が子会社の資産を超える場合

( d ) 免許業者の親会社の負債が親会社の資産を超える場合

### 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

#### 1 ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、独立の法人格を有せず、管理者を一方当事者とし、受託者を他方当事者とする、一般に「信託証書」として知られる書面による合意によって設立される。この概念は、ガーンジーにおいて、少なくとも100年間は認知されており、信託は、現在、一般に、2007年ガーンジー信託法 ( 改正済 ) の規定により規律されている。ガーンジー法により最初に規律されたユニット・トラストは、30年以上前に創設されたものとされている。

ユニット・トラストの投資者の持分は、受益証券によって証明され、各受益証券は、信託財産の分割されていない持分一口を表章する。投資者が保有する受益証券によって表章される権利は、信託における受益権の性質を有する。受益証券を購入することにより、投資者は、信託証書の当事者であるのと同様にその条項に拘束される。

受益証券は、記名式または無記名式で発行され ( 規制当局の承認を得て、かつマネーロンダリング防止およびテロ資金調達防止に関する法令および規制を遵守する。 )、記名式で発行された場合、券面が発行される場合もされない場合もある。受益者名簿は、受益者の閲覧に供されるが、管理者および受託者は、受益者名簿を公衆縦覧に供する義務はない。

#### 2 オープン・エンド型投資会社

会社 ( いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。 ) は、2008年ガーンジー会社法に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

( a ) 当該投資信託の下において、資産が、投資リスクを分散し、株主に資金運用の結果として得られる利

益を享受されることを狙いとして、資金の投資を目的とする法人に実質的に帰属し、かつ、かかる法人によりまたはそのために管理されること。かつ、

(b) 投資者がスキームの条件に基づいて、

- ( ) 保有する受益証券を、当該法人によりもしくは当該法人が提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または
- ( ) 受益証券を、投資取引所において、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で売却する権利を有すること。

2008年6月30日以前

投資者がその株式を買い戻すことを可能にするために、オープン・エンド型投資会社を、記名割当株式または参加型償還可能優先株式のいずれかとして発行される極めて額面の小さい多数の種類分けされていない株式をもって設立するのが通常の実務慣行であった。2008年7月1日までにガーンジー法の下で株式が償還可能であるためには、当該株式がそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要がある。したがって、オープン・エンド型投資会社の株式資本は、通常管理株式または設立者株式と言われた比較的少数の株式をも含んでいた。この株式には、配当請求権はなく、清算に際しては当該株式について払込済みの額面額の払戻しを受ける権利のみがあった。かかるモデルに基づき、投資者に対して、種類分けされていない株式が参加型償還可能優先株式として発行される場合、その価格は、会社の現存純資産の価額を反映する総額であり、当該株式の額面額にプレミアムを加算した額となる。プレミアムの額は、会社の会計帳簿の株式プレミアム勘定と呼ばれる特別勘定に計上される。投資者が株式の償還を希望する場合、会社は、自分自身で当該株式を買い戻すか、償還される。いずれの場合においても、償還価格は、会社の現存純資産価格を参照して計算される。会社が株式を償還する場合、当該株式の額面金額分は、管理者に対する記名割当株式発行の収益(または配当可能利益)から償還され、残余部分は、株式プレミアム勘定(または、十分な残高がある場合には、損益勘定)から支出される。

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法の施行後、株式の買い戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買い戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買い戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授權株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

償還する場合、会社の定款に従い、会社のあらゆる勘定から株式を償還することができる。ただし、会社は常に最低1名の株主を有さなければならないため、すべての株式を償還することはできない。従前どおり、償還価格は会社の純資産価額を参照して計算される。

ガーンジー籍の会社の株式は、記名式でのみ発行されるが、券面が発行される場合もされない場合もある。会社の株主名簿は、株主の閲覧に供されるだけでなく、誰でも適切な手数料を支払って閲覧することができる。会社は、毎年、特に会社の授權株式資本、発行済株式資本および取締役の詳細を記載した年次確認書をガーンジー会社登記官に届け出なければならない。会社の記録は、ガーンジー会社登記官において維持され、適切な手数料を支払えば誰でも閲覧することができる。

すべての会社は、その運営および投資方針の立案について最終的に責任を負う取締役会を有していなければならないが、1987年法は、各会社が指定管理者および指定保管銀行を有することを要求している。

ユニット・トラストおよびオープン・エンド型投資会社の双方について、クラスB規則の下では、スキームを運用し、主要な文書、クラスB規則および直近に公表されたスキーム説明書（および、会社型スキームの場合には、取締役が随時下す決定）に従って、随時、スキーム財産の構成に関する決定を下すことが管理者の義務である。

次のことは受益者 / 保管銀行の義務である。

- ( a ) スキームが管理者により適切に運用されることを保証するために、合理的な注意をすること。
- ( b ) 主要文書およびクラスB規則に基づいて義務を果たすこと。

#### 4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

クラスB規則に従い、クラスBスキームの財産は、リスクを分散する目的で投資され、主要書類およびスキーム説明書に基づき認められた資産のみで構成され、スキーム説明書に定められた性質または種類を構成する。

クラスBスキームの財産は、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課された制限に違反して投資することはできない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合には、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者、受託者 / 保管銀行は、スキーム財産がその制限に違反して投資されないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。かかる制限の違反がある場合、管理者、受託者 / 保管銀行は、その状況を修正するために必要な措置を講じなければならない（一定の例外はある）、1ヶ月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

1987年法付則第3部第4条（上記1の第14項参照）に規定された性質を有し、管理者または管理者と同じグループの者または管理者と関係のある特定の者によって運用される集団投資スキームの受益証券に関して、かかる受益証券は、受益証券の発行に際し支払うべき当初手数料（または受益証券の買戻しに関する手数料）がこれを取得しようとするスキームまたはその投資家によって負担させられないよう管理者がしない限り、クラスBスキームによって取得されてはならない。

クラスBスキームのスキーム説明書には、主要書類またはスキーム説明書に基づいて許容されたヘッジ取引または借入れを開示しなければならない。ヘッジ取引および借入れは、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課される制限に違反してはならない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合は、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者、受託者 / 保管銀行は、ヘッジ取引および借入れがかかる制限に違反してなされないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。かかる制限の違反がある場合、管理者、受託者 / 保管銀行は、その状況を修正するために必要な措置を講じなければならない（一定の例外はある）、3ヶ月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- ( a ) 投資方針の対象が、元本成長型、収益成長型またはその他所定の方針かどうか。
- ( b ) 投資が限定されまたは投資を決定する際に指向されやすい経済部門または地理的地域
- ( c ) スキーム財産に含まれる投資対象の種類による制限
- ( d ) 投資の上限
  - ( ) リスク、評価および換金の困難性による特定種類の資産および証券
  - ( ) 単独の発行会社の証券または証券のクラス
- ( e ) 主要書類が他の集団投資スキームへの投資を規定している場合、その旨および管理者またはその関係者によって運営されるスキームに対してスキーム財産が投資される範囲についての報告
- ( f ) スキームがヘッジ取引を行うことができるか否か。できる場合、ヘッジのために行われることの多い取引の種類、かかる取引が行われる際の状況およびかかる取引のプレミアムまたはマージンとして

### 支払われるべき額の制限

( g ) スキームに関して行使しうる借入能力

クラスBスキームであるアンブレラ・ファンドに関し、クラスB規則は、アンブレラ・ファンドの一つのサブ・ファンドの受益証券を、そのアンブレラ・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する際の手数料 ( 手数料の上限額および手数料なくして許容される転換の最小数を含む ) に関する主要書類に記載された取決めをスキーム説明書中に記載することを要求している。

また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

クラスB規則は、スキーム説明書が、金融サービス委員会によって要求されているリスク警告を含むことを要求している。スキーム説明書には、また、以下の重要な情報を記載しなければならない。

( a ) スキームへの投資のメリットおよび許容しうるリスクについて十分な情報に基づく判断をするために、投資家およびその専門的アドバイザーが合理的に要求し、合理的に探せるような情報。

( b ) 管理者 ( 会社型スキームの場合その取締役の知識 ) またはそれらの者が合理的な調査により取得できたであろう情報

## 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

( a ) 規則6.03は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報ならびに ( それ以後に年次報告書が作成された場合は別として ) 直近の半期報告書を無料で提供されている場合はこの限りでない。

( b ) 規則10.01は、クラスB規則の付則の条項に沿ったスキーム説明書が、認可されたクラスBスキームについて管理者により ( 会社型スキームの場合には取締役により ) 作成されることを要求している。規則10.02によれば、認可されたクラスBスキームの管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) は、スキーム説明書が規則10.01に従って英語で作成され、写しが受託者 / 保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) が規則10.02 ( b ) の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則10.02 ( b ) は、管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) は、いかなる者に対しても、 ( かかる者が既に受益者である場合は別として ) スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。

( c ) 規則10はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入しもしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。

( d ) 規則4.03は、管理者および受託者 / 保管銀行に対して、主要な文書および直近に公表されたスキーム説明書の写しを、英語で、そのガーンジーにおける主たる営業所において、その通常の営業時間内は

いつでも、無料で、公衆縦覧に供することを要求している。管理者がクラスBスキームの受益証券を他の国または地域で販売している場合、当該国または地域において、当該地域において適用される法律により要求される書類または情報を入手可能にしなければならない。管理者および受託者/保管銀行は、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の謄写を許さなければならない。

## 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガンジーにおける継続的開示義務

### （a）ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02（1）により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の（2）項および第（3）項に従いそれぞれ作成された年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは収益を受益者へ分配する基準日において（無記名式受益証券の場合は要求に応じて）受益者名簿に登録済の各受益者および金融サービス委員会に対し送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第（3）項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。半期報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則4.06（2）は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所（本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。）の変更、主要な従業員（管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等（以下「主要従業員」という。））についての変更、主要従業員に関して、（a）氏名の変更、（b）金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、（c）規制当局（自主規制機関を含む。）または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および（d）主要従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則4.06（2）に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

### （b）管理会社

クラスBスキームに適用される業務運営規則の規定に基づき、管理会社は、その取引内容を十分に明示および証明する英語による更新された、その時点の免許業者の財政状態をいつでも合理的な正確性をもって開示する会計記録を維持し、管理会社にとってクラスB規則、業務運営規則および資本適性度規則の遵守をいつでも証明できることを要求される。管理会社はまた、（a）指定管理会社の場合には、少なくとも一般に公正妥当と認められた会計原則に従う計算書が含まれている年次財務諸表を作成しなければならない、（b）すべての顧客勘定の残高総額の詳細を提供し、また、（c）クラスA規則に従う各スキームに関して計算された関連する会計基準日現在の運用しているすべてのスキーム財産の総価額および資本適性度規則に定める適切な財源要件が充足されていることを確認する監査人による証明付の財源明細書を含む監査人の報告書を示さなければならない。監査済年次財務諸表の写しは、会計基準日後4か月以内に金融サービス委員会に提供されなければならない。免許業者は、業務運営規則に基づき、有資格の監査人を任命し、有資格の監査人が権能を与えられたことを金融サービス委員会に知らせなければならない。免許業者は、有資格の監査人を変更した場合、その旨を変更の理由とともに、金融サービス委員会に対して直ちに書面により届け出なければならない。業務運営規則の規定に基づき、金融サービス委員会は、特定の文書の検査権を有する。金融サービス委員会は、1987年法第27条により、管理会社に対し、質疑に応答し、情報を提供するために金融



サービス委員会に出頭することを要求し、また金融サービス委員会が合理的に指定する帳簿または書類の写しを金融サービス委員会に提出しかつ金融サービス委員会がこれらを謄写することを要求する権限を有する。

業務運営規則および資本適性度規則は、金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、1987年法により免許されたすべての者に対して適用される。

## 7 会社型集団投資スキームの（任意および強制）清算

### （a）会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年（ガーンジー）会社法（「会社法」）およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

- （a）会社の存続期間として定める期間が終了した場合または会社を解散すると定款に定める事由（もしあれば）が発生し、会社の任意解散を要求する決議を会社が株主総会において可決した場合、
- （b）会社の任意解散を要求する特別決議を会社が可決した場合。

普通決議とは、記録投票数の単純多数決で可決される決議であり、特別決議とは、（ ）記録投票数の4分の3以上の多数決で可決され、（ ）ガーンジー登記所の会社登記官（「登記官」）に30日以内に登録される決議である。

会社法に基づき、上述の任意解散を要求する普通決議はまた、ガーンジー登記所の登記官に30日以内に登録されなければならない。

会社法に基づき、以下の場合、会社は裁判所の命令により強制的に解散される。

- （1）会社が裁判所による解散を要求する特別決議を可決した場合。
- （2）会社が登録後1年以内にその業務を開始しない場合または1年間完全にその業務を停止した場合。
- （3）会社の株主数が不在となる場合（会社自体が金庫株を保有する場合における会社を除く。）。
- （4）会社がその債務の支払を行うことができず、会社がその債務につき支払不能とみなされる場合、即ち、
  - （a）当該会社が弁済期の到来した750スターリング・ポンドを上回る金額の債務を債権者に対し負い、当該債権者が（政府の弁護士を通じて）当該債務の支払を要求する正式の書面による請求書を当該会社の登記上の事務所宛に送達し、かつ当該会社が当該請求書の送達後21日以内に当該債務の支払を怠りまたは当該債権者が合理的に満足する担保付支払の提供を怠った場合。
  - （b）当該当社が支払能力検査に適合しない旨の裁判所の納得する証明がある場合。
- （5）会社が会社法第3部によるその名称の変更を要求する登記官の命令に従わなかった場合。
- （6）会社が計算書または報告書を株主に送付しなかった場合または会社法の定める期間内に年次株主総会を開催しなかった場合。
- （7）裁判所が解散を正当かつ公正であると判断する場合。

会社の強制解散申請書は、当該会社自体、当該会社の役員、株主、当該会社の一名以上の債権者またはその他の利害関係人によって裁判所に提出され、またかかる申請書に関し裁判所が行う命令は、当該申請書が当該会社の債権者全員によって提出されたものとして当該債権者全員について適用される。

クラスB規則8.05に定める事由のうち、（b）項に記載する事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.05に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

会社型スキームの受益者が当該会社の解散決議を可決した場合または裁判所が当該会社の解散命令を行った場合、清算人が任命され、当該会社は営業を停止しなければならず、当該会社の取締役は、当該会社のために行為する権限を有さず、当該会社を何ら拘束しない、当該会社の資産を換金し、債権者に支払を行いかつ受益者に対しその各々の権利に従って純資産を分配するのは清算人の義務である。

( b ) ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.05に定める事由が発生した場合に解散される。

- ( a ) スキームの認可が撤回された場合 ( 本委員会が特例として別途指示する場合を除く ) 。
- ( b ) スキームが解散される旨の特別決議が受益者によって可決された場合。
- ( c ) スキームの満期を延期するとの特別決議の受益者による可決がない場合に当該満期日が到来した場合には解散する旨主要書類に規定がある場合。
- ( d ) スキーム財産の評価額が所定の期間 ( もしあれば ) にわたって主要書類およびスキーム説明書に定める価額以下となり、管理会社が当該スキームの解散を選択する場合には解散する旨主要書類に規定がある場合。

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の発行および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.02に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に応じ分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散された場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

( 1 ) ファンド

会社型スキームかユニット・トラスト型スキームかを問わず、クラスBスキームは、ガーンジーの居住者とみなされ、1975年ガーンジー所得税法 ( 改正済 ) および1989年ガーンジー所得税 ( 免税機関 ) 令 ( 「政令」 ) ( 改訂済 ) に基づく所得税免除資格を有しかつ免税権を取得していない限り、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。ガーンジーに源泉を有する収入以外の収入についてガーンジーでの課税を免除されるファンドは、現在600英ポンドと定められているガーンジー州税務当局への年間納入金の支払に限定される。

政令の規定により納税免除資格を有する機関とは下記の通りである。

- ( a ) ( ) ガーンジーに設立された投資信託に基づく受益者として公衆が資産の取得、保有、運用もしくは処分による利益または収益に参加する手段を提供する目的で作られた仕組み、またはかかる手段を提供する効果のある仕組みであるユニット・トラスト型投資信託、および、( ) かかるユニット・トラスト型投資信託の受益権を有する会社。
- ( b ) ( ) ガーンジーにおいて登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分であり、またその目的がこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段を提供することである会社型投資信託、および、( ) かかる会社型投資信託の完全子会社である会社。
- ( c ) ( ) ガーンジー以外の場所に登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分でありその設立書類にこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段についての定めがあるもの、および、( ) かかる会社の完全子会社である会社。

上記の ( a ) 項、 ( b ) 項および ( c ) 項に該当する機関の納税免除資格は、概して、当該機関がその業務に関わる経営上および事務上の業務サービスの提供についてガーンジーの居住者と契約を結んでいなければならないこと、また銀行預金または他の租税免除機関への投資を除き、ガーンジー内にある

投資物件またはその他の資産を取得または保有してはならないことである。

所得税法についての税務当局からの一定の承認は、カテゴリー ( b ) および ( c ) に該当する会社型投資信託からの免除の条件に適用される。

ガーンジーでは、印紙税またはこれに類似する租税は、ユニット・トラスト型スキームについては課せられないが、会社型スキームには、当該会社の授権株式資本の額面額に対して0.5%の文書税が、最大100万スターリング・ポンドの授権株式資本の額まで課せられる。

## ( 2 ) 管理会社

認可スキームの管理会社として行為する免許を受けるためには、管理会社は所得税法上ガーンジーに居住していなければならない。したがって、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、純利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。

## ( 3 ) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、( 上記 ( a ) 項、( b ) 項および ( c ) 項に該当する場合 ) 非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税 ( 検認手数料は除く ) または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

#### 第 4 【 外国投資信託受益証券の様式 】

受益証券の券面は発行されない。

## 第5【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社または日本における販売会社のロゴ・マークまたは各種デザインを使用することがあり、また、ロゴについての説明も記載することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
  - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
  - ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

各ファンドは、投資先ファンドを通じて、有価証券等に投資を行います。各ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、投資先ファンドおよび投資先ファンドに組み入れられた有価証券等の値動き、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下し、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資先ファンドの価格は、投資先ファンドに組み入れられた有価証券の発行者または取引契約の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により値動きしますので、これにより各ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドに生じた損益は投資者の皆様には帰属しません。各ファンドは元本が保証されている商品ではありません。

### 【別紙A】

#### ファンド概要

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

#### 1 投資目的

比較的長期の投資展望を要する各種戦略を用いたヘッジ・ファンドを選び抜き、それら複数のヘッジ・ファンドに投資することによって、絶対収益の提供を目指す。ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」である。

#### 2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、比較的長期の投資展望を要する各種戦略を用いたヘッジ・ファンドへの投資によって、それに伴うリスクに相応する水準の収益の提供を目指す。

ファンドは、イベント・ドリブン戦略、合併アービトラージ戦略、アクティビスト・スペシャル・シチュエーションズ、株式のロング/ショート戦略およびディストレスト証券投資戦略を含むが、これらに限られない種々のオルタナティブ戦略を利用する投資先ファンドに投資を行う。

いつでも、連結ベースでファンドの純資産額の最低3分の2は、比較的長期の投資展望を要する戦略に投資される。

#### 3 クラス受益証券とベンチマーク（インデックス）

クラス受益証券：

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

ベンチマーク（インデックス）：

米ドル3か月物LIBORプラス5%（年率）

## 4 ファンドの特徴

- ( ) 当初発行価格（海外）：クラス受益証券の基準通貨により100.00米ドル
- ( ) 当初募集期間（海外）：平成19年2月28日
- ( ) 基準通貨：米ドル
- ( ) クラス証券の基準通貨：米ドル
- ( ) 受益証券の形態：累積型
- ( ) 分配方針：すべての収益は、「再投資」される。
- ( ) 取引日：
  - ・受益証券の申込みの場合、3月、6月、9月および12月の最終営業日の10営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない（評価時点は、当該暦四半期の最終営業日午後5時（ガーンジー時間））。
  - ・受益証券の買戻しの場合、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前（最初の買戻しの機会は、平成20年3月31日）までに買戻しの指図が受領されなければならない（評価時点は、当該暦四半期の最終営業日午後5時（ガーンジー時間））。ただし、最低投資期間の制限に服する。
- ( ) 最低投資期間：受益証券が発行された取引日から1年間。受益証券の買戻しは、上記（ ）項に従い受け取る買戻指図に基づき、当該取引日の1年目の応当日またはその直後の暦四半期の最終営業日から行うことができる。
- ( ) 最低保有金額および最低取引金額：100,000米ドルまたは管理会社はその裁量により決定する金額
- ( ) 決算日：毎年4月の最終営業日
- ( ) 償却費用は、25,000米ドルを超えない。
- ( ) 報酬
  - 申込手数料：申込金額の3%を上限とする当初申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。
  - 年間手数料：管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。投資先ターゲット・ポートフォリオについての追加報酬は、当該ターゲット・ポートフォリオのレベルで課される。

## 5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する者の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、（管理会社と投資顧問会社との間で締結される）投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

## 6 投資制限

- ( ) ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社（以下、各々を「ターゲット・ポートフォリオ」という。）の持分または株式を直接取得する

が、その場合、各ターゲット・ポートフォリオは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と見られる商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。

- ( ) ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- ( ) 投資までの間または買戻しもしくは運営上の支出等に備えて保有される現金は、承認銀行またはHSBCに預託することができ、いずれか一つの銀行に対するエクスポージャーの合計はファンドの純資産価額の20%を超えないものとする。ただし、当該制限は、かかるエクスポージャーが一金融機関当たり500万米ドルもしくはこれに相当する他の通貨建ての額より少ない場合には適用されない。
- ( ) 当初募集期間の終了の1年目の応答日から、各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低15%は、3か月以内買戻資金として利用可能であるものとする。
- ( ) 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
- ( ) ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- ( ) 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- ( ) ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。
- ( ) ファンドは、同一の運用者により運用される3以上の投資先ファンドに投資してはならず、同一の運用者により運用される投資先ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。
- ( ) ファンドは、(a) 管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは(b) 管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。更に、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
  - ファンドにより当該関係を有する投資先ファンドに対して申込手数料は支払われることがない。
  - HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。
  - 管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額される。
- ( ) ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。また、ファンドは、いつでも、買戻義務を履行するために十分な流動性を維持できる方法で投資先ファンドのポートフォリオを運用するよう確保するものとする。
- ( ) ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- ( ) ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- ( ) ファンドは、不動産を取得してはならない。
- ( ) ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
- ( ) ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- ( ) ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。
- ( ) ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。

日本におけるファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

- ( ) 管理会社により運用されているすべての投資信託のために、いずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。上記料率は、買

付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。

- ( ) ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産などの流動性のない資産に投資することはできない。
- ( ) 管理会社が、管理会社自身またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

#### 7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

#### 8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- ( ) 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために、および買戻資金調達のために3か月間を上限とする期間
- ( ) 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

#### 9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買い戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の15%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買い戻されなかったいかなる受益証券も、翌取引日に繰り越され、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買い戻される。

#### 10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ( ) 市場リスク ~
- ( ) 信用リスク ~
- ( ) 流動性リスク ~
- ( ) 集中リスク、
- ( ) レバレッジ・リスク
- ( ) HSBCグループ開示
- ( ) 投資顧問会社および投資制限

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドが、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに投資家は留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

#### 11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは、以下のとおりである。

CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・フィーダー・ファンド・リミテッド  
(CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited)



運用の基本方針	その資産のすべてまたはほとんどすべてをCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドに投資する。CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・フィーダー・ファンド・リミテッドおよびCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドそれぞれの投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドは、ファンダメンタル分析および/または定量分析を活用し、一または複数の投資スタイル（ディレクショナル、レラティブ・バリューおよびアービトラージを含むが、これらに限られない。）を用い、また一または複数の資産クラスにおいて様々な手法（エクイティ、クレジット、転換証券、外国為替、金利、商品およびボラティリティを含むが、これらに限られない。）を適用しつつ、グローバル・ポートフォリオを組み立て、構築しおよび取引することによりその投資目的の達成を追求する。
投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)

パーシング・スクエア・インターナショナル・リミテッド  
(Pershing Square International, Ltd.)

運用の基本方針	資本を維持し、合理的なリスクに見合う最大かつ長期的な元本の増加を追求することである。
主要な投資対象	公的な米国発行体および米国外の発行体の株式または債務証券（株式または債務証券に転換可能な証券を含む。）、権利、オプションおよびワラント、債券、ノート、株式および債務指数、スワップ、スワップション、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブ商品、証券指数およびストラクチャード・エクイティまたは確定利付商品に関する先渡契約等の金融商品、取引所で取引されるファンドならびに投資運用会社がファンドの投資目的を達成すると考えるその他の金融商品のロングおよびショートポジションに投資を行う。
投資運用会社	パーシング・スクエア・キャピタル・マネジメント・エル・ピー (Pershing Square Capital Management, L.P.)

## 【別紙B】

### ファンド概要

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド  
- 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

#### 1 投資目的

ストレート（混乱した）またはディストレスト（財務状況の悪化した）の市場機会により利益を得る各種戦略を用いている投資信託およびマネージド・アカウントを選定し、それら複数の投資信託およびマネージド・アカウントに投資することによって、絶対収益の提供を目指す。ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」

である。

## 2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、ストレートまたはディストレストの市場機会により利益を得る各種戦略を用いた投資信託およびマネージド・アカウントへの投資によって、それに伴うリスクに相応する水準の収益の提供を目指す。

ファンドは、市場価格が本来の価値から著しく乖離していると考えられるストレートまたはディストレストの市場状況より利益を得る各種代替戦略を用いた投資信託およびマネージド・アカウントに投資を行う。かかる戦略は、短期債券、転換社債、自己資本再構成および自己資本回収、アセット・バック戦略、株式戦略、クローズド・エンド・ファンド・アービトラージ、リスク・アービトラージならびにディストレストに専念した戦略を含むが、これらに限られない。

いつでも、連結ベースでファンドの純資産額の最低3分の2は、ストレートまたはディストレストの市場機会により利益を得る戦略に投資される。

## 3 クラス受益証券とベンチマーク(インデックス)

クラス受益証券：	ベンチマーク(インデックス)：
HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド - 米ドル・クラス	米ドル3か月物LIBORプラス5%(年率)
HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド - ユーロ・クラス	ユーロ3か月物LIBORプラス5%(年率)

## 4 ファンドの特徴

- ( ) 当初発行価格(海外) : クラス受益証券の基準通貨により100.00米ドルまたは100.00ユーロ
- ( ) 基準通貨 : 米ドル
- ( ) クラス証券の基準通貨 : 各クラス証券の名称のとおり
- ( ) 受益証券の形態 : 累積型
- ( ) 分配方針 : すべての収益は、「再投資」される。
- ( ) 取引日 : ・受益証券の申込みの場合、毎月の最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。  
・各暦月の最終営業日における受益証券の買戻しの場合、暦月の最終営業日の45日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
- ( ) 最低保有金額および最低取引金額 : ・米ドル・クラス受益証券  
25,000米ドルまたは管理会社はその裁量により決定する金額  
・ユーロ・クラス受益証券  
25,000ユーロまたは管理会社はその裁量により決定する金額
- ( ) 決算日 : 毎年4月の最終営業日
- ( ) 償却費用は、25,000米ドルまたは各クラス受益証券の基準通貨相当額を超えない。

- ( ) 報酬
- 申込手数料：申込金額の3%を上限とする当初申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。
- 年間手数料：管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。投資先ターゲット・ポートフォリオについての追加報酬は、当該ターゲット・ポートフォリオのレベルで課される。

## 5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する者の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、（管理会社と投資顧問会社との間で締結される）投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

## 6 投資制限

- ( ) ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社（マネージド・アカウントを含む。）（以下、各々を「ターゲット・ポートフォリオ」という。）の持分または株式を直接取得するが、その場合、各ターゲット・ポートフォリオは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- ( ) ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- ( ) 投資までの間または買戻しもしくは運営上の支出等に備えて保有される現金は、承認銀行またはHSBCに預託することができ、いずれか一つの銀行に対するエクスポージャーの合計はファンドの純資産価額の20%を超えないものとする。ただし、当該制限は、( a ) いずれかのHSBCの企業体に対して、または( b ) かかるエクスポージャーが一金融機関当たり500万米ドルもしくはこれに相当する他の通貨建ての額より少ない場合には適用されない。
- ( ) 各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低15%は、3か月以内買戻資金として利用可能であるものとする。
- ( ) クラス受益証券の基準通貨に対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
- ( ) マネージド・アカウント以外のターゲット・ポートフォリオの持分を管理会社または受託会社の関連会社により運用または運営されるミューチュアル・ファンドまたは投資シンジケートの形を使って取得する場合、管理会社は、報酬が二重に徴収される可能性を回避するため、そのように取得する持分に関して当該関連会社に生じるすべての報酬を本ファンドに返還させるようにしなければならない。
- ( ) ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の30%を超えて購入または保有してはならない。ただし、当該制限は、マネージド・アカウントには適用されない。
- ( ) 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。ただし、当該制限は、マネージド・アカウントには適用されない。
- ( ) ファンドは、同一の運用者により運用される3以上の投資先ファンドに投資してはならず、同一の運用者により運用される投資先ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。ただし、当該制限は、マネージド・アカウントには適用されない。
- ( ) ファンドは、一または複数のマネージド・アカウントへの投資を除いて、( a ) 管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは( b ) 管理会社と関係を有する投資先ファンドに、

ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。更に、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。

ファンドにより当該関係を有する投資先ファンドに対して申込手数料は支払われることがない。

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。

管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額される。

- ( ) ファンドは、ファンドの純資産総額の30%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。また、ファンドは、いつでも、買戻義務を履行するために十分な流動性を維持できる方法で投資先ファンドのポートフォリオを運用するよう確保するものとする。
  - ( ) ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
  - ( ) ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
  - ( ) ファンドは、不動産を取得してはならない。
  - ( ) ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
  - ( ) ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
  - ( ) ファンドは、マネージド・アカウントに投資する場合、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法で行う。
  - ( ) ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。
- 日本におけるファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。
- ( ) 管理会社により運用されているすべての投資信託のために、いずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。上記料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。
  - ( ) ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産などの流動性のない資産に投資することはできない。
  - ( ) 管理会社が、管理会社自身またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

## 7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

## 8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- ( ) 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために、および買戻資金調達のために3か月間を上限とする期間
- ( ) 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

## 9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買い戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の15%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買い戻されなかったいかなる受益証券も、翌取引日に繰り越され、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買い戻される。

## 10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ( ) 市場リスク ~
- ( ) 信用リスク ~
- ( ) 流動性リスク ~
- ( ) 集中リスク、
- ( ) レバレッジ・リスク
- ( ) HSBCグループ開示
- ( ) 投資顧問会社および投資制限

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドが、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに投資家は留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

## 11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは、以下のとおりである。

ハルシオン・オフショア・アセットバックド・バリュー・ファンド・リミテッド  
( Halcyon Offshore Asset - Backed Value Fund Ltd. )

運用の基本方針	特定のクレジット戦略に対して価値を重視した投資を行うことにより、長期的に優れたパフォーマンスを顧客に提供することを目指す。
主要な投資対象	既発のストレートまたはディストレストの資産担保証券に集中的に投資を行う。
投資運用会社	ハルシオン・アセットバックド・アドバイザーズ・エルピー ( Halcyon Asset - Backed Advisors LP )

JABCAP グローバル・バランスド・ファンド・リミテッド ( JABCAP Global Balanced Fund Limited )

運用の基本方針	現金保有分を除くその資産のすべてをJABCAP グローバル・バランスド・マスター・ファンド・リミテッドの普通株式に投資する。JABCAP グローバル・バランスド・マスター・ファンド・リミテッドの投資目的は、世界中の株式、株式連動商品、債券ならびにその他の短期金融商品および外国為替商品に分散投資することを目指すトップダウンの積極的資産配分方針を通じ、長期的な元本の成長を追求することである。
---------	---

主要な投資対象	JABCAP グローバル・バランスド・マスター・ファンド・リミテッドは、その目的を達成するため、すべての主要通貨建ての短期金融商品、国債および社債、株式、普通株式に転換可能な債券、優先株式、ワラントおよびその他の債券、外国為替および株式関連証券等を投資対象として組み合わせるが、主に、世界の主要取引所に上場されているかまたはかかる取引所で取引されている証券に投資する。
投資運用会社	ジャブレ・キャピタル・パートナーズ（ケイマン）リミテッド （Jabre Capital Partners (Cayman) Limited）

CQS グローバル・ファンズ（アイルランド）ピーエルシー - CQS コンバーティブル・オポチュニティーズ・ファンド

（CQS Global Funds (Ireland) p.l.c. - CQS Convertible Opportunities Fund）

運用の基本方針	中長期にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	ポートフォリオを構築する際に主に転換証券に投資する。転換証券には、転換社債、転換優先株式およびその他の適当な転換可能商品または交換可能商品を含むことがある。これらは、固定利付商品または変動利付商品のことがあり、また企業または国家が発行していることがある。 為替リスクをヘッジするため、外国為替契約、先物およびオプションを利用することができる。 付随的に現金または現金等価商品を保有することができる。
投資運用会社	CQS（UK）エルエルピー（CQS（UK）LLP）

### 【別紙C】

#### 定義

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「承認銀行」	管理会社により承認された銀行をいう。通常、かかる承認手続は、HSBCグループの銀行が他の銀行について貸借対照表上の資産の借入人として信用枠を決定する際に用いる手続と同様である。
「本会社」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。

「適格投資家」	( )18歳以上であり、( )本書に定義された米国人ではなく、( ) 同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理 規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、( )同人が受 益者となることによって、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファン ド、いずれかのファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにな らず、または本来負担もしくは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上 等の不利益を被ることにならず、また( )HSBC オルタナティブ・スト ラテジー・ファンドまたはいずれかのファンドが1940年米国投資会社法 (改正済)に基づき登録を要求されることにならない者をいう。
「ファンド」	HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンド、およ び信託証書に別途規定されている場合を除いて、当該サブ・ファンドの クラス受益証券をいう。
「ファンドの特徴」	各ファンドに関する特定の情報を記載した各ファンド概要中の項目をい う。
「ファンド証書」	ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をい う。
「ファンド概要」	特定のファンドのみに関する情報を記載した情報の箇所をいう。
「HSBCグループ」	連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエ ルシーの子会社または関連会社をいう。
「インデックス」	別紙Aおよび別紙Bの「クラス受益証券とベンチマーク」の見出しの下 に記載されているインデックスをいう。
「投資先ファンド」	ファンドの投資顧問会社が、ファンドの資産を配分したファンドをいう。
「投資適格」	スタンダード・アンド・プアーズによりBBB格以上またはいずれかの公 認の信用格付機関により同等の格付を付与された銘柄をいう。
「信託証書」	HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドの名称でアンブレラ型 ユニット・トラストを設定するための平成19年2月8日付信託証書をい う。
「HSBC オルタナティブ・ ストラテジー・ファンド」	HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドをいう。

「米国人」

1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義されている「米国人」をいい、以下のものを含む。( )米国の居住者である一切の自然人、( )米国の法律に基づいて設立されたすべてのパートナーシップまたは会社、( )遺言執行者または財産管理人が米国人である一切の遺産、( )受託会社が米国人である一切の信託、( )米国に所在している外国の法主体の代理機関または支店、( )ディーラーまたは他の受託会社が、米国人のためまたは米国人の口座で保有している一切の非一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、( )米国で組織、設立されたか、または米国の居住者(個人の場合)であるディーラーまたは他の受託会社が保有している一切の一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、( )以下に該当する一切のパートナーシップまたは会社で(A)米国以外の法域の法律に基づいて設立されたもので、かつ(B)証券法に基づいて登録されていない有価証券に投資することを主な目的として米国人によって設立されたもの。ただし、自然人、遺産、信託ではない適格投資家(証券法の規則501(a)に定義されている通り)が設立し、所有しているものを除く。



## 独立監査人報告書

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、貸借対照表および関連する注記で構成される、2010年4月30日に終了した年度についてのHSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。当該財務書類は、それらに記載される会計方針に基づいて作成されている。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02（3）に準拠して、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

**管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲**

管理会社は、管理会社の責任についての報告に記述されているように、適用されるガーンジーの法律および英国会計基準に準拠した管理会社報告書および財務書類の作成について責任を負っている。

我々の責任は、関連する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真正かつ公正に表示されているか、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に準拠して適正に作成されているかについて、貴殿に我々の意見を報告する。我々はまた、我々の意見により、ファンドが適切に帳簿を記帳していないとき、または我々が監査に必要な情報および説明のすべてを入手できなかったとき、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に付随するその他の情報を理解し、財務書類と矛盾がないかについて検討する。我々は、明白な虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合、我々の報告書に対する影響を検討する。

**監査意見の基礎**

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による精査を含んでいる。監査はまた、財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび決定の査定ならびに会計方針はファンドの状況に適合し、継続して適用されまた十分に開示されているかどうかの査定を含んでいる。

我々は、本財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは間違いによる重要な虚偽記載のないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し、実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性についても評価した。

**意見**

我々は、本財務書類は、2010年4月30日現在のファンドの状態および同日に終了した年度についての利益を、英国会計基準に従って真正かつ公正に表示しており、また1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に従って適正に作成されているものと認める。

**[署名]**

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド  
ガーンジー

日付：2010年9月17日

HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

We have audited the financial statements of HSBC Special Opportunities Fund (the "Fund") for the year ended 30 April 2010 which comprise of the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set

out therein.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with Rule 4.02(3) of the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

#### *Respective responsibilities of Manager and Auditors*

The Manager is responsible for preparing the Manager's Report and the financial statements in accordance with applicable Guernsey law and UK Accounting Standards, as set out in the Statement of the Manager's Responsibilities on page 5.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents. We also report to you if, in our opinion, the Fund has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

#### *Basis of audit opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### *Opinion*

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with UK Accounting Standards, of the state of the Fund's affairs as at 30 April 2010 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents.

KPMG Channel Islands Limited  
Guernsey

Date: 17 September 2010

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管しております。

### 独立監査人報告書

HSBCディストレスト・マーケット・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、貸借対照表および関連する注記で構成される、2009年4月23日(設定日)から2010年4月30日までの期間についてのHSBCディストレスト・マーケット・ファンド(以下「ファンド」という。)の財務書類を監査した。当該財務書類は、それらに記載される会計方針に基づいて作成されている。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02（3）に準拠して、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

#### 管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

管理会社は、管理会社の責任についての報告に記述されているように、適用されるガーンジーの法律および英国会計基準に準拠した管理会社報告書および財務書類の作成について責任を負っている。

我々の責任は、関連する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真正かつ公正に表示されているか、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に準拠して適正に作成されているかについて、貴殿に我々の意見を報告する。我々はまた、我々の意見により、ファンドが適切に帳簿を記帳していないとき、または我々が監査に必要な情報および説明のすべてを入手できなかったとき、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に付随するその他の情報を理解し、財務書類と矛盾がないかについて検討する。我々は、明白な虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合、我々の報告書に対する影響を検討する。

#### 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による精査を含んでいる。監査はまた、財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび決定の査定ならびに会計方針はファンドの状況に適合し、継続して適用されまた十分に開示されているかどうかの査定を含んでいる。

我々は、本財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは間違いによる重要な虚偽記載のないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し、実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性についても評価した。

#### 意見

我々は、本財務書類は、2010年4月30日現在のファンドの状態および同日に終了した期間についての利益を、英国会計基準に従って真正かつ公正に表示しており、また1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に従って適正に作成されているものと認める。

#### [署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド  
ガーンジー

日付：2010年9月17日

#### HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

#### INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC DISTRESSED MARKETS FUND

We have audited the financial statements of HSBC Distressed Markets Fund (the "Fund") for the period from 23 April 2009 (date of incorporation) to 30 April 2010 which comprise of the Statement of Total Return, the Statement of Movements in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with Rule 4.02(3) of the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

#### *Respective responsibilities of Manager and Auditors*

The Manager is responsible for preparing the Manager's Report and the financial statements in

accordance with applicable Guernsey law and UK Accounting Standards, as set out in the Statement of the Manager ' s Responsibilities on page 5.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing ( UK and Ireland ).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes ( Class B ) Rules 1990 and the principal documents. We also report to you if, in our opinion, the Fund has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

#### *Basis of audit opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ( UK and Ireland ) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund ' s circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### *Opinion*

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with UK Accounting Standards, of the state of the Fund ' s affairs as at 30 April 2010 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes ( Class B ) Rules 1990 and the principal documents.

KPMG Channel Islands Limited  
Guernsey

Date: 17 September 2010

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2009年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当会社」という。）の財務書類について監査を行った。これらの財務書類は、当該財務書類に記載される会計方針に基づき作成されている。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に準拠して、一体としての当会社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当会社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われず、法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当会社および一体としての当会社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

## 取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

真正かつ公正な概観を示し、国際財務報告基準に従い、かつ適用あるガーンジー法に適合した財務書類を作成することに関する取締役の責任は、3頁（訳注：原文）の取締役の責任についての報告書に述べられている。

我々の責務は、関連する法令上の要件および国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

財務書類が、真正かつ公正な概観を示しているか、国際財務報告基準に従っているか、また2008年ガーンジー会社法に適合しているかについて、我々は、貴殿に我々の意見を報告する。我々は、我々の意見により、当会社が適正な会計記録を保持していないか、または我々の監査に必要と考える情報および説明をすべて入手していないと判断する場合にも、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に添付されているその他の情報を確認し、財務書類と矛盾がないか検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

我々はまた、後述の資本計算書を検証し、我々の意見により1988年集団投資スキーム（指定業者）規則第4.02条に詳述されている資本要件が満たされているか否かを確認することを要求されている。

## 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査に基づく検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当会社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた十分に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

我々の意見では、

- 財務書類は、2009年12月31日現在の当会社の財務状況ならびに同日をもって終了した年度の利益について、真正かつ公正な概観を示しており、
- 国際財務報告基準に従っており、また
- 2008年ガーンジー会社法に適合している。

さらに、我々は後述の資本計算書を検証した。我々の意見では、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則第

4.02条に詳述されている資本要件は、2009年12月31日現在充足されていた。

[ 署名 ]

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

2010年3月31日

INDEPENDENT AUDITOR REPORT TO THE MEMBERS OF  
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

---

We have audited the financial statements of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the year ended 31 December 2009 which comprise the Statement of Comprehensive Income, the Balance Sheet, the Statement of Changes in Equity, the Cash Flow Statement and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 262 of The Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

*Respective responsibilities of directors and auditors*

The Directors' responsibilities for preparing the financial statements which give a true and fair view and are in accordance with International Financial Reporting Standards and are in compliance with applicable Guernsey law are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 3.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, are in accordance with International Financial Reporting Standards and comply with The Companies (Guernsey) Law, 2008. We also report to you if, in our opinion, the Company has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

We are also required to examine the Statement of Financial Resources set out on page 20 and confirm whether, in our opinion, the financial resources requirement specified in Rule 4.02 of The Collective Investment Schemes (Designated Persons) Rules, 1988 is satisfied.

*Basis of audit opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF  
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED (CONTINUED)

---

### *Opinion*

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2009 and of its profit for the year then ended;
- are in accordance with International Financial Reporting Standards; and
- comply with The Companies (Guernsey) Law, 2008.

Furthermore, we have examined the Statement of Financial Resources set out on page 20 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 4.02 of The Collective Investment Schemes (Designated Persons) Rules, 1988 was satisfied at 31 December 2009.

KPMG Channel Islands Limited  
Chartered Accountants  
31 March 2010

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管しております。

## 独立監査人報告書

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、貸借対照表および買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書ならびに関連する注記で構成される、2009年4月30日に終了した年度についてのHSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。当該財務書類は、それらに記載される会計方針に基づいて作成されている。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02（3）に従い、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

## 管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

管理会社は、管理会社の責任についての報告に記述されているように、適用されるガーンジーの法律および英国会計基準に準拠した管理会社報告書および財務書類の作成について責任を負っている。

我々の責任は、関連する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真正かつ公正に表示されているかならびに1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に準拠して適正に作成されているかについて、貴殿に我々の意見を報告する。我々はまた、我々の意見により、ファンドが適切に帳簿を記帳していないとき、または我々が監査に必要な情報および説明のすべてを入手できなかったとき、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に付随するその他の情報を理解し、財務書類と矛盾がないかについて検討する。我々は、明白な虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合、我々の報告書に対する影響を検討する。

## 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による精査を含んでいる。監査はまた、財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび決定の査定ならびに会計方針はファンドの状況に適合し、継続して適用されまた十分に開示されているかどうかの査定を含んでいる。

我々は、本財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは間違いによる重要な虚偽記載のないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し、実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性についても評価した。

## 意見

我々は、本財務書類は、2009年4月30日現在のファンドの状態および同日に終了した年度についての利益を、英国会計基準に従って真正かつ公正に表示しており、また1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に従って適正に作成されているものと認める。

## [署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

ガーンジー

日付：2009年10月15日

HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC SPECIAL OPPORTUNITIES FUND

We have audited the financial statements of HSBC Special Opportunities Fund (the "Fund") for the year ended 30 April 2009 which comprise of the Statement of Total Return, the Balance Sheet, and the Statement of Movement in Net Assets attributable to the holders of Redeemable Participating Shares and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting



policies set out therein.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with Rule 4.02(3) of the Collective Investment Scheme (Class B) Rules 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

#### *Respective responsibilities of Manager and Auditors*

The Manager is responsible for preparing the Manager's Report and the financial statements in accordance with applicable Guernsey law and UK Accounting Standards, as set out in the Statement of Managers Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents. We also report to you if, in our opinion, the Fund has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

#### *Basis of audit opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### *Opinion*

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with UK Accounting Standards, of the state of the Fund's affairs as at 30 April 2009 and of its return for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents.

KPMG CHANNEL ISLANDS LIMITED  
CHARTERED ACCOUNTANTS

Guernsey

Date: 15 October 2009

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2008年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当会社」という。）の財務書類（以下「財務書類」という。）について監査を行った。これらの財務書類は、当該財務書類に記載される会計方針に基づき作成されている。

本報告書は、1994年ガーンジー会社法第64条に準拠して、一体としての当会社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当会社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われぬ。法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当会社および一体としての当会社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

## 取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

取締役は、2頁（訳注：原文）の取締役の責任についての報告書に述べられているように、取締役会報告書ならびに適用されるガーンジー法および国際財務報告基準（IFRS）に従って財務書類を作成することに関して責任を負う。

我々の責務は、関連する法令上の要件および国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

財務書類が、真正かつ公正な概観を示しているか、ならびに1994年ガーンジー会社法に準拠して適正に作成されているかについて、我々は、貴殿に我々の意見を報告する。我々は、我々の意見により、当会社が適正な会計記録を保持していないか、または我々の監査に必要と考える情報および説明をすべて入手していないと判断する場合にも、貴殿に報告する。

我々は、取締役会報告書を確認し、その中の明らかな虚偽記載に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

我々はまた、後述の資本計算書を検証し、我々の意見により1988年集団投資スキーム（指定業者）規則第4.02条に詳述されている資本要件が満たされているか否かを確認することを要求されている。

## 監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査に基づく検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当会社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた十分に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

我々の意見では、

- 財務書類は、2008年12月31日現在の当会社の財務状況ならびに同日をもって終了した年度の利益について、国際財務報告基準に従って、真正かつ公正な概観を示しており、また
- 1994年ガーンジー会社法に準拠して適正に作成されている。

さらに、我々は後述の資本計算書を検証した。我々の意見では、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則第4.02条に詳述されている資本要件は、2008年12月31日現在充足されていた。

[ 署名 ]

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

2009年3月30日

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF  
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

---

We have audited the financial statements (the 'financial statements') of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the year ended 31 December 2008 which comprise the Income Statement, the Balance Sheet, the Statement of Changes in Equity, the Cash Flow Statement and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 64 of The Companies (Guernsey) Law, 1994. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

*Respective responsibilities of directors and auditors*

The directors are responsible for preparing the Report of the Directors and the financial statements in accordance with applicable Guernsey law and International Financial Reporting Standards (IFRS) as set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 2.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with The Companies (Guernsey) Law, 1994. We also report to you if, in our opinion, the Company has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the Report of the Directors and consider the implication for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

We are also required to examine the Statement of Financial Resources set out on page 20 and confirm whether, in our opinion, the financial resources requirement specified in Rule 4.02 of The Collective Investment Schemes (Designated Persons) Rules, 1988 is satisfied.

*Basis of audit opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF  
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED (Continued)

---

### *Opinion*

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with International Financial Reporting Standards, of the state of the Company ' s affairs as at 31 December 2008 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with The Companies (Guernsey) Law, 1994.

Furthermore, we have examined the Statement of Financial Resources set out on page 20 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 4.02 of The Collective Investment Schemes (Designated Persons) Rules, 1988 was satisfied at 31 December 2008.

KPMG Channel Islands Limited  
Chartered Accountants

30 March 2009

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管しております。